

「松下講師問題」について

—神戸大学教養部紛争の記録—

昭和45年8月8日

神戸大学教養部広報

—第22号—

神戸大学教養部広報委員会

目 次

I 本号を発行するに当つて	2 頁
II 写真よりみた神戸大学教養部紛争	7
III 松下講師問題について	26
IV 松下講師問題に関連する資料集	37
V 神戸大学教養部年表	119
付 錄 5.31「朝日ジャーナル」の見解について	124

I 本号を発行するにあたって

一昨年（昭・43）秋から神戸大学教養部に起こった紛争のため、学舎が約一年半にわたって、正常な使用ができない状態がつづき、一時は研究・教育が全面的にストップし、事務関係もほとんど休止の状態にあった。昨年（昭・44）8月の封鎖解除以後、この状態はだいぶんよくなつたが、それから一年を経た今日も、教養部内はなお必ずしも静穏ではない。紛争の中で大きくクロース・アップされた松下講師と同講師に同調する少数の学生の動きもその余震的微動をやめていない。単に神戸大学のみならず、紛争を経験した全国の大学において、紛争の歴史的評価が可能となるには、事件がまだあまりにもなまなましく、十分なペースペクティブを持ち得ないというのが真実であろう。

ただ、松下講師の行なった一連の行為は、同講師特有の、表現の特異性と意外性、さらには、教養部の学舎内に見られるおびただしい落書きによって、神戸大学内はもちろん、外部のジャーナリズムまで強い関心を示すにいたった。同講師に対する毀誉褒貶も、各方面からそれぞれの立場でなされているようであるが、その中には、神戸大学、ことに教養部の「紛争」という一連の事件の中で、同講師が何をしたのか、その具体的な事を十分に認識することなく、ただ直線的に、その考え方や行動を論評するものも皆無とはいえない。去る4月15日、教養部教授会は、松下講師を国家公務員法第82条に規定する懲戒に付することが適当であると判断した。教授会では、同講師の思想の当否を問わず、現実に教養部長の命令を拒否しつづけ、学生とともに教授会を妨害し、奇矯な文句を連ねた落書きによって学舎を汚損するなどの行為を問題にしたものである。しかし、これもひとつの判断である。同講師の処分は、今後評議会で審議されることになっている。いわば目下係争中の事件である。

したがって、教養部の広報として、さらにひとつの判断を示すつもりはなく、そのようなことは厳に慎しまねばならない。ただ、大学の内外に、いささか事実に関する知識の不足を思わせる議論もあることを思えば、なるべく客観的な事実を多く提供して、この問題に関心を寄せるひとびとの判断の資料としていただくことは広報の義務ではないかと考えるのである。広報は必ずしも教授会や教養部長と同じ立場にたつわけではないので、松下講師の理念や立場を擁護するものもひとつの資料としてはいつくるのも当然である。同講師の言動に関する意見や批評はなるべくさし控えたいのであるが、本号はとくに同講師の行動を理解し、その意義を認める人たちの意見をもいくつか掲載した。そういう意見をのべた資料の数がきわめて少くなかったので、せめてその存在を明らかにしておこうと考えたからである。

もとよりこのような資料集をおおやけにするのは人びとの判断形成の一助とするためであるが、それ以外にもうひとつの理由がある。教養部においては、今年4月に約2,000名の新入生を迎えた。この新1年生は、入学以前のことは知らないので、今日、いわゆる「松下講師処分問題」がうんぬんされても、当の講師がどのようなことをしたのか、皆目わからないのではないか。もしそうだとすれば、それによって、同問題への対応が、十分な形でなされ得ないということもあり得る。新しい1年生にはとくに綿密に、本号を読んでもらいたいと思う。巻頭の写真も、その意味で、紛争中の状況を伝えるために、あえて煩労をいとわず、多数を挿入することにした。

教養部における紛争は注1に記してあるように、寮問題を契機として43年秋から表面化したものであるが、神戸大学全体としては改革準備委員会を発足させて各方面にわたる改革案を作成した。また教養部においても昨年春「教養部改革試案」を発表し、以後、これを基礎として、できるものからなるべく早く実

施すべく銳意その実現に努め、既に実施すみのものも、相当数あり、その都度「広報」に発表してきたわけである。また、実施すみのものは除き提案の段階にあるものを特集として特に「広報」第18号(45.4.21)にまとめて新入生諸君の批判を求めてきた。今回の「広報」は松下問題に焦点を合せて編集した。

ともかく、このたびの紛争は、教養部の歴史に残る異常な事件であった。そして、その中でも松下講師の行動は、とりわけ、全国の大学においても類例を見ないものであった。この異例な事件も、そのひとつひとつが時間がたつとともに、何ともなしに人びとの記憶から消えて行ってしまうのでは、苦しい体験も無意味になってしまうおそれがある。事件の詳細な記録を保存しようということも、また本号に資料をまとめる動機となった。

この資料集に眼をとおす人たちの気持は人によってそれぞれ異なるであろう。ただその中から、神戸大学の将来を、居すまいを正して考える姿勢が生まれることをねがってやまない。本号では、神戸大学の紛争の中での松下問題の資料を提示したのであるが、さらに機会を得て、紛争全体にわたる資料をまとめて、もう一度、紛争の本質を考えたいと思っている。

注1 神戸大学教養部の「紛争」過程と現況 ※

新入生諸君が神戸大学において学生生活を始めるに当り、諸君が置かれた新しい環境を理解する為にはさまざまなことを知る必要があるだろうが、その一つとして、全国の多くの大学における例にもれず当大学でも発生した一昨年から昨年にわたる「紛争」を挙げることができるであろう。なぜならば、現在の当大学の諸様相には、よかれあしかれ、その紛争の結果として存在する面がかなり多いからである。そこで広報委員会の立場から、ここに「神大紛争」の過程について教養部に関する事実を中心として略記・総括し諸君が現状を理解する為の参考に供したいと考える。

当大学の紛争の契機となったのは、昭和39年2月18日付で各国立大学に対して文部省から通達された「学寮における経費の負担区分について」と、同年8月に提示された「大学学生寮管理運営規則参考案」に対する一部寮生の不満であった。この問題は、国立大学の一つとしての神戸大学が独自でしかも早急に解決できるような性質のものではないが、43年11月に住吉寮自治会が炊夫(婦)雇入れ費、スチーム燃料費国庫負担など、表面的には経済闘争的色彩が強くみえる五項目要求をかけて対評議会団交を求め、それに対処した評議会の態度を不満とし12月5日一部寮生が本部事務局および学生部建物を封鎖した時に「神大紛争」が表面化したのである。

この頃教養部では、寮闘争委員会の学生が授業中の教室に入りこんだりしてアジ演説を行ない、寮生の運動に同情的支援を求めていた。彼らの運動が独善的であるということをこの時点できち早く見抜いた学生もいたが、教養部自治会代議員大会の決定で12月19日午後から無期限ストに入ることを宣言した。

こうして同情ストの形で始まった教養部の紛争は、年をこえて44年1月に入ると、経済

※ これは「広報」18号(45.4.21)に、新入生特集号として教養部の紛争の概観として新入生に説明を加えたものの転載である。

闘争から転化して元来からもくろんでいたと思われる政治闘争に移り、寮問題から大学の組織そのものを問題とする方向へエスカレートし、「ストライキ実行委員会」（以後スト実と略称）と称するものが学生自治会の実権を握り従来の執行部が過激派に押されて2月6日に突如辞任するという状態に追いこまれ、スト実を中心とする新しい暫定執行部が発足したが、この時点で、封鎖という次の段階への布石が打たれたわけである。

この間、教養部教授会は43年12月20日、44年1月18日の二度にわたって自治会の要求に従って団交を受け、学生の要求項目のなかで納得のいくものについてはその実行に努力することを確認して柔軟な姿勢をとっていたが、その後2月10日の団交で自治会暫定執行部がかかけた要求項目を、教授会が部分的にしか認めなかつたという理由で——特に教授会解体、教授会自己批判の要求を認めなかつたとして——その夜一部学生は教養部A棟をバリケード封鎖し、紛争は第二段階に入った。教授会側は、封鎖という手段はいかなる目的の為にせよ不当で無意味であるから直ちに解除するよう2月13日に封鎖学生に申し入れたが無視された。

こうして封鎖が続くうちに3月1日～2日封鎖学生が共産党员を封鎖中の学舎内に引きずりこんでリンチを加え重傷をおわせる事件が発生したが、この頃より構内は不穏な雰囲気に支配され始めた。44年度入学試験は無事終了したが、新入生はオリエンテーションも受けられないままに自宅待機を強いられ、大学側との連絡は各教官を中心にして形成された「1年生連絡グループ」という名の組織を通して行なわれるよう配慮されたが、グループが構内で連絡・親睦・学習などの集会を持とうとすれば妨害を受けることも珍しくなかった。5月6日には封鎖はさらにC・D棟におよんだが、この頃には封鎖に神戸大学学生以外の者も加わっていることが確認された。

紛争発生以来教授会側はこれに対処する態度を検討していたが、紛争の解決には可能な限りの学内改革を行なうことが不可欠であり、その具体案をもって一般学生に訴えると共に過激派学生と理性的・論理的に話し合うことに解決の期待を託すという結論の下に、教授会構成員全員が六部門に分れて参加する小委員会設置を2月5日に決定し、銳意審議を重ねた結果「教養部改革試案」を作成した。この中で特に強調されている点は、大学の「自治」とは従来のように教授会の自治のみを意味するものでなく、事務系職員・学生もそれぞれ固有の自治権を持つべきだという根本的理念、それに基づいた選挙や運営面への参加の方法、カリキュラム改正、などである。教授会はこの「試案」をたたき台としてこれに対する各方面からの意見や批判を参考にしてさらに具体化する為、5月21日付で助手、事務系職員、学生のすべてにこれを配布した。さまざまな見解が寄せられて広報において公表されたが、教授会としては特に封鎖学生と直接話し合う場を求めて、この「試案」をめぐって討論集会を開きたい旨スト実に申し入れたが拒否された。

これよりあとスト実から6月28日に大衆団交を開きたいとの要求があり、教授会側としては封鎖学生と意志疎通を計る絶好の機会としてこれに応じた。ところが、この団交の席上には学部の学生のみならず高校生も入り込み、当時全学的に意見がまとまりつつあった「全学集会」のみを議題に取り上げてそれに対する教授会の態度を一方的に非難し、また

発言も特定の学生群に限定されがちで、話し合いの意志を全く示さなかった。さらに全共闘系学生の暴行による部長事務取扱の負傷という事態が起り、身体的・心理的圧力を感じた教官は退席したが、最後まで残った教官はスト実との間で「全学集会」反対の意志表示をすることを約束した。然しその後教授会は慎重に討議の末、これを教授会の正式な決定とは認められないことを確認し、同時にこの時点から封鎖学生との理性的な話し合いの希望を断念せざるをえなかつた。

この頃までにはほとんど全学的規模にまで封鎖が拡大していたが、封鎖の不当性が一般に認識されてくるにつれて、学生を含めた大学構成員の大部分の中に封鎖に対する非難がようやく高まってきた状勢のもとで、7月8日に全学集会が開かれ、学長により封鎖解除・授業再開の意見が表明された。（参考までに付記するが、教養部ではこのころ改革試案・封鎖解除・授業開始に関して教養部全学生にアンケートを求めて意見分布を調査したが、その結果は次の通りであった。試案に対して全面的または部分的に賛成してその意義を認めたものは90.0%。封鎖解除賛成は80.1%。解除後の授業は、全面的開始賛成36.4%、ある期間討論を経た後開始賛成39.0%。）

こうして教養部では他学部と共に8月8日教職員の手によって封鎖を解除し、先ずスト決定に参加していなかった1年生の授業が9月1日から間に討論時間をはさんで暫定的に開始された。また同日、教養部学生大会が成立して新しい臨時執行部が選出され、教授会に対する10項目要求が決定し、それに基づいて9月5日新執行部と教授会との団交が行なわれ、10項目要求の確認書が交換された結果、自治会はストライキ解除を宣言し、この確認書は翌6日の教授会で正式に承認された。こうして9月16日から2年次生も含めた全面的授業が開始された。授業開始前後の構内では少数学生の暴力が時々横行し、教職員や学生の中には負傷したり殴打されたりした者もあったが、不穏な状況は11月に入つてほぼ静まった。授業に対するいやがらせはその後も時によつて起つたが、来る5月2日に44年度授業を終了する予定である。

なお、第二課程の場合は紛争に直接関係した学生が極めて少数だったことと、一般学生の態度が混乱を防ぐことに比較的積極的だった為に、無秩序状態に陥らなかつたが、この間の経過はおよそ次の通りである。教養部の紛争が封鎖の段階に達した時、44年2月12日に第二課程学生大会が開かれ、平常通りに期末試験を受けることを決定したので、教授会でもその予定でいたが、試験の1日目に試験実施に反対する一部の学生（主として第一課程学生）が現れ暴力で試験を中止となり、レポートに切り替えられた。また学生側はストライキなどの決議は全くしなかつたので、教授会側としては44年度の授業を行なう予定でいたが、封鎖学生に妨害されるので、第二課程の授業を可能にするような状態を作るようスト実に対して申し入れたが無視された。授業を受けることを望んでおりスト決議もしていない第二課程学生を締め出した封鎖学生に対しては、教官は勿論、学生からも強い不満が出、授業を行なえるような具体的方法を見出す努力をすることを5月14日の教授会で決定し、6月17日よりようやく学外に教室を借りて、第二外国語のみの暫定授業を開始、途中20日間程中止された時期があつたが7月31日まで行なわれ夏期休暇に入った。そして

9月1日に全面的授業が開始され、すでに部分的な授業が行なわれていた為に、第一課程の場合よりも早く2月28日に44年度授業をすべて終了した。

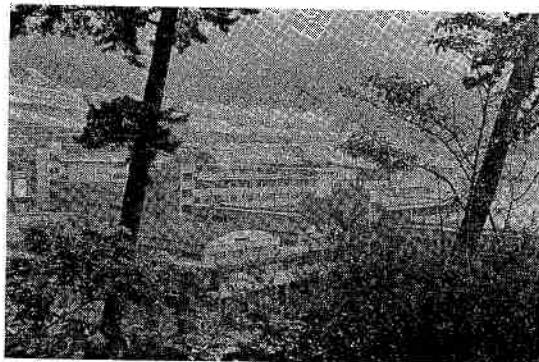
以上のような経過で現在に至っているわけであるが、教授会では先に提示した「改革試案」と「9.5 団交確認書」の線に沿って、実現可能なものから着実に改革の歩を進めつつある。教授会決定事項の公示、文部省に対する「2.18 通達」撤廃要求、予算・経理の公開、教養部と学部の授業相互乗り入れ、一般教育科目の群制度の一部廃止およびマス・プロ授業解消、英語必修単位の整理および2年次の選択制、などはすべて実施または本年度から実施が決定しているし、さらに現在検討中の改革案はかなり多方面にわたっている。学生にとって特に関心が深いと思われるカリキュラムの変更は、混乱を招かないようする為に漸進的にならざるをえないが、一年次諸君は従来とはかなり変わった制度の下で学習することになるであろう。

紛争を回顧することによってわれわれ大学構成員はそれぞれ何らかの教訓をえたと思われるが、特に次の点に留意することが今後われわれの態度決定にとって重要となるであろう。即ち、一般学生の漠然とした不満感を一部活動家学生が巧みに政治的に利用して自治会の支配権を獲得し、このことに一般学生が気づいた時は、大学はもはや救いようのない混乱状態に陥っていたということである。つけこまれたのは勿論学生だけでなく教官も同様であり、そういうすきを与える情況にあった大学側は、その欠陥を深く反省せねばならない。その意味では一部の過激派学生の行為は大学構成員全員にとって一つの警鐘の役割を果したと言えよう。然し彼らははね上り者の本質として、何らかの改革をめざしていたわけではなく単に支配権を獲得しようとしていたので、自分自身の手によるのでなければいかなる改革を認めないと独善性を暴露することになり、一般学生の支持を失なったばかりでなく、改革の障害者ともみなされるようになった。この点の認識をふまえた上で、今後のわれわれの在り方を各人で考えてみることが重要であろう。

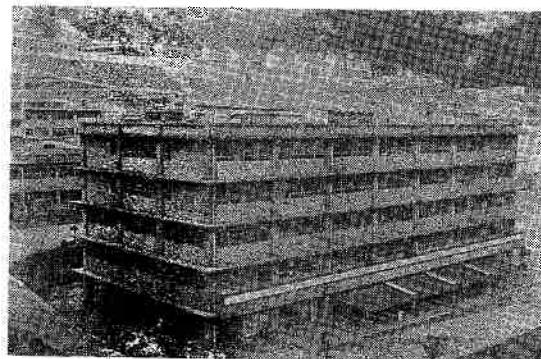
II 写真よりみた神戸大学教養部紛争

A. 紛争前の教養部学舎	8 頁
B. バリケード封鎖と学舎の荒廃	9
C. 復旧作業開始	15
D. 封鎖解除後の落書	16
E. 学舎復旧に関する公示	17
F. 復旧後の学舎の汚損	18
G. 1970. 6. 23 教養部正門封鎖	25

A. 紛争前の教養部学舎

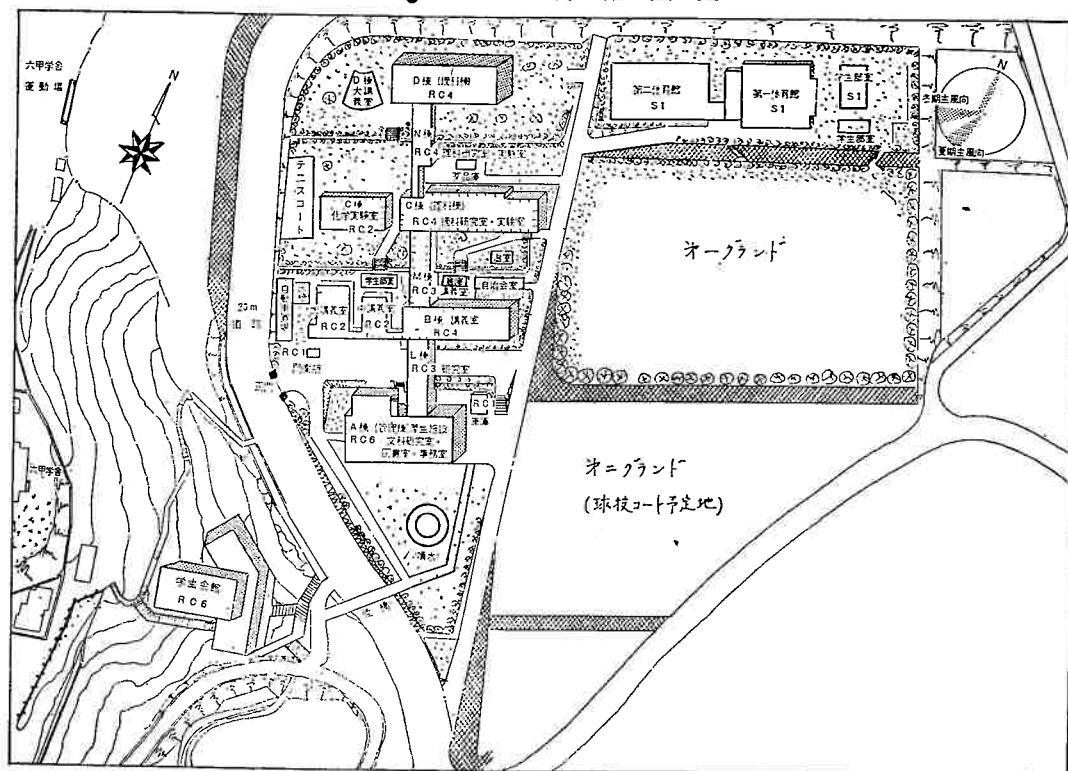


1 神戸大学教養部全景



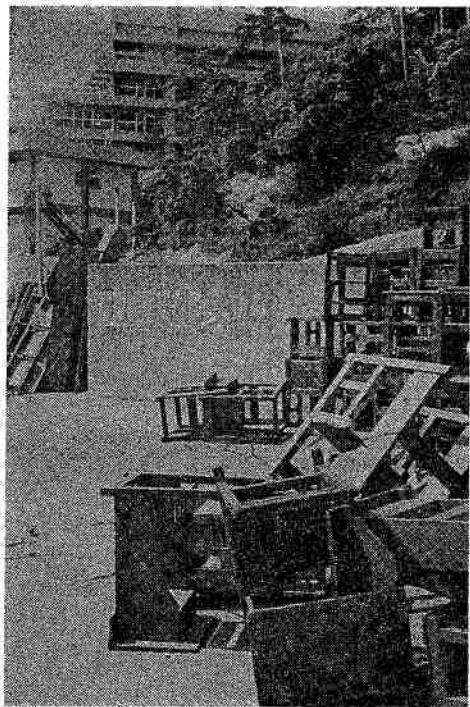
2 A 栄 管理棟

3 教養部配置図



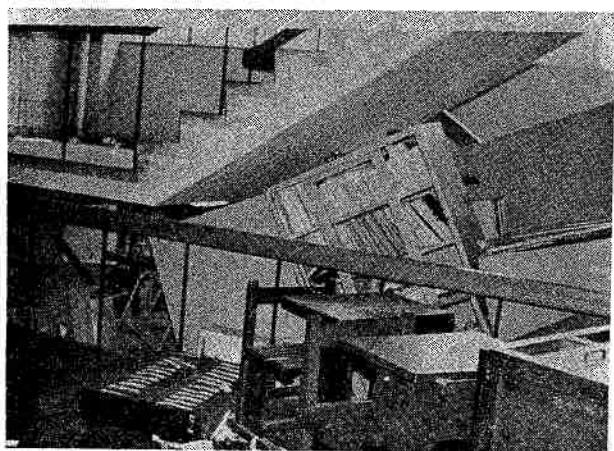
B. バリケード封鎖と学舎の荒廃状況

—バリケード内は神聖などと唱えた全共闘派学生による封鎖は一体何をもたらしたか—
(1969. 2. 10~8. 8)



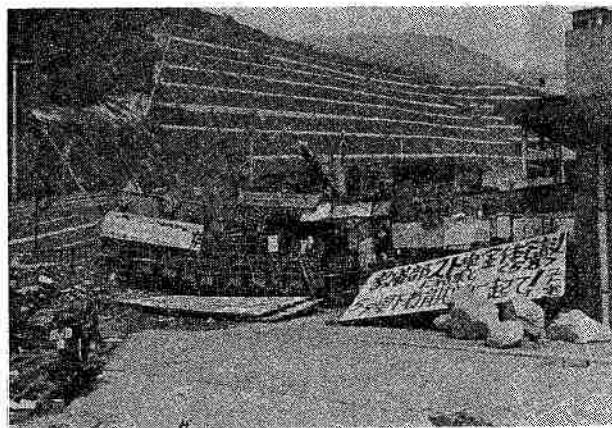
1 正門のバリケード

大量の教室机をもち出して雨風にさらし使用不可能にした

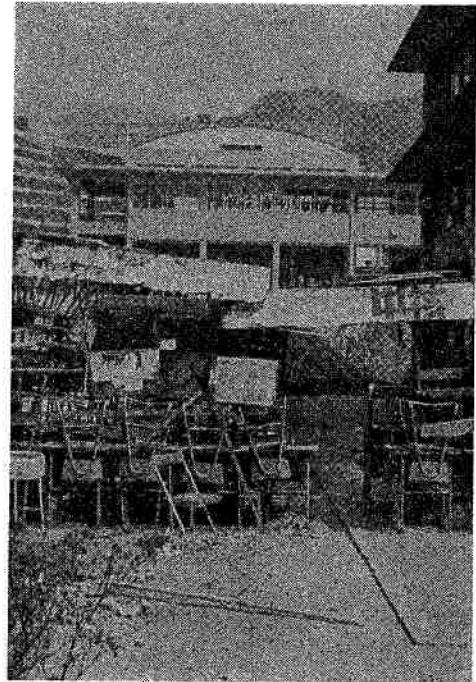


3 A棟階段封鎖

事務室の机、戸棚、椅子を積上げ階段を封鎖



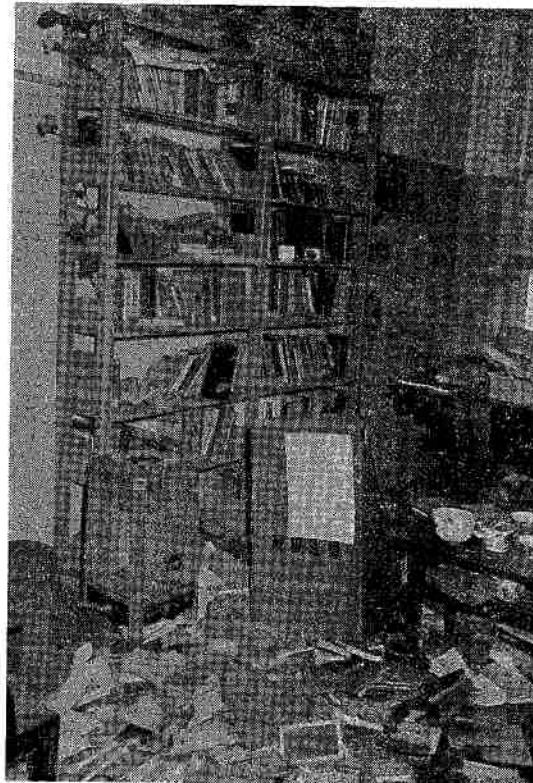
2 A棟西側のバリケード



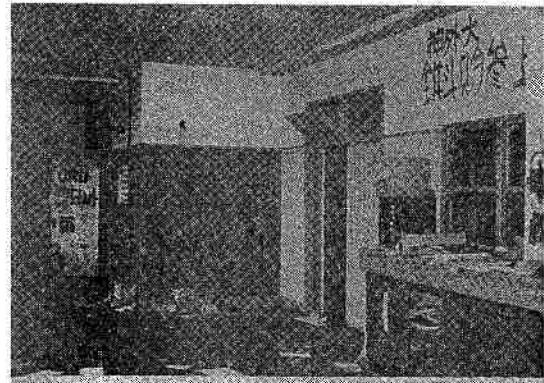
4 正門からA棟地階食堂西側までの
バリケード



5 図書分館雑誌閲覧室の惨状

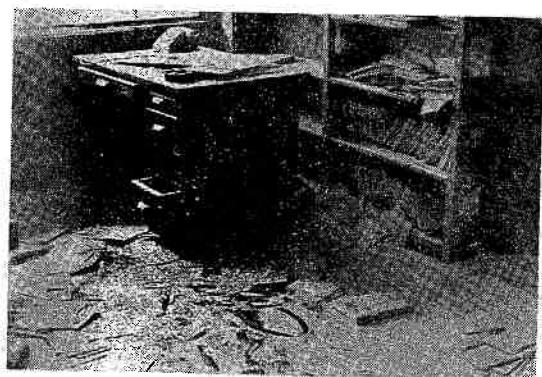


6 A棟教官研究室内部
図書散乱の状況



7 事務室内部

外人部隊神戸外大全共闘が退去した
跡の惨状

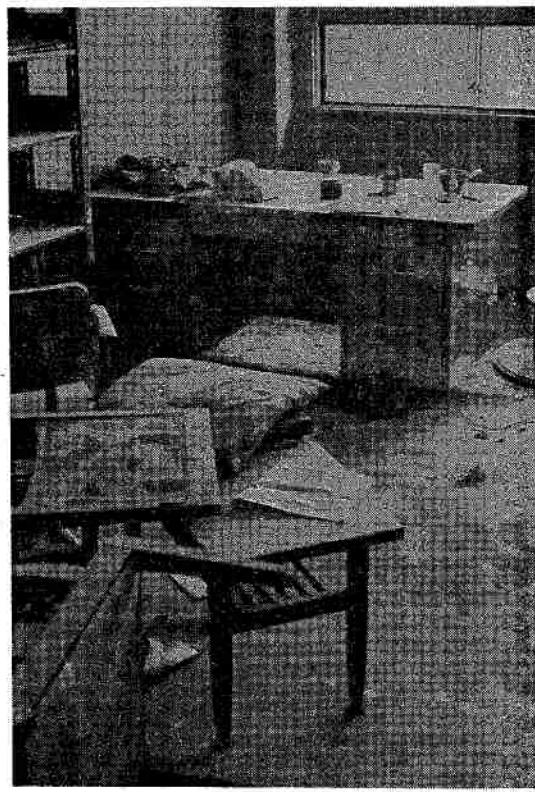


8 A棟教官研究室内部



9 事務室内部

備品類は凡てもち出しバリケード
に使用



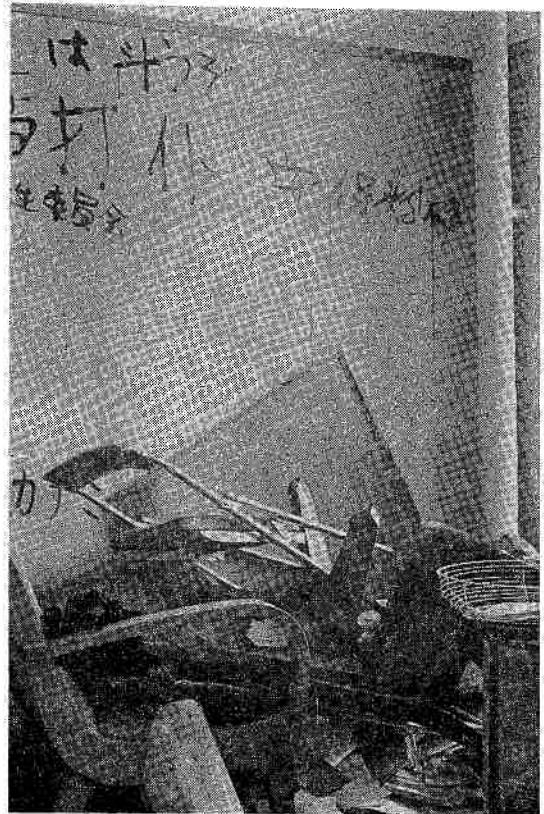
10 A棟教官研究室内部
各セクトが使用した椅子



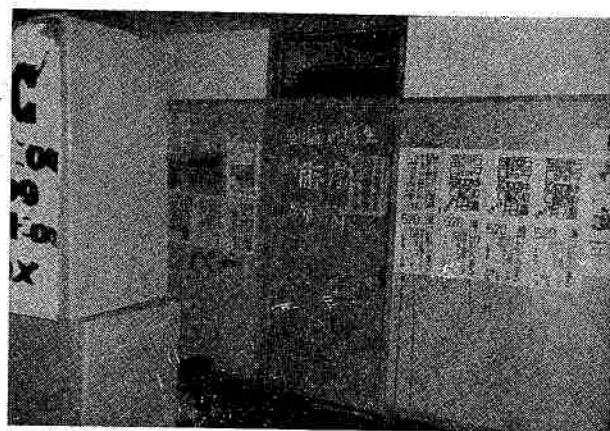
12 A棟事務室内部の落書



11 教官研究室内部
机上の落書



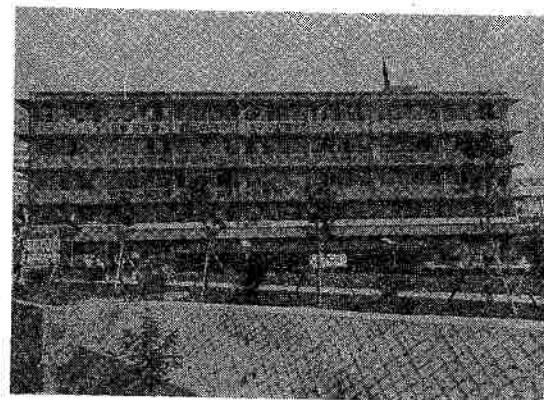
13 A棟教官研究室
内部器物の損壊



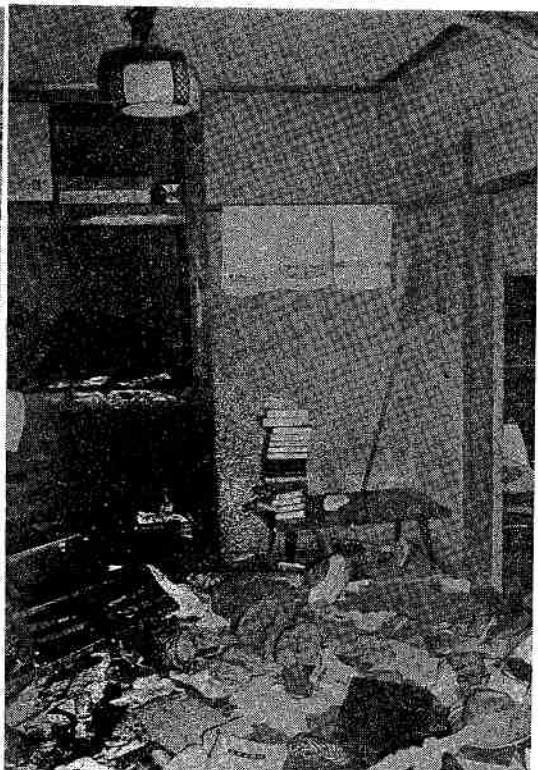
14 A棟研究室廊下
貼紙と落書



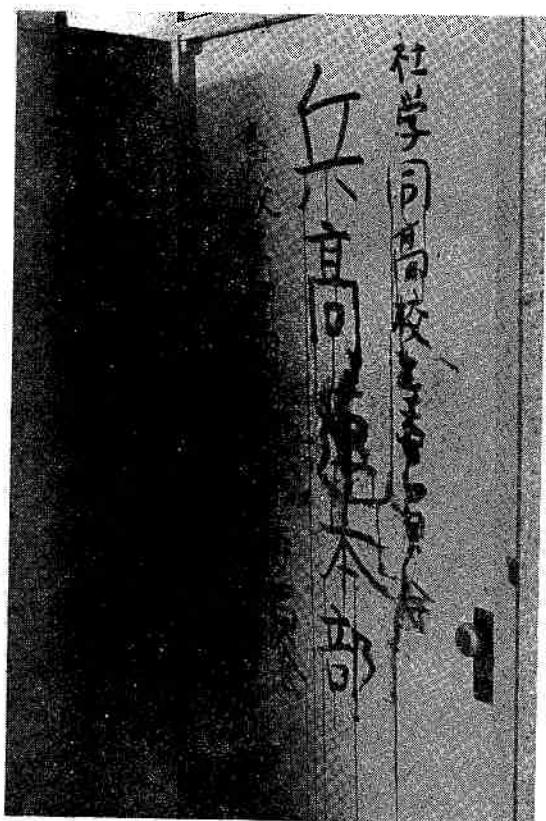
15 A棟宿直室
中核派の宿泊所となる



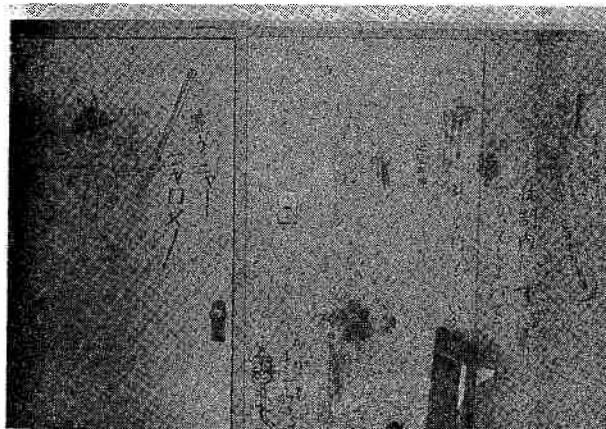
16 A棟屋上に赤旗を揚げる
建物外壁にも大きく落書



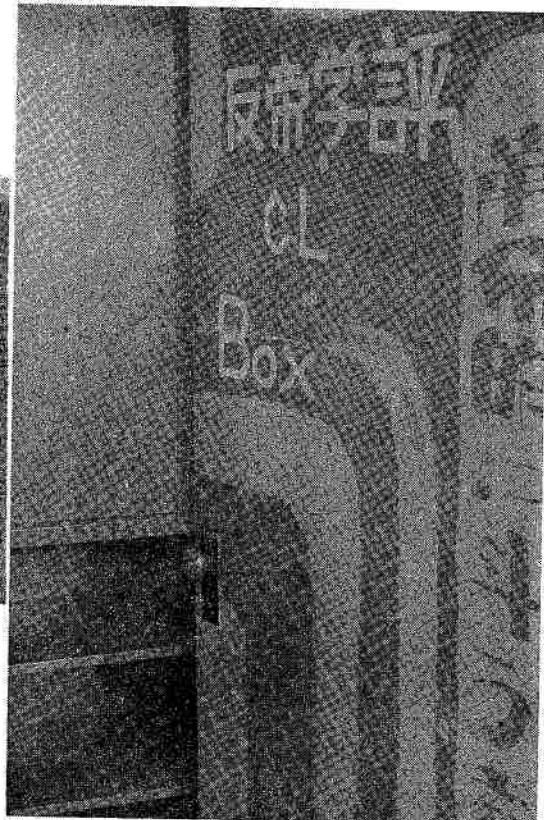
17 A棟作業員室、中核派の起居した跡



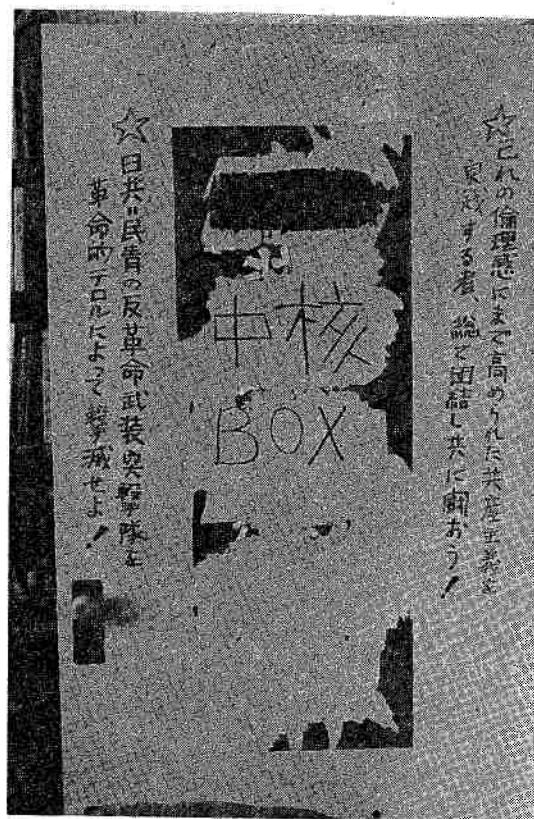
18 A棟教官研究室
兵高連本部として使用した



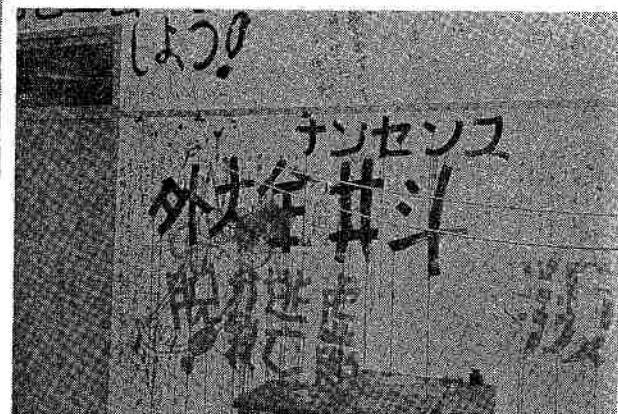
19 A棟教官研究室内部壁
汚損落書が甚だしい



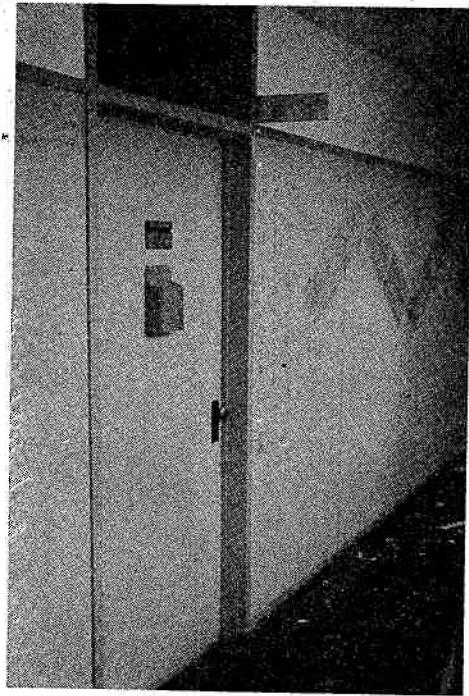
21 A棟教官研究室
反帝学評 C L B O X



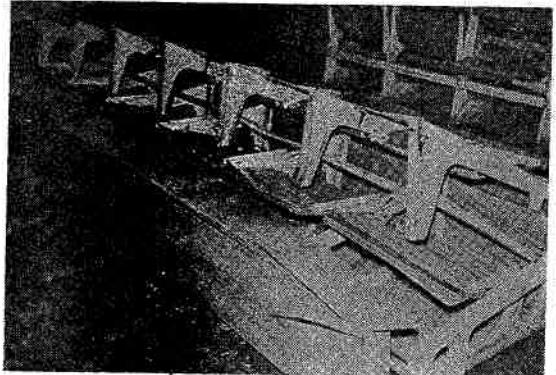
20 A棟教官研究室入口



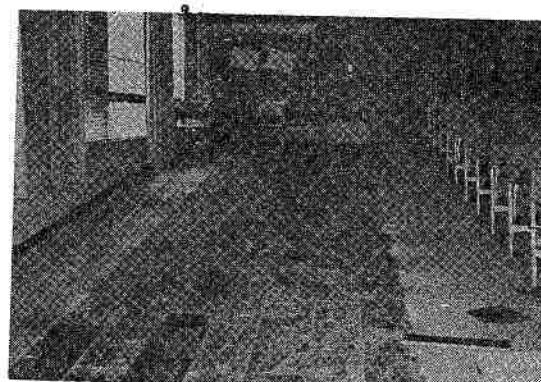
22 事務室内部
壁という壁はすべて落書きで埋まる



23 松下研究室入口横の壁の落書
「権力に真実を売り渡したもの
には必ず報復する」と落書



25 24 に 同じ



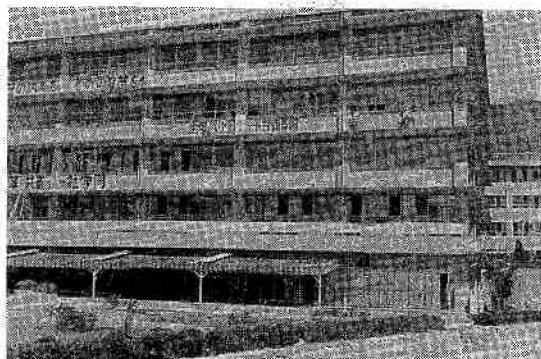
24 B 108 教室の固定机をはがして
バリケードに使用する
風雨にさらされた机は再び使用
することができなかつた



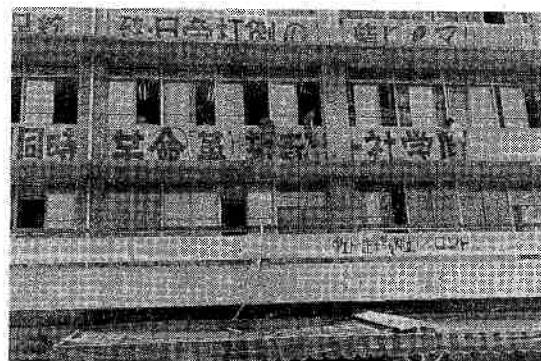
26 事務室の書類

ロッカーを階下へ投下して破壊、こ
のため重要書類の紛失したものあり

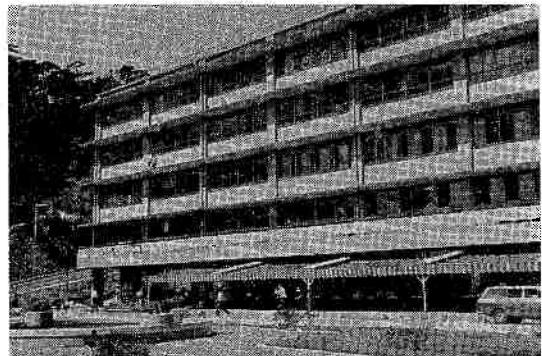
C. 復旧作業開始



1 事務系職員によるA棟の清掃浄化開始（8月中旬）

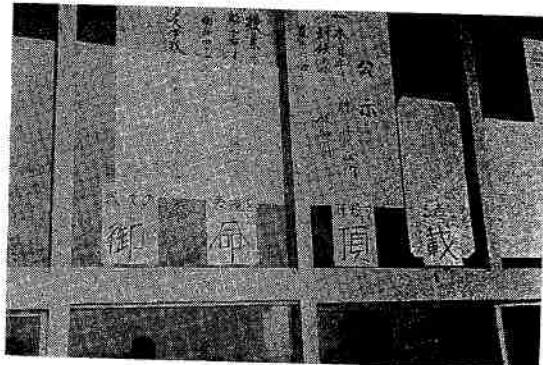


2 同 上

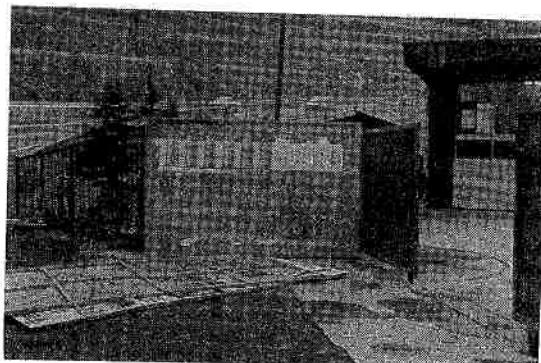


3 清掃完了

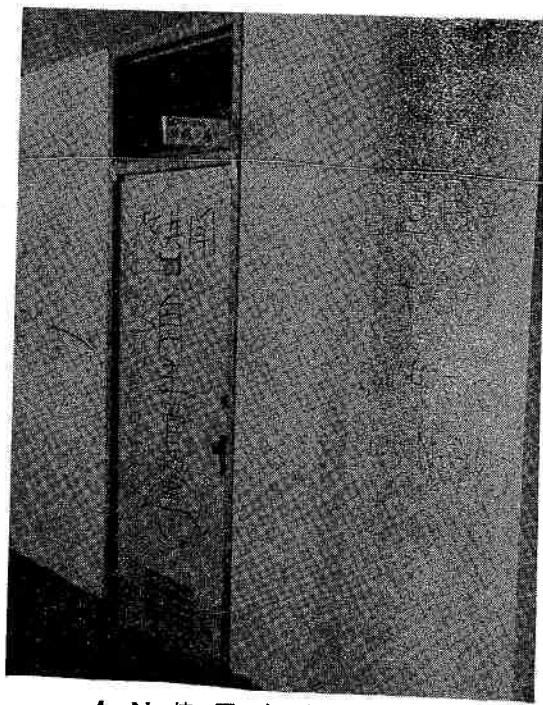
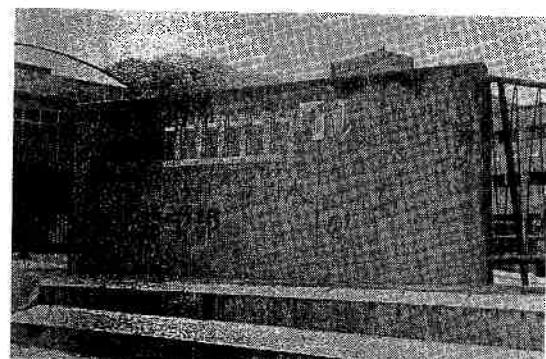
D. 封鎖解除後の落書



1 松下講師グループによる落書—御命頂戴—(10月中旬)
表現の自由とは何か



2 正門の落書 3



4 N棟研究室
核共闘の巣となる

E. 学舎復旧に関する公示

公 示

- 1 夜間（自午後9時至午前8時30分）全構内に立ち入ることを禁止する。
- 1 構内に左のものをもち込み使用もしくは準備することを禁止する。
 - (1) ヘルメット
 - (2) 角材・鉄パイプ・火炎びん・投石用の石など。
- 1 施設・器物の不法な占拠損壊を禁止する。
- 1 暴力並びに傷害を起すおそれのある一切の行為を禁止する。
- 1 授業および業務を妨害する一切の行為を禁止する。以上

昭和45年2月1日

神戸大学教養部長事務取扱

湯 浅 光 朝

公 示

校舎建物諸施設に関して下記のように補修工事を実施する。この工事は指定の業者によって、汚損、破損の個所につき逐次作業が行われる。

記

1. 期 間 2月1日から3月31日まで
1. 工事請負業者 大一産業株式会社
1. 補 修 範 囲

教養部校舎全般、即ち建物、天井、壁、窓硝子、扉、黒板、掲示板等の破損又は落書き等による汚損を凡て含むものとする。

1. 注意事項

- ① 貼紙等は必ず指定された場所に行なわれたい。
- ② 指定個所以外にある貼紙等は作業前に凡て撤去すること。なお撤去されない場合は大学当局で適宜処置する。
- ③ 請負業者は現状により補修工事を引受けたものであるから、新しく汚損した場合、又は補修済のものを汚損した場合は業者として当然るべき措置を講ずるものと思われるから予め充分注意しておく。

以上

昭和45年2月1日

神戸大学教養部長事務取扱 湯 浅 光 朝

お 願 い

今回神戸大学教養部の補修工事を一括お引受けいたしました。

工事は2月1日より3月末までの予定にいたしております。破損、汚損の個所は現状をもって見積りの上請負うるものでありますから、この期間内において新らしく又は補修済みのものを故意に破壊、汚損した場合は、然るべき処置をとらざるを得ませんので予め充分御注意下さるようお願い申し上げます。

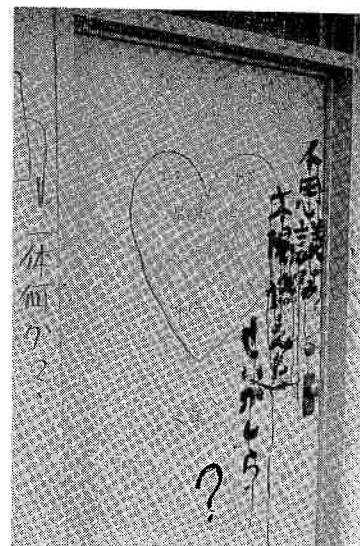
昭和45年2月1日

大一産業株式会社

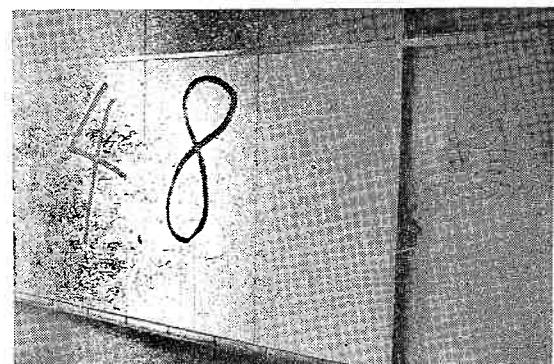
F. 復旧後の学舎の汚損

780万円の国費を投じて清掃されたあの学舎の無惨な汚損状況。（4月中旬）

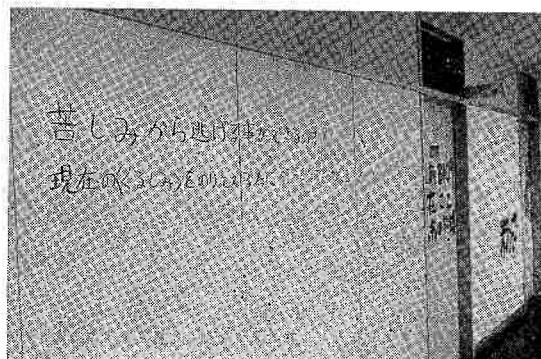
A棟4階松下講師研究室並びにその附近の落書き



1



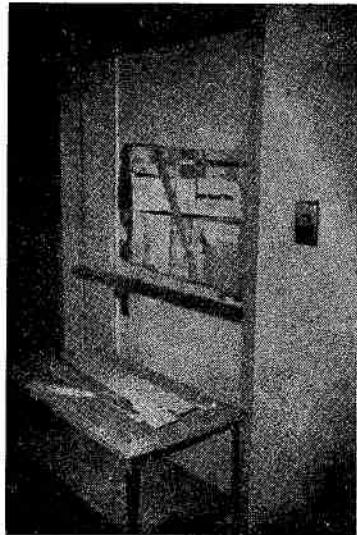
3



2

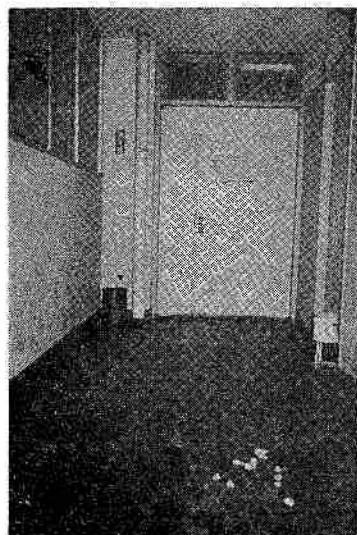


4

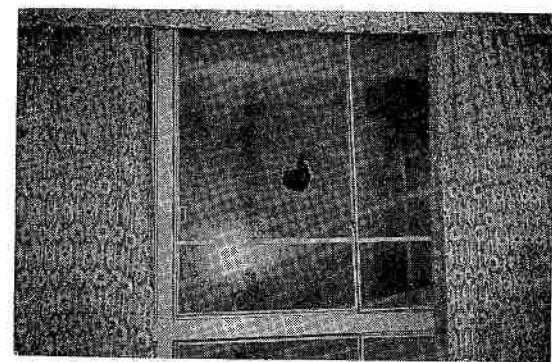


5 暴行投石により破壊された会議室北入口の応急処置の現場（45.2.25）

なおこのため教授会出席中の木村助教授負傷



6



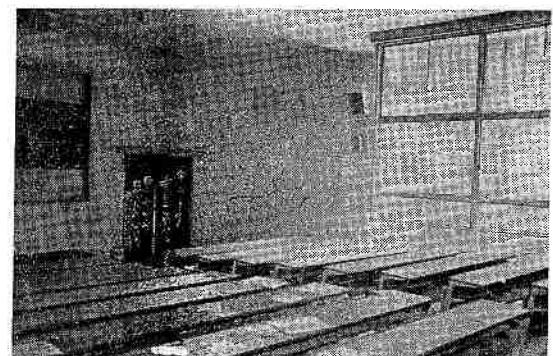
7 暴力学生の投石により破損した会議室西側の窓硝子（4月8日）

このとき事前にカーテンを引き万一に備えたため教授会出席中の
教官は負傷をまぬがれた。

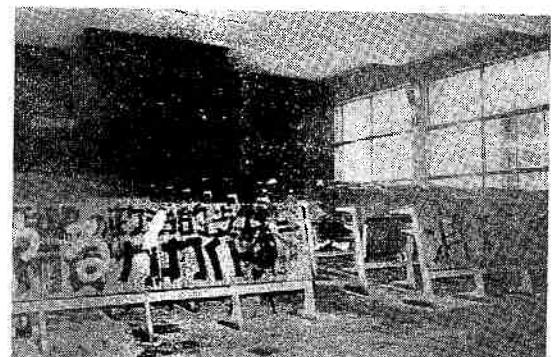
立入禁止後破壊された B 109 教室の惨状（45年3月中旬）



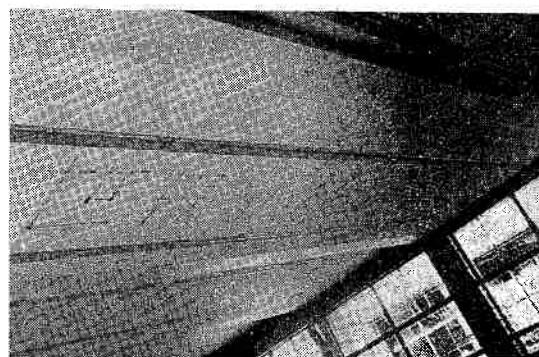
8



9



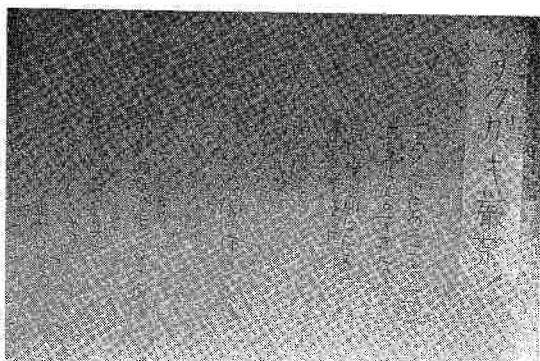
10



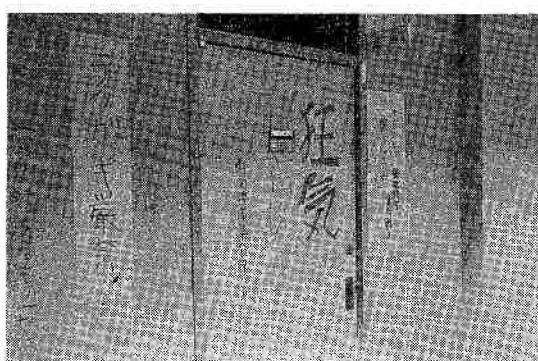
11 B 109 教室の天井

N棟 讀岐田、岩田、杉原助手研究室付近の汚損状況

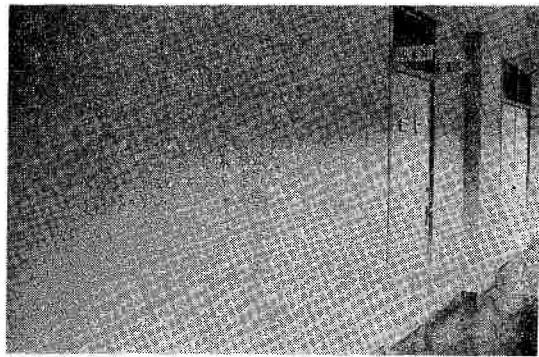
これを消すのが表現の自由の抹殺か



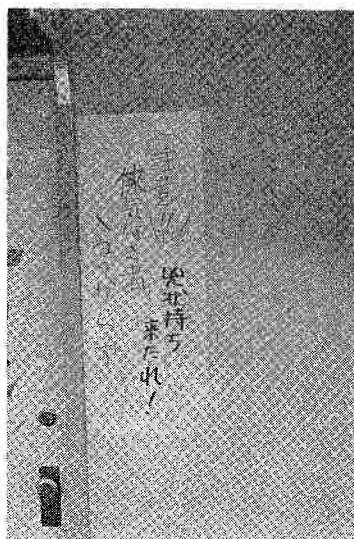
12



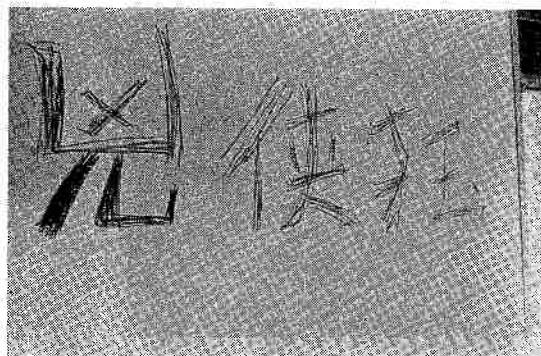
15



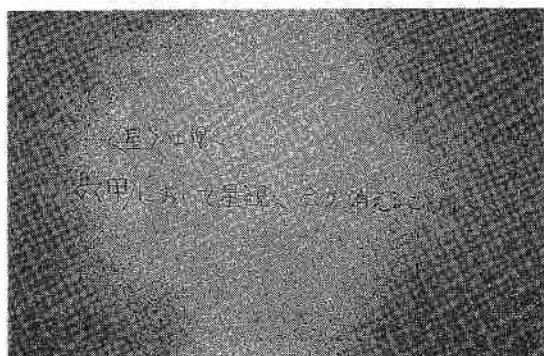
13



16

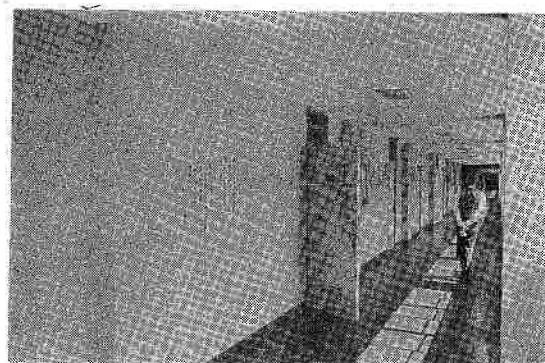


14

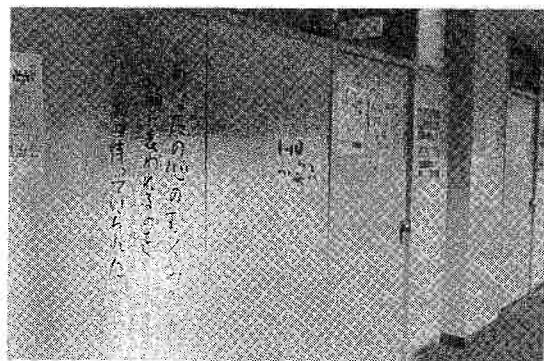


17

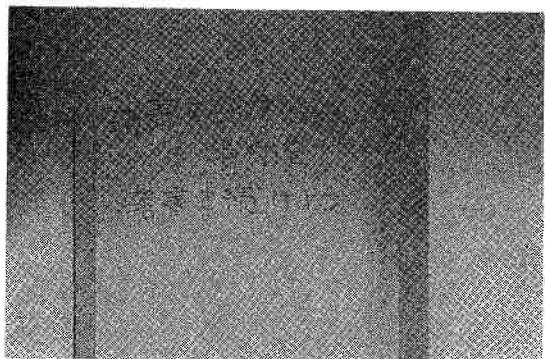
B棟 その他の教室前廊下の汚損状況



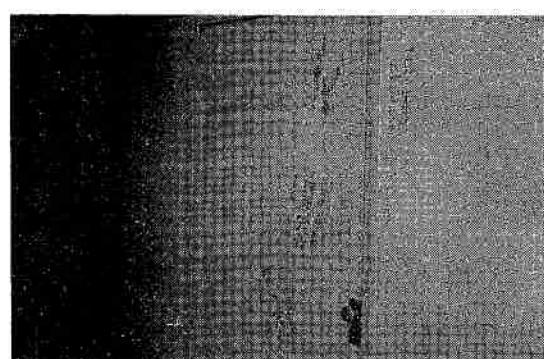
18



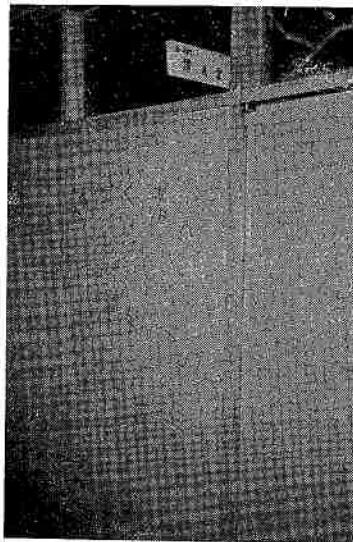
21



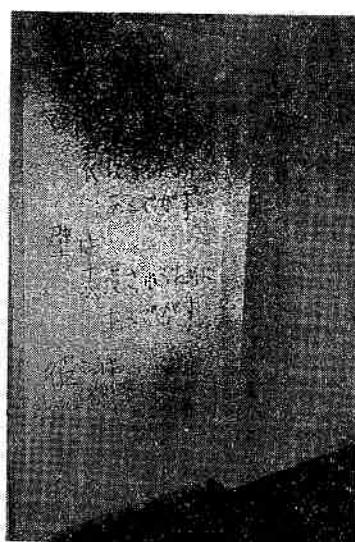
19



22

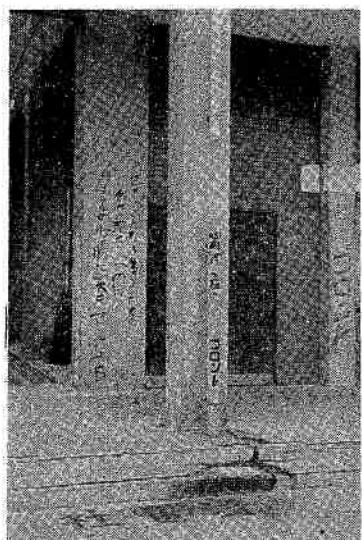


20

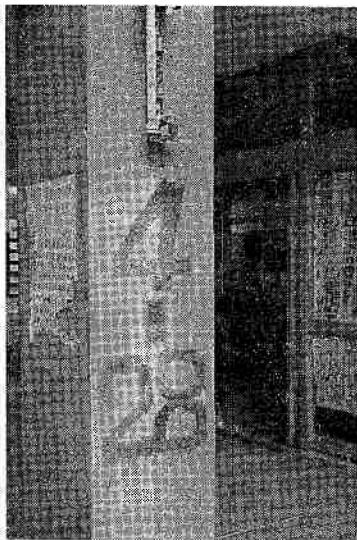


23

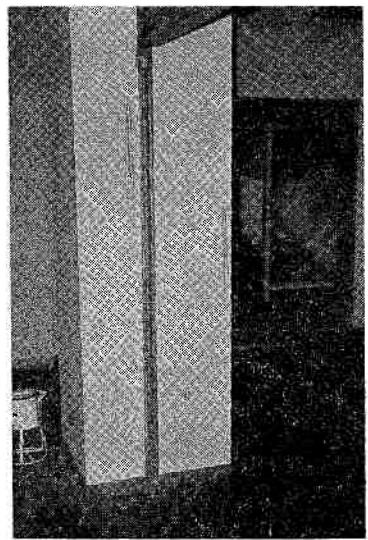
A棟 廊下、B 109 教室外壁の汚損状況



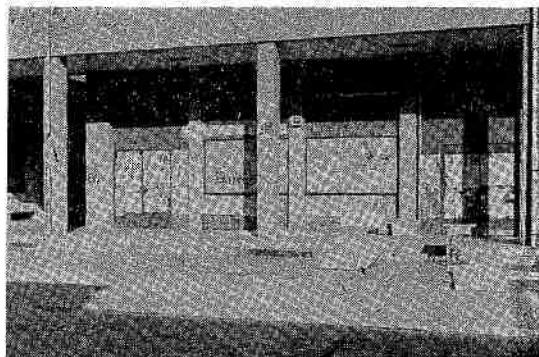
24



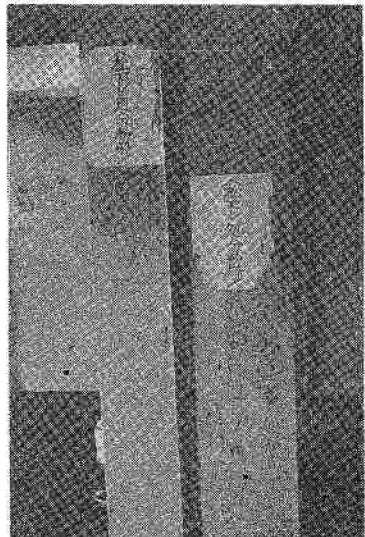
25



26



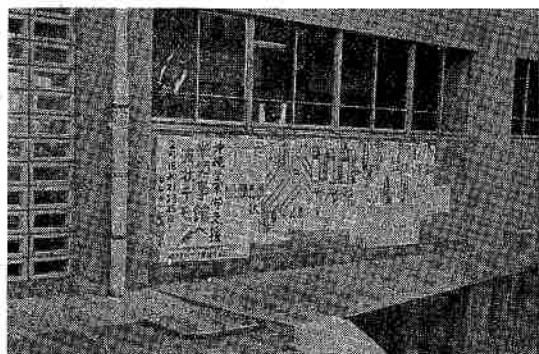
27



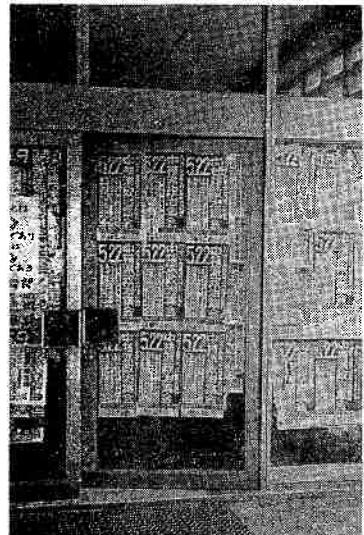
28

はり紙によるA棟入口の汚損(5月中旬)

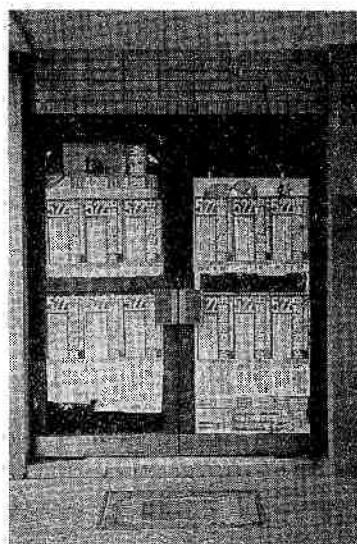
職員の手で何回清掃してもすぐこの通り



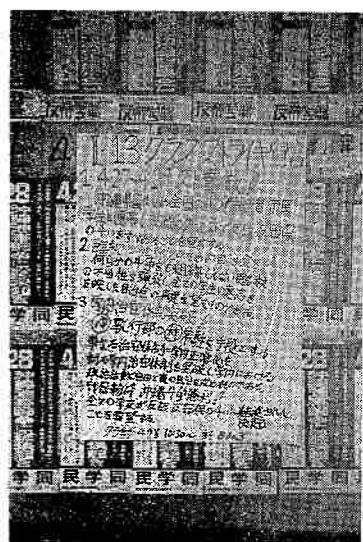
29



31

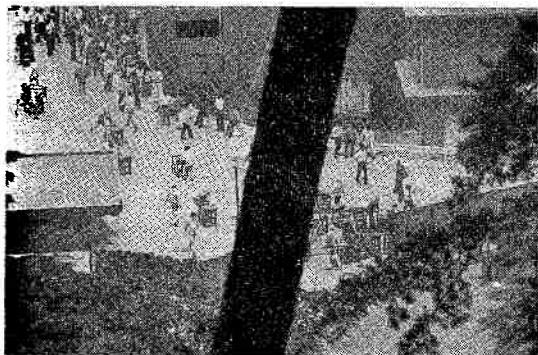


30

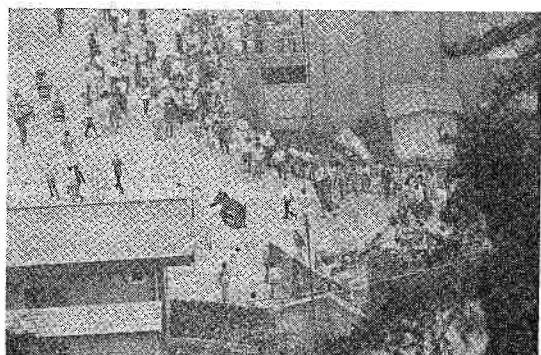


32

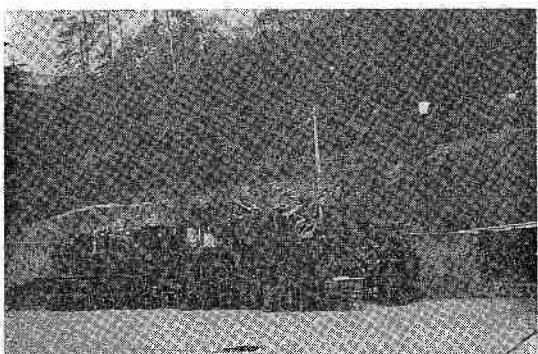
G. 1970.6.23 教養部正門封鎖



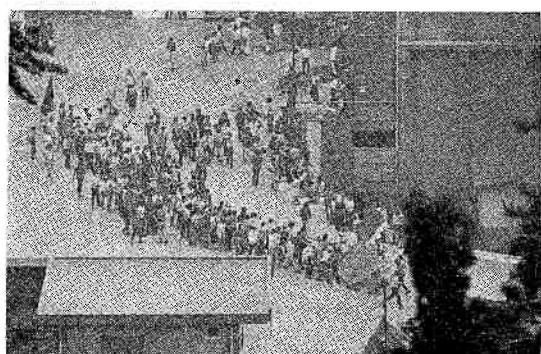
1 封鎖開始（指揮者は学外者の地区反戦土方克彦と思われる）



2 封鎖最高潮



3 封鎖完了



4 六甲台講堂への行進開始



5 L.19 古野健治（44.9シニア進学）ほか1名による
落書の現場（会議室西側壁）

III 松下講師問題について

1. はしがき

松下講師の処遇については、昭和45年4月15日の教授会において、松下講師のこれまでの行動が、懲戒処分に値することを、教授会出席者の%を越える賛成をもって決定した。更にその懲戒処分の内容について意見分布をとり、停職または免職を適当とするものが出席者の%を越えた。神戸大学における最高決議機関は評議会であって、慣行により教授会の議を経て評議会で決定されるものであるが、松下講師の処分に関する教養部教授会の決定についてこれまでの経過やその理由について、明らかにするものである。

2. 松下講師問題調査委員会が出来るまで

松下講師のこれまでの行動を調査する委員会を設けることを3月13日の教授会において決定した。松下講師の行動について調査委員会を設けることについては、当日の教授会において当初から予定にしていた議題ではないのにもかかわらず、重要な議題としてとりあげられるに至ったのは、次のような事情のためである。

即ち、当日の教授会の議題として、45年度前期授業時間割の編成があり、この授業時間割に松下講師の名前を組入れるべきか否かについて議論を始めたことから俄然、松下講師の処遇が教授会の重要議題となるに至ったのである。松下講師は44年度前期および後期の授業や試験を一切行なわず、松下講師が担当することになっていたクラスの学生はドイツ語を勉強する機会が一部奪われたことになり、教授会としてはこれらのクラスの学生を、分散させて他の適当な時間に他の教官の授業を受けさせるという処置を取って、松下講師の授業拒否に対処してきた注¹。この2期にわたる授業拒否を経験してきた教授会にとって、これまでと同じように松下講師に授業を割当てることは、松下講師が再び授業拒否の態度に出ることによって学生にまた迷惑をかけ、同じあやまちを繰返すことになり、さりとて松下講師を正当な理由なくして授業時間割から除くことは、教官としてある意味で基本的な権利とも言える教育の権利を不正に剥奪することになり軽々しく行なうべきことではないからである。

この松下講師の2期にわたる授業拒否の経緯について少し説明を加えよう。松下講師は44年2月、情況への発言注²と題して、旧大学秩序の維持に役立つ労働（授業、試験等）を放棄すると述べ、共闘派学生と行動を共にしてきた。一方教養部教授会においては、教授会メンバーの全員参加（松下講師は参加せず）のもとに慎重審議を重ね、「改革試案」を作成した。そしてこれを教養部全構成員に発表し、意見や批判を求めてきた。また封鎖解除に先立って教養部全学生にアンケートを求めて「改革試案」について意見を聞いた所、基本的あるいは部分的に「改革試案」に賛成のものが回答者の90%に達した注³。

そして教養部教授会は44年9月5日、六甲台講堂において教養部学生自治会臨時執行部と「団交」を行な

注1 45年1月28日教授会決定事項。教養部広報第16号P.2 または本号P.75 参照

注2 教養部広報第16号P.6 または本号P.38 参照

注3 教養部広報第10号P.4 参照

い、「9・5教授会団交確認書」注⁴の線で大学の改革問題について学生側と合意に達し、学生側はストライキの解除を宣言し、9月16日より正式に授業を開始した。このように大学の重要な構成員である教授会・学生自治会の双方の合意のもとに再開された授業であるにもかかわらず、松下講師は44年度前後期とも、授業を拒否してきた。これは、大学の自治を自ら破壊する行為であると考えられる。

医学は必修課目なので、この単位を取得できない時は再履修の義務があり、松下講師の授業拒否に対して、松下講師の担当するクラスの学生について、やむを得ず分散して他の適当なクラスの授業を受けられるよう処置をとったが、松下講師は、そのこと（授業および試験拒否）によって生ずるさまざまな人への迷惑を、むしろ祝福だとすら考えています注⁵と述べていた。

このころ、湯浅部長事務取扱（以下部長と略）や、岡村前部長は、再三松下講師と会い、授業を行なうよう説得し、或いは書簡でも再三警告したが肯んぜず、遂に湯浅部長は約1カ月の予告期間を置いて、12月17日、授業拒否を行なった時間に見合う給与分だけを、10月にさかのぼっていわゆる賃金カットを行なった注⁶。12月3日、松下講師は一部学生と共に教授会に乱入し、44年度後期の授業時間割に自分の名前を組入れるよう要求した注⁷。そしてその頃から、これまで拒否していた43年度後期の、松下講師担当のドイツ語の成績を提出したくなつたと意見を表明し注⁸、さらに12月21日、湯浅部長に対し、45年1月から始まる授業にはドイツ語に関連したことを行なうと文書で誓約するに至った注⁹、このため、教授会はその意志を尊重し、45年1月から始まる44年度後期の授業時間割に、松下講師の名前を組入れることにした。

これよりさき、湯浅部長と堀江評議員が松下講師に面会して話をしたとき、松下講師は賃金カットはや

注4 教養部広報第13号P.1 参照

注5 9.16付湯浅部長宛書簡。教養部広報第16号P.7 または本号P.45 参照

注6 松下講師の給与減額に関する部長の見解。教養部広報第16号P.12または本号P.79 参照

注7 教養部広報第16号P.6 または本号P.58 参照

注8 11.19付、教務掛宛書簡、及び12.5付松下講師の掲示。教養部広報第16号P.7注3、注4 または本号P.57、P.60 参照

注9 松下講師からの湯浅部長宛文書（これは松下講師より湯浅部長に、直接手渡されたもの）

45年1月からの時間割にあたる時間にはドイツ語に関連したことをおこないます。方法その他は、私の考えを学生諸君と討論して決定します。

44年12月21日

松 下 昇

湯 浅 光 朝 様

注10 松下講師より教務掛宛書簡

新年おめでとうございます。43年度後期の成績表を送りますから、おうけとり下さい。なお別便で湯浅氏他の人たちへ私の見解を文書で表明しておきます。

なお1月からの時間割には私の名前が記入されるはずですが、当分の間、休講ということになりますから掲示を出しておいて下さい。これについても湯浅氏他の人たちへ私の見解を文書で表明しておきます。

いろいろな迷惑をかけますが、どうかよろしく。

昭和45年1月3日

松 下 昇

教務掛御中

むをえませんと述べていたのにもかかわらず、45年1月3日教務掛に書簡を送り、賃金カットについて納得のゆく説明があるまで、当分の間休講すると宣言した注10、11。44年12月21日付の文書等から、教授会メンバーは松下講師もいよいよ授業を始めるものと判断していたが、これにより約束が完全に裏切られたわけで、このような経過から、45年5月から始まる新学期の授業を、松下講師に割当てることはこのままでは到底できず、さりとてたとえ松下講師に授業するよう説得したとしても、その言動にはもはや信頼をおくことができず、どのように取扱うべきかが重要な議題になったわけである。

松下講師は45年1月3日、43年度後期ドイツ語の受講生234名全員に対し、レポートの提出もさせず0点の評価をつけて成績表を教務掛宛送ってきた。43年度後期授業は紛争前の授業であり、同講師はその成績提出を4か月にわたって拒否注12してきたものであるが、こるようによく受講生を1人も合格させられないような教官はむしろ教官失格とでも言うべきであろうが、松下講師がたとえ授業を行なったとしても、再び受講生全員に対し不合格とするようなことがあれば、迷惑を再び学生に与えることになり、3月13日の教授会は、この問題について8時間以上の時間を費して議論を行ない、正当な理由なくして松下講師の名前を時間割から除くことはできないとして、松下講師の行動に関する調査委員会を設けることに決定した。

3. 松下講師問題調査委員会について

この調査委員会の性格、目的について3月18日の教授会において審議を行ない、松下講師の行動について、判断を加えず事実のみを調査することに委員会の目的を限定することに決定し、この委員会において調査した事実をもとに教授会においてその取り扱いを審議することにした。そして3月25日の教授会にお

注11 松下講師より湯浅部長宛書簡

前略

a 43年度後期の成績表を教務掛へ送りました。約束どおり、全員に対して公平に採点しております。

b 44年1月からは約束どおり、ドイツ語に関連した活動をおこないますが、当分の間、正規の手続きにより休講します。休講の期限は、賃金カット問題が私に納得のいくかたちで解決されるまでですが、くわしいことは1月7日に掲示するはり紙をごらん下さい。なお念のため申しそえますが、

1. 私の休講は、正規の手続きに従っており

2. 休講中といえども情況に応じて、ドイツ語を含めた教育、学習を希望者に対しておこなう可能性を残しています。従って賃金カットの対象にはならないことを確言します。

c a、bについて疑問の点があれば、いつでも公開で討論したいと思います。また私が教授会へ出かけて討論することもあるでしょう。

なお、自宅への訪問はさけて下さい。賃金カット反対を前提としない教授会メンバーとは会うヒマがないので。

1970年1月7日

松 下 昇

湯 浅 光 朝 様

注12 松下講師より湯浅部長宛書簡、教養部広第報16号P.7及び本号P.45、P.69 参照

いて、調査委員会の人選について審議を行ない、人選は教養部長に委嘱するものとし、調査委員の数および氏名は、適当な時期に明らかにするという案を了承した。委員の氏名を公表しないことは、「調査委員会をぶつぶせ」、「調査委員を殺せ」などという脅迫のピラや落書きがある折でもあり、万一のテロなどにそなえたやむを得ない措置であるということで了承した。

以上の決定に基づき湯浅部長は、3月26日、それぞれ本人の承諾を得て調査委員を委嘱した。

調査委員会は、松下講師の昨年2月より現在に至るまでの行動について、これをまとめて年表にして、4月8日の教授会に報告書として提出した。教授会はこの報告書を受けて、さらにこの年表を基にして松下講師のこれまでの行動を更に分類して報告するよう、重ねて調査委員会に委嘱した。

調査委員会は結成後4月13日までに10回を越える会合を開き、4月15日の教授会に最終報告を行ない、若干の表現の訂正、削除を行なった後、圧倒的多数の賛成を得て、教授会は調査委員会の報告書を承認した。

4. 松下講師の懲戒処分について

松下講師問題調査委員会の報告の内容については5において詳しく説明を加えるが、4月15日の教授会において、調査委員会の報告した松下講師の行動が、懲戒に値するか否かについて慎重に審議を行ない、人事に関する教授会規程に基づき表決を行ない、出席者の%を越える賛成を得て、教養部教授会として、松下講師の行動は懲戒処分に値することを決定した。

国家公務員に対する処分としては、分限処分と懲戒処分の2種類あり、分限処分の対象としては国家公務員法(以下国公法と略)第78条^{注13}に、懲戒処分の対象としては国公法第82条^{注14}において規定されている。また国立大学における教員の処分は、教育公務員特例法第9条により大学の管理機関即ち評議会の審査を経た後最終的に決定されるものと定められており、教授会の決定は法的強制力をもたない。しかしこれまでの慣行として当該教授会の議を経たのち評議会で審議されることになっている。教養部教授会においては更に懲戒処分の内容について審議を行なった。即ち処分の内容については注14にある通り、免職・停職・減給・戒告の4種類あるが、この4種類のうちのいずれに値するかについて意見分布をとった。ただし、このうち免職については、評議会に教授会の意見を報告する以前に松下講師に教授会の見解を知らせ、若し松下講師が依頼免職の手続きをとることを希望する場合には、その意志を尊重するという了解がついているものとした。この懲戒処分の4段階のうち免職を可とするものが過半数を占め、停職を可とするもの

注13 国公法第78条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若くは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

注14 国公法第82条 職員が、次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

を含めると出席者の%を越える者が賛意を示し、教養部教授会として極めて重い処分を松下講師に課することになり、5月6日の教授会において、この結果を評議会に報告することを決定した。

このように教養部教授会としては、一見極めてまわりくどいプロセスをたどってきたように見えるが、これは出来る限り予断を避け、いささかでも偏見により思想の自由を犯すことのないよう慎重審議を重ねてきたためである。

5. 松下講師の行動について

松下講師問題調査委員会は、松下講師のこれまで取ってきた行動を調査し、これを年表にまとめて教授会に報告したが、このうち、教授会が懲戒処分の対象にした松下講師の行動は、およそ次の三つに分類できる。

教官としての職務放棄

各種の妨害行為

学舎の汚損

これらの行動については、すでに広報等で周知の事実が多いが、教養部教授会において懲戒処分の対象となった行動につき、調査委員会の報告に基づき、時間的な経過に従って説明を加えることにした。

① 第2課程ドイツ語成績の提出拒否

神戸大学では寮問題を契機として紛争が表面化し、教養部でも昼間部学生は43年12月19日より無期限ストライキに入った。しかし第2課程学生は昼間部のストライキ宣言とは無関係であり、勿論平常通り授業を続けていたが、44年2月10日夕刻、昼間部学生より成るストライキ実行委員会ら一部学生がA棟事務室やB棟教室から机や家具等をもち出してA棟を封鎖したため、教室の使用が不可能になり、第2課程の授業は第2課程学生の意に反しそれ以後の授業ができなくなった。第2課程学生は、2月12日、15日の2回学生大会を開き、予定通り43年度後期期末試験の実施を教授会に要望することを決定した。しかし期末試験第1日目に当る2月17日、主として昼間部の学生により試験が妨害され、それ以後の試験の実施は不可能と判断されたので教授会は、レポート等により採点をし、単位認定をすることにした。このように第2課程学生は43年度後期授業は数日を残してほとんど完了しており、もちろんストライキにも参加しておらず、当然単位認定を受ける権利があるわけである。松下講師は、担当するその最終講義の間にテストを行ない、本試験に代えると学生に約束していたらしいが、成績提出を拒否し、教養部長の命令を無視して遂に成績の提出をしなかった。このためやむを得ず代理教官により単位認定を行なったが、第2課程学生で、松下講師の成績不提出で迷惑を受けた者は、120名(経済学部学生)に達した。松下講師のこの行為は、教授会、第2課程学生双方の意志を無視したことになる。

② 入学試験の妨害

昭和44年3月3日、文学部の入学試験場である御影工業高校に、ヘルメット学生と共に押しかけ、入試事務に関する教職員にビラを配り、旧体制維持に役立つ入試事務を拒否せよと呼びかけ、入試の攪乱をはかった。

③ 学長及び教養部長の退去命令無視

同年8月8日、全学一斉に封鎖解除が行なわれたが、その前日より教養部構内に立入ることを禁止されており、当日も、学長及び教養部長の再三の退去命令が出されたがそれを無視して、松下講師は自らの研

究室に残留し、退去しなかった。

④ 小林（正）教授の授業を妨害

上に述べた封鎖解除に対しては、教養部では教養部の全学生にアンケートを求め^{注15}、封鎖解除とその方法、及び授業開始の時期などについて学生の意見の集約を行なった。そしてその結果を尊重して、討論時間にはさんで授業をすることにし、1年生についてはストライキ宣言に参加していないことなどを考慮して9月1日から、1年生のみ、ひと先ずさきに授業を開始することにした。このため、8月末に新入生のオリエンテーションを教養部で行なったが、新入生の約85%の学生がこれに参加し、新入生の大多数は授業開始を切望していることが明瞭になった^{注16}。

この授業開始第1日目、9月1日第1時限はB109教室で小林（正）教授の化学の講義が行なわれる予定であり、学生も小林教授の授業を受けようと多数集っていた。しかし松下講師は共闘派学生と同教室を占拠し、「自主講座」を始めた。湯浅部長や教官は、「自主講座」^{注17、18}は他の空いている教室を使用すべきで、小林教授の授業を妨害しないようそれぞれ再三松下講師らに説得したが聞き入れられず、やむを得ず教職員その他の手で松下講師を室外に運び出した。しかし同講師はすぐに同教室に戻って再び教壇を占拠した。このような妨害に遭っては小林教授も授業することが不可能と判断し、休講を宣言した。^{注19}

⑤ 授業の拒否

2年生の授業については、9月16日より討論の時間を間にはさんで全面的に開始された。これは、9月1日教養部の学生大会が開かれその学生大会の決議に基づいて教授会との間に9月5日、団交がもたれ、同5日教養部自治会臨時執行部はストライキ解除の宣言をしたことに基づくものであり、このように授業の再開は、教授会、学生双方の合意によるものである^{注20}。教授会は教官としての当然の義務として、松下講師に44年度前期ドイツ語授業として、5クラス、週7回分を割当てたが、教養部長の再三の命令を無視し、松下講師は44年度前期授業を全然行なわなかった。この長期にわたる無断休講に対し、教養部長は、その行為は給与減額の対象になることをあらかじめ警告し、約1か月の後給与減額（いわゆる賃金カ

注15 教養部広報第10号P.4 参照

注16 教養部広報第12号P.6 参照

注17 8月13日のB109教室には自主講座日程として次の事が書かれていた。

1. 騏争方針

- ① 授業再開実力粉砕
 - ② 創造的なパリケードの形成
 - ③ 騏争が生んだすべてのテーマの階級的追求
 - ④ 教授会公開及全共闘運動への結集
 - ⑤ 騏争圧殺者への永続的弾劾
- 2. 自主講座
 - 8月12日 再封鎖闘争
 - 〃 13日 <権力>の根源にあるもの
 - 〃 14日 <パリケード>形成論
 - 〃 15日 パリケード的表現 全員
 - 〃 16日 有志教官との討論集会

注18 9月10日B.109教室の黒板に次のような闘争方針が書かれていた。

〔闘争方針〕

- 1. 授業再開実力粉砕
- 2. 創造的なパーケードの形成
- 3. 騏争が生んだ全てのテーマの階級的追求
- 4. 自己が荷うものとしての全共闘運動への結集
- 5. 騏争圧殺者への永続的報復
- 6. -----

注19 教養部広報第12号P.7 または本号P.44 参照

注20 教養部広報第12号P.8、P.9 参照

ット) を実施した注21。

この間も、湯浅部長、岡村前部長らはそれぞれ数回松下講師と会って、意見の交換を行なったが、松下講師は湯浅部長に、賃金カットもやむを得ませんと述べているような状態であった。

45年1月から始まる44年度後期授業の時間割作成に先立って、湯浅部長は松下講師に対し、当然授業担当の義務があることを述べ、これに対する態度表明を求めていた。これに対し松下講師は44年12月21日付で湯浅部長に対し、45年1月からの時間割にあたる時間に、ドイツ語に関連あることを行なう旨を述べる文書を手交し、45年1月から授業を行なう意志を表明した注9。しかしその後1週間もたたない12月27日に、教養部の20数教室の黒板に、M5森川らと共にペンキで落書きをして廻り、黒板の使用を殆ど不可能にした。そして年が明けた45年1月3日前言をひるがえして、賃金カットが納得のゆく形で解決されるまで休講すると宣言した。

湯浅部長は、休講理由やその期間などの不明確な休講届は承認できず、授業が実施されないとときは受講予定学生に重大な損害を与えることになると数回警告注22を発したが無視され、1月7日から始まる44年度後期、松下講師担当の週4回のドイツ語授業は行なわれなかった。

このような松下講師の授業拒否に対し、放置しては学生の受講の権利を剥奪することになる故、やむを得ずこれに対する措置として教授会は、44年度前・後期共、松下講師の受講学生に対し、適当な時間に適当な教官のドイツ語の授業を受けるよう便宜をはかった注23。これにより正規の時間に授業を受けられず迷惑を蒙った学生は、前期約260名、後期約200名にのぼった。

⑥ B 109 教室の長期占拠

9月1日以後も松下講師は「自主講座」と称して、全共闘系学生とB 109教室の占拠を続けた。教授会においても、授業計画と重なる時間に開いている松下講師の自主講座は認めることができないと判断し、湯浅部長も、再三にわたって松下講師に書簡を送り或いは面会し、B 109教室で正規の授業のある時間に

注21 教養部広報第16号P.12または本号P.54、P.79 参照

注22 湯浅部長より松下講師宛内容証明郵便

前略

1月7日付貴書^{注11}を拝見しましたが左記の二点について更に照会します。折返し回答文書を当職宛郵送されるよう重ねて要求します。

記

1. 昭和43年度後期の成績表を全員零点とされたことに関し「全員に対し公平に」とありますが、その根拠、理由を具体的に説明されたい。

1. 本日より始まった授業に「当分の間休講する」とありますが、それについて何人にも納得し得る理由、ならびに休講日時限を明記していただきたい。理由、日限のはっきりしない休講は授業計画上承認できるものではありません。授業が行なわれない場合は指定されたクラスの学生全員に重大な損害を与えることになるものであることを申し添えます。以上

昭和45年1月8日

松 下 畏 殿 神戸大学教養部長事務取扱 湯 浅 光 朝

注23 45.1.28教授会決定事項。教養部広報第16号P.2または本号P.75 参照

自主講座を開かないよう、開けば授業妨害になる旨を伝え、別の、空いている教室を使用するよう説得をしたが、結局、本年2月末まで占拠を続けた注24、注25。

B 109 教室で行なう予定にしていた授業は、別の教室を使用して行なわざるを得ず、その都度教室変更を掲示したり、又変更した教室は狭すぎて学生が入り切れないなど、多大の迷惑を多数の学生に及ぼした。予定していた44年度前期分の授業のうち、1週間あたり7教官、15時限分の授業が、松下講師らの占拠でB 109 教室で実施できなかったことになり、このほかにも、夜間第2課程の同教室の授業が妨害を受けて他教室に振り替えを余儀なくされたものがあった。

⑦ 生物学実験の妨害

9月24日、N 401 室で3時限目から始まる予定の生物学実験（湯木講師ら担当）が、松下講師らの妨害で授業が行なえなかつた。即ち授業の始まる少し前から、一部学生らは、ロッカーなどで実験室の内部からN 401 室を封鎖したが、このとき松下講師は、共闘派学生らと廊下に坐りこんだり、マイクでアジ演説を行なつて、生物学実験の授業を妨害し、授業を不可能にさせた。なおこの授業妨害は、松下講師らが占拠しているB 109 教室の黒板に予定としてスケジュールの中に書きこまれており、明らかに計画的行為であった注26。

⑧ バリケードの構築

10月7日、C共闘主催の学生集会がD 307 教室で開かれた。この集会では、佐藤首相訪米阻止、沖縄即時返還、安保反対などを議題としていたが、これを学生大会と称し、「安保粉碎の政治スト」を決定した。大学側は、参加者数や集会の手続きの点で疑問があり、これを正規の学生大会とは認めなかつた注27。また、この学生集会における決定とバリケード封鎖とはどのような関係にあるのか明らかにされていないが、ヘルメットを含む学生集団が10月7日の午後6時ごろ、B棟1階から机、椅子などを持ち出して教養部正門を封鎖した。この時松下講師自らも、机などを運んで封鎖に参加した。もちろんたとえ学生大会の決定であつても、封鎖という行為を許すことはできないが、対策に手間どりやっと午後9時ごろ教職員の手で封鎖を解除した。しかしこの封鎖のため第2課程の授業は実施できず、その日の授業は全部休講となつた注28。

翌8日も、午後3時半ごろ、松下講師は共闘派学生と共に、机、椅子で教養部正門を封鎖した。この時は雨が降っていたが、教職員の手で直ちに解除され、第2課程授業は、教室変更などをして、平常通り行なうことができた。9日は、前日2回にわたる封鎖を更にエスカレートし、昼休み頃から正門のみならずB棟入口やC棟の廊下にも机をつみあげて封鎖し、授業を不可能にしたがこの時も正門封鎖などに松下講師が参加していた。しかし、松下講師らの再三にわたる封鎖行為に憤慨し、女子職員も参加して直ちに封鎖解除を行なつたが、松下講師は共闘派学生と共に封鎖解除を激しく妨害した。10日にも正門の封鎖を行

注24 44.9.10教授会決定、教養部広報第14号P. 1 または本号P. 45 参照

注25 45年3月1日からは、入学試験のため教養部構内は立入禁止とし、入学試験終了後は同教室の整備のため同教室を閉鎖し、立入禁止とした。このため松下講師らはこの教室に入室不可能となり、松下講師らの意志で占拠を中止したわけではない。

注26 教養部広報第14号P. 8 または本号P. 48 参照

注27 10.7のいわゆる「学生大会」についての教授会見解。教養部広報第14号P. 11 参照

注28 教養部広報第14号P. 9 または本号P. 50 参照

なったが、連日4日間にわたる再三の封鎖のため、机や椅子のこわれたもの多数を生じた。

⑨ 43年度後期試験の妨害

これまでにも説明したが、44年度新入生の授業は、学舎が封鎖され使用できない状態であったが、約5か月遅れて9月1日から44年度前期授業を始めた。2年生については43年12月末から無期限ストライキに入ったため43年度後期授業は完了していなかった。1年生は44年度前期の授業を始め、2年生については43年度後期授業の残りを続けるということは、時間割編成上不可能なため、43年度後期授業は打切り、2年生も1年生と同じく44年度前期の授業を開始した^{注29}。そして、43年度後期授業に対する成績の評価のため、11月8日より毎週土曜日の午後に試験を行なうこととした^{注30}。

この試験の第1日目、即ち11月8日、松下講師は全共闘派学生と共に、試験の始まる少し前からL.L教室を占拠し、同教室で行なう予定にしていた吉村助教授の英語の試験を妨害し、同教官の試験が実施不可能になった。その後共闘派学生は各教室をまわって試験を妨害し、答案用紙を破ったり、教室の中で答案用紙に火をつけて燃やしたり、中にはアンモニヤ水をまいたりして、眼を負傷する学生も出る始末であった。松下講師はこれら妨害学生と行動を共にし、試験場を混乱におとしいれ、1教室を除いてすべての試験を不可能にした。妨害があまりにも広範囲であること、負傷者の出たことを憂慮して、その後の試験をすべて中止し、レポート等による単位認定に切り替えた^{注31}。

⑩ 12月3日の教授会を妨害

44年12月3日、教養部では授業ならびに採点拒否教官の処置に対する基本方針その他を議題として午後3時すぎから会議室で教授会を開催した。そして1時間ほどたった4時すぎ、松下講師を先頭に、ヘルメット、覆面姿の学生を交えた約100名の学生が教授会に乱入し、それ以後の議事の進行を不可能にした。そして松下講師は教官1人1人にマイクをつきつけて、意見を述べることを強要し、その対応によって「人間不可」とか「教官失格」とかテーブルの上にマジックで落書きをしたり、侮辱する演説を行なった。そしてそれらの学生と共に松下講師は午後8時ごろまで約4時間ほどにわたって、多数の教官を会議室に軟禁した^{注32}。

⑪ 石渡教官の授業を妨害

石渡教官は、甲南大学助教授で、神戸大学教養部の非常勤講師として44年度後期のドイツ語の授業を担当していた^{注33}。

45年2月21日（土）第2限目、石渡教官の授業が行なわれる予定のB 403教室に、松下講師が待機し、石渡教官が同教室に現れると議論をもちかけ、結局授業を行なうことを不可能にした。

松下講師は神戸外国語大学のドイツ語の非常勤講師として44年4月1日より45年3月31日までの授業を委嘱されていた。しかし松下講師は授業を拒否したため44年5月15日、神戸外国語大学は松下講師の非常勤講師を解嘱し後任として大橋成光氏をドイツ語の非常勤講師として委嘱した。しかし松下講師は、この

注29 教養部広報第13号P.2 参照

注30 10.15教授会決定。教養部広報第15号P.3 参照

注31 教養部広報第15号P.14または本号P.55 参照

注32 教養部広報第16号P.5 または本号P.58 参照

注33 石渡教官はこれまで何年間も非常勤講師として、教養部のドイツ語の授業を担当していた
だいていた。本号P.88 参照

大橋氏の神戸外大における授業を松下講師の後任であることを理由に妨害し、大橋氏から「松下講師の（神戸外大の解団）問題が解決するまで授業をしない」との確認書を取った。石渡教官は、この大橋氏の後任であり、このような関係から、石渡教官の神戸大学教養部における授業を、松下講師らが妨害したわけで、石渡教官のみならず、石渡教官の所属する甲南大学を誹謗する発言を行ない、またピラや立看板で非難した。なお、このような状況のため、石渡教官は、このままでは神戸大学教養部でドイツ語の授業を行なうことはできない旨、甲南大学文学部長を通じて教養部長あて申し出られた。

⑫ 4月8日の教授会の妨害

45年4月8日、午後3時半から教養部教授会が開かれる予定であったが、松下講師は学生70余名と共に事務室前フロアに坐りこみ、教授会の開催を妨害した。なお、このため湯浅部長は警察の出動を求め、松下講師は威力業務妨害現行犯で逮捕された注34。

⑬ 学舎の汚損

教養部の封鎖が解除されたのちも、松下講師は、しばしば壁、扉などに落書きを行なっているが、43年度後期試験第1日に当る44年11月8日午後、LL教室を占拠して、LL教室の机、壁など数10か所にわたってマジックインキで落書きを行なった。

また44年12月27日、45年1月7日、8日の3日にわたって、松下講師は数人の学生と共に教養部の殆どすべての教室の黒板に、黒板一杯になるような大きな字で、白ペンキをたっぷり使って落書きをした。教職員数名が、実際に、ある教室で松下講師が落書きをしている現場を目撃しており、また当日学生と白ペンキを持って廊下を歩いているのが確認されており、少くともこの3日間に行なわれた落書きの現場に居合わせ、協力しているのは事実である注35。松下講師自身、朝日ジャーナル座談会注36において、黒板に落書きを登場させたのは自分だと述べており、また、「自分が直接手を下して行なった落書きは数か所だ」と語ったことが確認されている。

以上13項目にわたる松下講師の行為を、調査委員会の分類に従えば①及び⑤は、「教官としての職務放棄」、⑬は「学舎の汚損」、⑤を除く②から⑯までの行為は「各種の妨害行為」に該当する。

この外、調査委員会の報告において、付記として言行不一致の行為が取りあげられた。これは、懲戒処分の対象にはならず、むしろ分限処分の対象になりうるものである。松下講師の言行不一致の行為として次の5行為がとりあげられた。

① 44年2月2日の「情況への発言」以来、大学解体、反大学創造、旧大学の秩序維持に役立つ授業などを放棄すると、機会あるごとに宣言した。しかし同年12月2日、44年度後期の授業時間割に組入れてほしいと口頭でいい、同月13日には文書で通告し、ついで21日には、45年1月からの時間表にあたる時間にはドイツ語に関連したことを行なうと手記まで提出した。そして、時間割に組入れられた45年1月3日になって、当分の間休講すると申し出、結局授業を行なわなかった。

② 第2課程の43年度後期の最終授業の時間に試験を行ない、それを本試験に代えると学生に約束しながらその約束を守らなかった。

注34 教養部広報第20号P.3または本号P.101 参照

注35 教養部広報第16号P.11または本号P.67、P.69 参照

注36 朝日ジャーナル 1970 Vol.12. No.12. 3月22日号 P.10 参照

③ 教務委員宛の書簡で、43年度後期のドイツ語クラスの学生について、私なりの採点をしたいと思い立ったので成績表を送ってほしいと依頼しながら、レポートによる採点をせず、受講届提出者234名全員に0点と記入した成績表を提出した。

④ 44年12月2日、教養部長及び評議員が口頭で松下講師に、無断休講の10、11月分の給与減額を通告した際、それもやむを得ないと返事しながら、翌年1月7日、湯浅部長宛書簡で、賃金カットが私の納得ゆくかたちで解決するまで休講すると通告した。

⑤ 45年1月30日、湯浅部長宛書簡で、落書きを私がしたというげん密な立証（筆跡その他）がない限り、落書きに対する補償費要求は、ファッショ的であると非難しながら、その後行なわれた「朝日ジャーナル」誌上の座談会で、「ぼくはペンキで黒板に落書きを登場させた」と発言した。

6. む　す　び

以上のような経過で、教養部教授会は、松下講師に対して、極めて重い懲戒処分を行なうことが妥当であるという結論に達したわけである。ここに至るまで教養部教授会は、約1か月、5回の教授会を費やし実質審議20時間（委員会の審議時間を含まず）を優に越える長時間の慎重審議のすえ結論を出したものである。そして弁明を書簡なり他の方法で教授会に知らせるよう再三にわたって勧告し、また湯浅部長は評議員と共に時には松下講師と食事を共にしたりして、充分意見を交換していることは前にも述べた通りである。松下講師は1月7日付湯浅部長宛書簡^{注11}で、「自宅への訪問はさけてください。賃金カット反対を前提としない教授会メンバーとは会うひまがない」と述べ面会を拒否する姿勢であった。これまで教授会は松下講師の教授会出席を拒否したことではなく、45年1月14日の教授会では1年ぶりに出席した松下講師に自由に発言を許可している。

教授会としては、上に述べた経過報告から明らかなように、松下講師は

① 教養部各構成員の多数の意志をふみにじり、単に教授会の自治のみならず、新しい形の大学の自治に対しても混乱と破壊をもたらしたこと。

② 教官としての義務放棄、各種の妨害行為、学舎の汚損行為など、大学の教官としての節度をこえた行動が多かったこと。

などの理由から、教養部の眞の改革にはこのような松下講師の行動はむしろマイナスになると想え、このような処理をとるべきであるという結論に達した。今後、松下講師の処分に関する問題は評議会に移され、評議会が本人の反論も充分きいた上で審議決定することになっている。

一部過激派学生は、教授会の今回の措置をレッドページであると呼び、日本帝国主義侵略路線と密着するものであるとの悪質な宣伝を行なっているが、これは全く虚構の煽動である。学生諸君はこのような煽動に乗せられることなく、自己の良識に基づき、事態を冷静に判断し、大学の眞の改革のために更に衆知を集められんことを希望する。

IV 松下講師問題に関連する資料集

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| 1 授業再開以前（学舎封鎖時期） | 38頁 |
| (昭和44年2月～同8月) | |
| 2 44年度前期授業 | 43 |
| (昭和44年9月～同44年12月) | |
| 3 44年度後期、その1、後期授業開始より入学試験まで | 69 |
| (昭和45年1月～同45年2月) | |
| 4 44年度後期、その2、入学試験より後期授業終了まで | 91 |
| (昭和45年3月～4月) | |
| 5 45年度前期授業 | 107 |
| (昭和45年5月) | |

1. 授業開再以前(学舎封鎖時期)(昭和44年2月~8月)

1969.2.2

松下講師 B108教室反対側の指導教官グループ掲示板に「情況への発言^{注①}と題し「…私は旧大学秩序維持に役立つ一切の労働(授業、しけん等)を放棄する。」との次のはり紙を行い、この問題提起に共有性を発見したものは斗争せよと呼びかける^{注②③④⑤}。

注1 情況への発言

<神戸大学教養部>の全ての構成員諸君。

2月1日の団交は、評議会が<寮問題>に関する解決能力を持っていないことを暴露した。

しかし、これだけをスト続行か中止かの基準にしてはならない。まして<時間>が切迫しているからといって、<しけん>のための秩序に復帰してはならない。

<スト>に入る契機自体よりも、一ヶ月以上にわたるスト持続によって、一切の大学構成員と機構の眞の姿がみえはじめ、同時に、自己と、その存在基盤を変革する可能性がうまれていることの方が、はるかに重大なのだ。

注② <神戸大学教養部>の全ての構成員諸君。

このストを媒介にして何をどのように変革するのか、そして、持続、拡大する方法は何か、について一人一人表現せよ。

少くとも、この実現の第一歩が、大衆的に確認されるまで、<私>は旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働(授業、しけん等)を放棄する。

この問題提起に何らかの共有性を発見する諸君は、自己にとって最も必然的な方向を創り出して闘争に参加せよ。

1969年2月2日 <六甲空間>にて 松 下 翌(教養部教官)

注 ② 昭和43年12月5日、評議会が「11.28.申し合せ」を白紙撤回したとの理由で住吉寮生その他の学生が神戸大学事務局、学生部をバリケード封鎖。

// ③ 12月18日、教養部学生、学生大会で、ストライキ決定。

// ④ 12月19日、学生自治会代議員大会、執行部のスト案を修正、直ちにスト突入。

// ⑤ 12月20日の教養部教授会団交席上松下講師、学生を激励。

2. 5

松下講師 教授会議長宛書簡で「次回の教養部学生との団交まで欠席して大学闘争と一見何の関係もないことを考えてみたいと思います。出席したくなれば出ます。有志は同じように行動して下さい。」と通告。^{注①②③④}

次のことを教授会の冒頭に報告して下さい。

1. 次回の教養部学生との団交まで欠席して大学闘争と一見何の関係もないことを考えたいと思います。出席したくなれば出席します。有志は同じように行動して下さい。
2. 団交に至るまでの教授会では、当面の諸問題について論じるよりも教授会のすべての

メンバーが少なくとも一回はストに関する発言ができるような方法を発見してください。

昭和44年2月5日

松 下 昇

教養部長 野中春水 殿

注 ① 松下講師 2月3日の農学部学生大会に出席、激励演説

〃 ② 同日教養部学生大会、「要求貫徹までストライキを強化、続行」とのストライキ実行委員会案可決。

〃 ③ 2月10日教授会団交で学生側、団交決れつを一方的に宣言、他大学学生と共に、A棟封鎖。

〃 ④ 5月6日学生、学舎封鎖をC、D棟に拡大し教養部学舎全面封鎖

2.6

第2課程43年度後期授業の最終時間に試験を行ない、「本試験に代える」と学生に約束しながらその約束を守らず。（第2課程学生談）

2.10

関西学院大学構内に ① 機動隊導入による封鎖解除・入試を挙行したので、試験を行なわない。② 代理教官の採点を認めない。③ 教職員は旧大学秩序維持の業務を拒否し、大学解体闘争に参加せよとの次のはり紙をする。

声 明 文

1. 機動隊を導入して入試を強行しあつ建物の封鎖を解除したことに抗議して <ドイツ語>の学期末試験の実施を放棄する。代理教官による試験の実施採点は認めない。
1. <関西学院大学>の全ての教職員（非常勤を含む）は旧大学秩序を維持する一切の労働を放棄して<大学>解体の闘争に参加せよ。
1. この声明は闘争の進展させるために役立つ全ての場所で公開されるであろう。

2月10日

経済学部非常勤講師 松 下 昇

関西学院大学当局 殿

2.12

神大理学部シンポジウムで権力をもたないものは空間をもつことができると題し ① 教授会に出席するつもりはない。② 自分は管理者としての日常性を否定したので試験も実施しないことにしているなどと発言。（参照「情況」臨時増刊号、107頁、昭和44年3月）

3.3～4

御影工業高校で行なわれた昭和44年度の神戸大学文学部の入試の際、会場付近に ① 教職員は旧体制維持に役立つ入試事務を拒否せよ。② 受験生は反大学運動に参加せよ。③ 4日の試験終了後、同校門前で第1回の<反大学>討論集会を開く予定などと記した次のビラ類を配布。

教 職 員 諸 君

社会と大学を結ぶ旧体制維持に役立つ入試事務を拒否せよ。

受 験 生 諸 君

入試と関係なく自分自身の手で反大学を造り出しその拡大へ飛躍せよ。

1969年3月3日

神戸大学教官 松下昇

教職員諸君！

入試阻止のデモがあれば機動隊の護衛が必要となることから明らかのように、入試事務は大学と社会を結ぶ秩序の維持に必要な労働である。入試事務だけではなく今までの一切の研究、教育、事務もそうであったのだ。

今諸君を訪れる一瞬の恥の感覚を深化し拡大せよ！

受験生諸君！

諸君の学びたいことは現在の大学では与えられないであろう。入試と関係なく大学で何を学びたいのかを考えその実現方法を追求せよ。そして合格しようとしたいと激動しつつある大学を訪れて在学生諸君のつきつける問い合わせ（その1つが反大学への模索）に対して一切の先入観を捨てて考えはじめよ。

なお私自身は2月2日以来、大学問題が生み出す総てのテーマを根底的に捉えるために旧大学秩序を支える一切の労働（授業、試験など）を拒否している。

テーマの1つ

大学問題を論じる時、総ての人は自己の一切の発想のかたちを告白してしまう。なぜならそのとき自分自身の抱く既成概念に対する徹底的な問い合わせが必要とされるからである。

今日の試験終了後、御影工高校門前にて第一回の<反大学>討論集会を開く予定。

1969年3月4日

神戸大学教官 松下昇

3.12

教授会は、松下講師にドイツ語の単位認定を希望したが、同講師が拒否しているため、卒業が危ぶまれている法学部・工学部各1名の卒業予定学生のドイツ語の単位認定を他のドイツ語担当教官で行なうことを見認めた。

3.16

関西学院大学経済学部教授会、同学部の43年度の試験その他による単位認定拒否などを理由に、昭和44年4月以降における松下講師に対する契約を更新しないと決定。（参照、44.3.16付「神戸新聞」）

3.19

八木教務委員長、3月19日付で松下講師より教授会宛「教授会は私が放置している卒業予定者および第二課程についての試験を代人によって行なわないことを声明して下さい。」などの内容の次の文書が送られてきたと報告。なお教授会はその処置を執行部に一任。

1. 教授会は、私が放置している卒業予定者および第二課程についての試験を代人によって行なわないことを声明してください。
2. すでにそうした声明を行なわずに処置を終っている場合は、自己批判と無効の声明を出してください。
3. この申し入れについて、3月22日正午までに回答のない場合は、大学構成員として私は教授会が欺瞞的な大学秩序の維持者であることを確認せざるをえません。

これから私が教授会に出席するためには、少なくとも次の二条件が必要です。

- A 2月10日以後のすべての議事録の公開
 - B これからのすべての教授会への傍聴の自由

3 . 22

文部大臣官房長、神戸大学長に松下講師の入試妨害の事実を公文書で問い合わせ。

5. 14

5月14日付大阪新聞、「松下講師が神戸外国語大学共闘派学生たちの学生会館学生管理などの5項目要求を支持し、授業ボイコットしたため神戸外大を解職された」と報道。

5. 15

神戸外国語大学長、神戸大学長宛公文書で、「貴学の松下講師、委嘱内容不履行につき教授会決定に基づいて、5月15日付同教官を解嘱した」と通知。

5 . 19

東京文京区公会堂で行なわれた、全国大学有志教官による“大学を告発”する集会に出席し、「表現運動としてのバリケード一六甲空間における反大学ー」と題した講演を行ない、その際落書による国有財産汚損を誇示する次の発言をした。

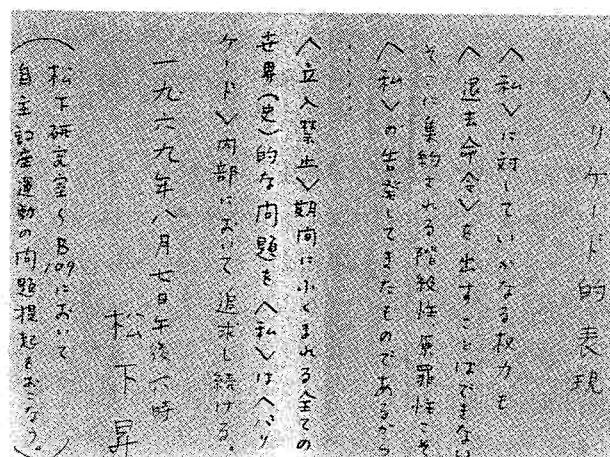
……また落書き運動を始めてありとあらゆるところに落書きを書いてゆく、とりわけ反大学祭というものを先週やったが、その反大学祭にきたすべての人々に落書きをしてもらってかなりの成果をおさめた。……（参照「情況」7号、103頁、1969年）

7. 24

第二課程の桂教務委員、「松下講師に昭和43年度後期の授業に対する成績評価のためにレポート題目の提出を依頼した際、大学問題が未解決の現在、レポート、試験などによる成績判定を行なわないし、代理教官によるそれを認めない」と返答してきたと教授会で報告。

8. 7

松下講師、神戸大学の封鎖解除の際、学長および部長の退去命令に従わずA棟4階403研究室に残留し、「私に対して如何なる権力も退去命令を出すことはできない……。松下研究室～B109教室で自主講座の問題提起を行なう」とB109教室に次のように書き残した。



8. 12

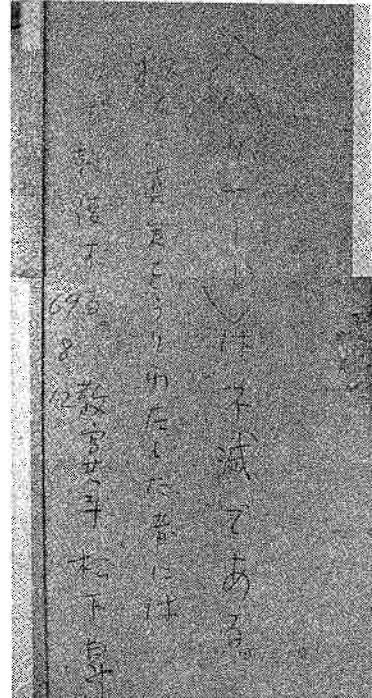
松下講師 自己の研究室ドア横の壁に次の落書をする。

バリケードは不滅である。

権力に真実を売り渡したものには必ず報復する。

69. 8. 12

教官共斗 松 下 昇



8. 13

松下講師グループ、闘争方針ならびに自主講座運動の日程表をB109教室の黒板に次の如く書きしるす。

④ 闘争方針

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| 1. 授業再開実力粉碎 | 8月12日 再封鎖闘争 |
| 1. 創造的バリケードの形成 | // 13日 <権力>の根源にあるもの |
| 1. 闘争の生んだすべてのテーマの階級的追求 | // 14日 <バリケード>形成論 |
| 1. 教授会公開、全共闘運動への結束 | // 15日 バリケード的表現全員 |
| 1. 闘争圧殺者の永続的弾劾 | // 16日 有志教官 ^{注①} との討論集会 |

注① 有志教官とは去る7月29日「われわれ教養部教官有志はいま強行されようとしている封鎖「自主」解除に反対する……」との長文の「態度表明文」を発表した。

8. 23

去る5月29日の東京都小石川公会堂での全国有志教官の会合で「落書戦術」を発表しながら、8月22日夜何者かに研究室を消火液、赤インキなどで汚されると、清掃のためと称し六闘委学生数名を立入り禁止のA棟4階の自己研究室に呼び入れた。^{注①}なお当日A棟に不法侵入した学生は松下研究室の壁に六闘委参上と落書。

注① 立入り禁止のA棟への学生の不法侵入

8月23日、立入り禁止のA棟4階松下研究室の清掃（同研究室は22日夜から翌23日朝にかけて何者かによって消火液、赤インキで汚されていたとの事であった）を理由に六闘委学生数名が無断侵入した。学舎整備に当っていた教官は直ちに同研究室に赴き学生諸君の退去を要求したが、その要求は松下教官、学生ともどもにより拒否された。

彼らは数時間後に退去した。又その後も、立入り禁止のA棟事務室に夜間何者が侵入し、落書きを消し終えたばかりの壁などに落書きし、事務職員を憤慨させた。

（参照、44.9.6「広報」12号1頁）

2. 44年度前期、授業再開(昭和44年9月～12月)

9. 1

10ヶ月ぶりに授業が再開された第1日目、松下講師名による「バリケード的表現」^{注①}と題しこのうえ何をおそれることがあろうかと述べたはり紙、自主講座実行委員会の名による「緊急アピール」^{注②}と題し ① 授業再開実力粉碎、② 創造的なバリケード形成、③ 閩争の生んだ全てのテーマの階級的追求、④ 全共闘運動への結集、⑤ 閩争圧殺者への永続的報復など記した次のはり紙類が指導教官専用掲示板にはり出された。以後同掲示板は松下講師ならびにそのグループに独占される。

その後自主講座運動実行委員会の名のビラや張紙が続出したが、その中には文体、筆跡などからみて明らかに松下講師の手になるものと推測されるものが多い。

注① バリケート的表現

全学集会→封鎖解除→授業再開という反革命過程にぬりこめられている犯罪的大学の枠をこえ階級社会を人間存在のあらゆる原罪性へいきつく国家権力、右翼秩序、スターリニストの見事な統一戦線を見よ、私たちは微笑しながらかれらを出現させている世界（史）的関係に対立し、止揚していくであろう。敵でも味方でもないある圧倒的な力によって問題提起の正しさが彎曲していくのではないかという一瞬おとずれる感覚のむこうにはじめてほんとうの闘争がはじまっている。

いま自分にとって最もあいまいなふれたくないテーマを闘争の最も根底的なスローガンと結合せよ。そこでも私たちの生死をかけうる情況がうまれてくるはずだ。私たちはバリケードから全ての人間たちの眞の姿をみてしまった。そしてバリケードの影は全ての人間の時間と空間をおおいしくしている。このうえ何を怖れることがあろうか。

1969年8月< >にて

松 下 昇

注② 緊急アピール

<授業再開>の意味を真にとらえるために数ヶ月の闘争が我々に支えた<教訓>を想起しよう。一つはいかなる<決定>に対してもそれが闘争に対しても効果を主体的に判断することなしに従ってならないということである。もう一つはいま自分がこと（例えば、教官研究室）にいる空間性がだれによっていかなる関係によって規定されているのかを明らかにせよということである。この二つの<教訓>を具体的にいいかえると当局のきめた時間割に従って討論すること（授業は論外）自体が<全学集会>と同様に闘争圧殺の機会をもってしまうことになる。

ここ数カ月間1日も中断することなく闘争の本質を共有展開する拠点となった<自主講座>運動はこれからも連日< B109 >において参加者全員による実行委員会を開き、場所、テーマ、方法を深化拡大していくであろう。

反革命の逆流に抗して眞の人間として生きようとする全ての<教官><職員><学生>は自主講座運動を媒介として自己の闘争を貫徹せよ。

授業再開の実力粉碎

創造的バリケード形成

闘争が生んだ全てのテーマの階級的追求

自己がになうものとしての全共闘運動の創出
闘争圧殺者への永続的報復

1969.9.1

自主講座運動実行委員会

9. 1

松下講師は部長の退去命令を無視してB 109 教室に居すわり小林教官の化学の授業を妨害し、以後同教室を占拠し学内攪乱の拠点とする。注①

注① 1年生授業開始と松下講師らの妨害

9月1日より、討論を挟んだ形式で、1年生の授業が開始された。当日行なわれた授業と出席学生数は別記の資料の通りである。なお2教室では妨害の為授業不可能となり、また他教室でも騒音に悩まされた。

B 109 教室は小林教授の講義に当てられていたが、松下教官が共闘派の一部学生と共に同室を占拠して9時5分頃より自称「自主講座」を始め、小林教授の講義を聞く為入室した学生はひき返すか、または当惑したまま着席していた。この事情を知った2、3名の教官は、混乱を避ける為に当然退室すべきであり「自主講座」は他の空いている教室を使用すべきである旨を松下教官に告げて再三説得したが、「ここは我々の空間である」などといって教壇に座り続けた。湯浅部長事務取扱も入室して同様な説得をしたが聞き入れられないままに、9時30分頃「もし退室しなければ教職員の手で実力排除する」旨告げ、さらに2度にわたって警告した後、10時10分教職員の手で室外に運び出した。しかしその手が離れた直後に松下教官はB 109 室に戻り、教壇を占拠し続けた。この為小林教授は、このような状態では授業不可能なので中止する旨学生に伝えた。

他方、8時40分頃からビラ配りをしていた共闘派学生はデモをした後八木教授の講義室となっていたB 209 教室に入って教壇を占拠して授業を妨害した。その後乱入学生は警戒に当っていた教職員や公安捜査隊員ともみ合いになったので、9時25分機動隊が出動したが、共闘派は抵抗せず校庭に出てデモを繰り返した。

なお当日4時限目に予定されていた授業は、午後の学生大会の為に休講となった。（参考 44.9.6 「広報」12号、7頁）

9. 9

松下講師が反大学運動の拠点としたB109教室の黒板に次の闘争方針ならびに闘争日程が書かれていた。

<p>〔闘争方針〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 授業再開実力粉碎 2. 創造的なバリケードの形成 3. 闘争が生んだ全てのテーマの階級的追求 4. 自己が荷うものとしての全共闘運動への結集 5. 闘争圧殺者への永続的報復 6. ----- <p>〔各クラス闘争委員現状報告〕</p> <table border="0"> <tr><td>17クラス</td><td>代議員大会開催要求、民闘委的</td></tr> <tr><td>7クラス</td><td>〃</td></tr> <tr><td>11クラス</td><td>(30人)</td></tr> <tr><td>6クラス</td><td>マアマア</td></tr> <tr><td>7クラス</td><td>完全反動化 1~30</td></tr> <tr><td>30クラス</td><td>五項目要求決議 (20数人)</td></tr> <tr><td>23クラス</td><td>良好</td></tr> <tr><td>14クラス</td><td>全然反応なし</td></tr> <tr><td>15クラス</td><td>1/5味方 ナンセンス右ヨク</td></tr> <tr><td>21クラス</td><td>19シンパ・</td></tr> <tr><td>29クラス</td><td>民青チック、問題あり</td></tr> <tr><td>4クラス</td><td>マアマア、15人</td></tr> <tr><td>23クラス</td><td><無思想派勉強派></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">クラス中 男子13名</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">他は皆女子 オソマツ</td></tr> </table>	17クラス	代議員大会開催要求、民闘委的	7クラス	〃	11クラス	(30人)	6クラス	マアマア	7クラス	完全反動化 1~30	30クラス	五項目要求決議 (20数人)	23クラス	良好	14クラス	全然反応なし	15クラス	1/5味方 ナンセンス右ヨク	21クラス	19シンパ・	29クラス	民青チック、問題あり	4クラス	マアマア、15人	23クラス	<無思想派勉強派>	クラス中 男子13名		他は皆女子 オソマツ		<p>9月11日</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 時限授業粉碎闘争 2) 時限B 109 実行委員会 (12日の方針) <p>他クラスの討論に介入</p> <p>B 109 <ヒューマニズム論></p> <p>12日 対民青ゲバトル大会</p> <p>用具 ヘルメット</p> <p>場所 B 109</p> <p>9月11日 1時限</p> <p>授業粉碎…</p> <p>中文 (山岡) B 109</p> <p>国文 (野中) B 108</p> <p>数学 (宇マ谷) C 521</p> <p>有志教官</p> <p>英語 (津田) B 205</p> <p>独語 (岡村) B 303</p> <p>8. 7, 8. 8 の当事者</p> <p>政治学 (南院) D 307 <small>注①</small> 有志教官</p>
17クラス	代議員大会開催要求、民闘委的																														
7クラス	〃																														
11クラス	(30人)																														
6クラス	マアマア																														
7クラス	完全反動化 1~30																														
30クラス	五項目要求決議 (20数人)																														
23クラス	良好																														
14クラス	全然反応なし																														
15クラス	1/5味方 ナンセンス右ヨク																														
21クラス	19シンパ・																														
29クラス	民青チック、問題あり																														
4クラス	マアマア、15人																														
23クラス	<無思想派勉強派>																														
クラス中 男子13名																															
他は皆女子 オソマツ																															

注① 南院教官は7月27日に態度表明を行なった教官の中に加わっていなかった。

9. 10

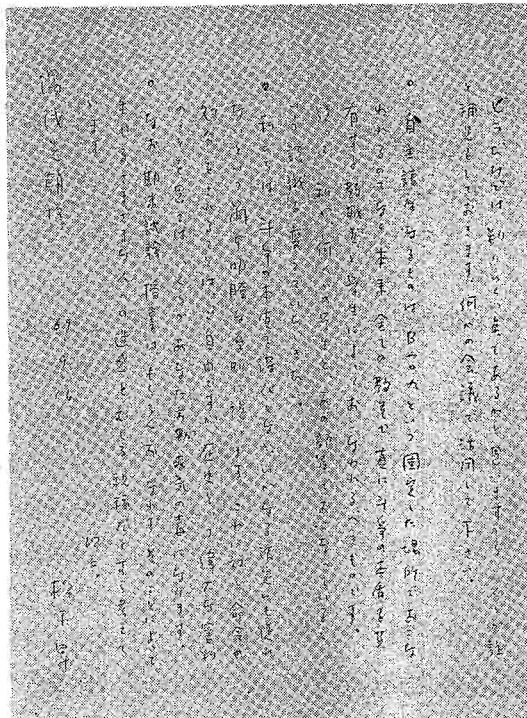
松下講師の自主講座に関し、教授会は「現時点において、B109教室において、授業計画と重なる時間に開いている松下講師の自主講座は認めることができない。」と決定。(参照44.10.11「広報」14号、2頁)

9. 16

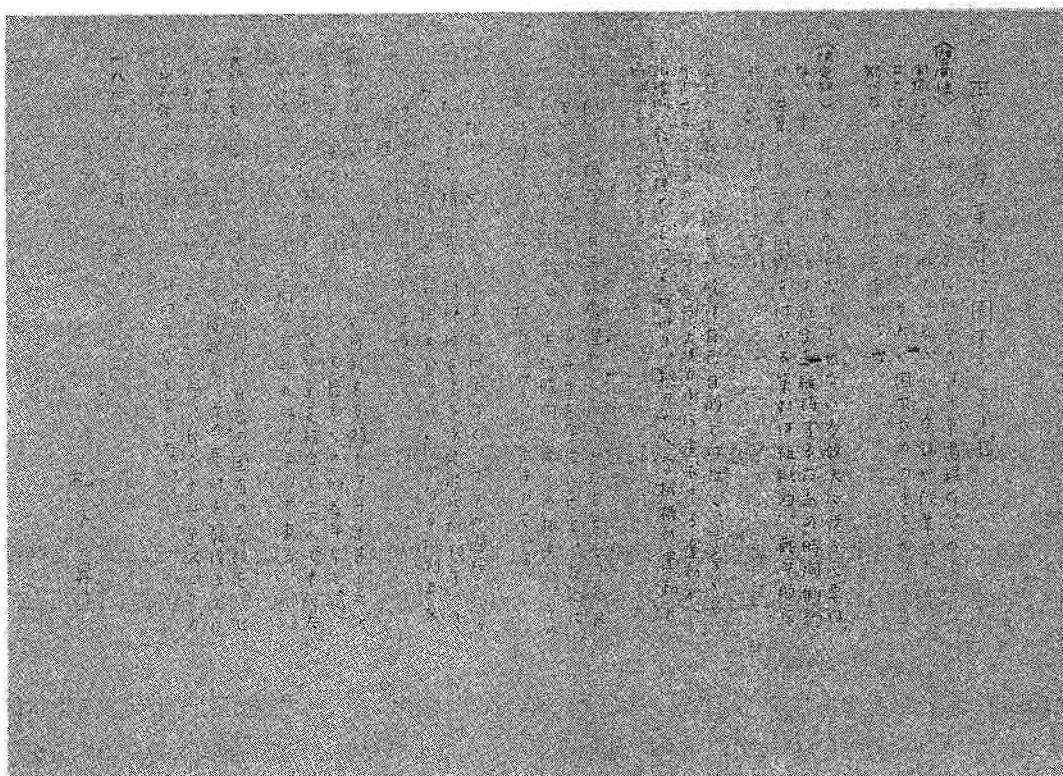
松下講師、湯浅部長事務取扱(以下部長と記す)宛の次の書簡に注①、自筆の「正常化=反革命に関するテーゼ」、注②…実行委員会名の「自らの闘争をつくり出せ」注③のビラ類を同封④闘争の本質を深化しないいかなる決定にも従わぬ、②命令や処分することは自由、③期末試験、授業はもちろん行なわない、④その事によって生ずるさまざまな人への迷惑は祝福と考えているとの趣旨を通告し、9月10日の教授会決

定と対決姿勢を示す。

注①



注②



注③ 自らの闘争をつくりだせ。／

正常化＝反革命を目の前にして、何かをなすべきだと感じている諸君は毎日1限から4限までB 109で開かれている、ある名付けがたい委員会に結集せよ。現在の闘争方針（掲示板参照）にいくらかでも共有点を発見する人間は、すべてこの運動の実行委員である。この運動の氷山の一角は次のようなものである。

B 109で授業がおこなわれる場合は、六ヶ月のバリケード期間中にひきよせられた全てのテーマを提起して授業を粉碎する。これは全ての教室でも展開されねばならないことであるから、B 109で授業のない時をふくめて、力量が許す限り他の教室へも進出する。

学生諸君は秩序側の時間割をうちやぶる場においてのみ学習し討論すべきである。そのような場に教師をひきずりこめないならば、相互に学習討論する正当性は全く失われてしまう。教職員諸君は闘争過程で犯した限りないギマンに気付くならば、一步も大学構内へ足をふみ入れることはできないはずだ。諸君はB 109へ歩いてくる時がくれば始めて人間にもどる。

自主講座運動とかりに名付けておくが、それを権力の導入や処分の脅しで抑圧することは不可能である。抑圧する機構と人間のギマンだけが暴露され、かれらの永遠の奈落への失墜がはじまるだけである。

自主講座運動について批評することは、バリケードについて批評する場合と同じく、批評者自身を批評してしまう。本来、きみが一人でも開始するべきであったのに、そのことへの責任と怖ろしさを抜きにして何一つ批評できないはずだ。ましてこの運動は、自らの、かりの名をどこまでも乗りこえ、未知の表現へたどりつけうとしながら、まさにそのことによって闘争の本質を最も根底的にひきうけようとしているのだから。

だれのための運動か？もちろん、きみのように死語にうちのめされ、自らも死臭を放ちはじめ、しかもそのことに気付かないふりをしている存在のための運動である。

1969年9月16日

……………実 行 委 員 会

9.22

所定の教室で^{注①}松下講師の授業を待っていた学生に ① 永続的に授業は存在しない。 ② B 109 教室の自主講座に参加せよと記したビラを女子学生に配布させる。

注① 22日（月）3時限目の松下講師担当のドイツ語の授業。

9.23

物理学の杉原 雄、岩田 章両助手、教授会の措置に抗議し、教授会の要求する授業・採点を拒否する旨の長文の声明文をB 108 教室前の壁にはる。

9.24

生物学助手讃岐田 訓、教養部教授会の大学問題対策に抗議し、授業再開反対の声明文をB 108 教室前の壁にはる。

松下講師、共闘派学生と呼応し、N 401 の生物学実験室を封鎖し、同入口に坐りこみ、同教室での授業を妨害。なお松下講師らによるこのような悪質な授業妨害は9月25日より10月3日に至る間に前後5日

間に亘りくり返し行なわれた。注①

注① 9月24日N401（生物学学生実験室）封鎖

9月24日（水）第3时限、かねて予告掲示された通り、N 401 の生物学学生実験室が一部学生その他の手で内部からロッカーなどで封鎖され、湯木・讚岐田教官担当の2の27クラスの授業が行なえなくなった。このため、待機中の教官が現場に行き、M（松下）教官ならびに封鎖学生に直ちに教室の封鎖を解き正常な状態にもどすよう説得に当ったが、受け入れられず、同教室での授業を行なうことは不可能になった。なお同教室の壁にB109、N401、C 311 教室自主管理（27闘委）、N 402 教室のドアに自主管理（S・C共闘）の落書があった。事態を重視した教授会メンバーは事務職員とともに現場に赴き封鎖解除を行ない、直ちに教養部長名で「封鎖その他の行為による授業および研究、業務を妨害することを厳禁する」との次の告示を行なった。なお同教室における授業妨害は翌25日（木）の3时限の2の27クラスの授業でも繰り返された。

告 示

1. 本日生物学実験室（N 401号教室）が封鎖されたが、直ちに教職員によってこれを解除した。
1. 封鎖その他の行為によって授業および研究、業務を妨害することを厳禁する。

昭和44年9月24日

教養部長事務取扱 湯 浅 光 朝

なおその後も9月19日（金）、9月27日（土）、10月1日（水）、3日（金）におのおの1教室が封鎖されたが、直ちに教職員及び学生の手で解除され、その後の授業には支障はなかった。

（参照 44.10.11「広報」14号、8~9頁）

9. 25

授業、試験などの公務を拒否する教官の措置について教授会討議。

9. 27

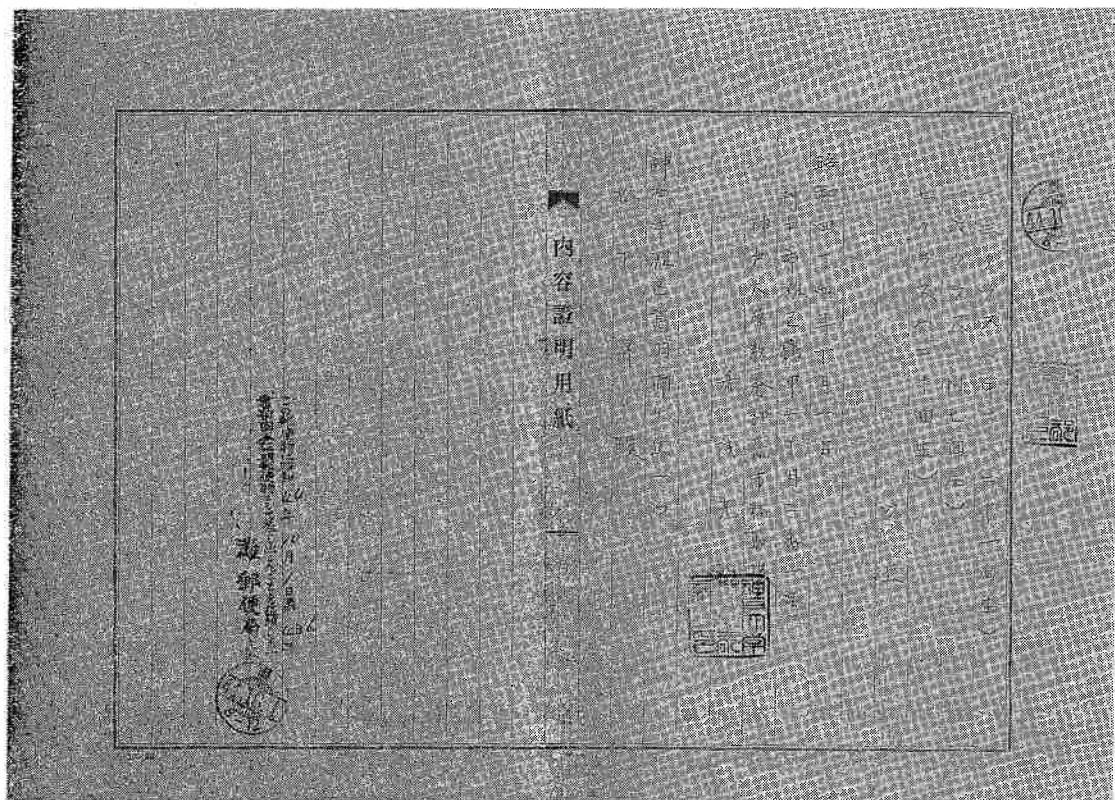
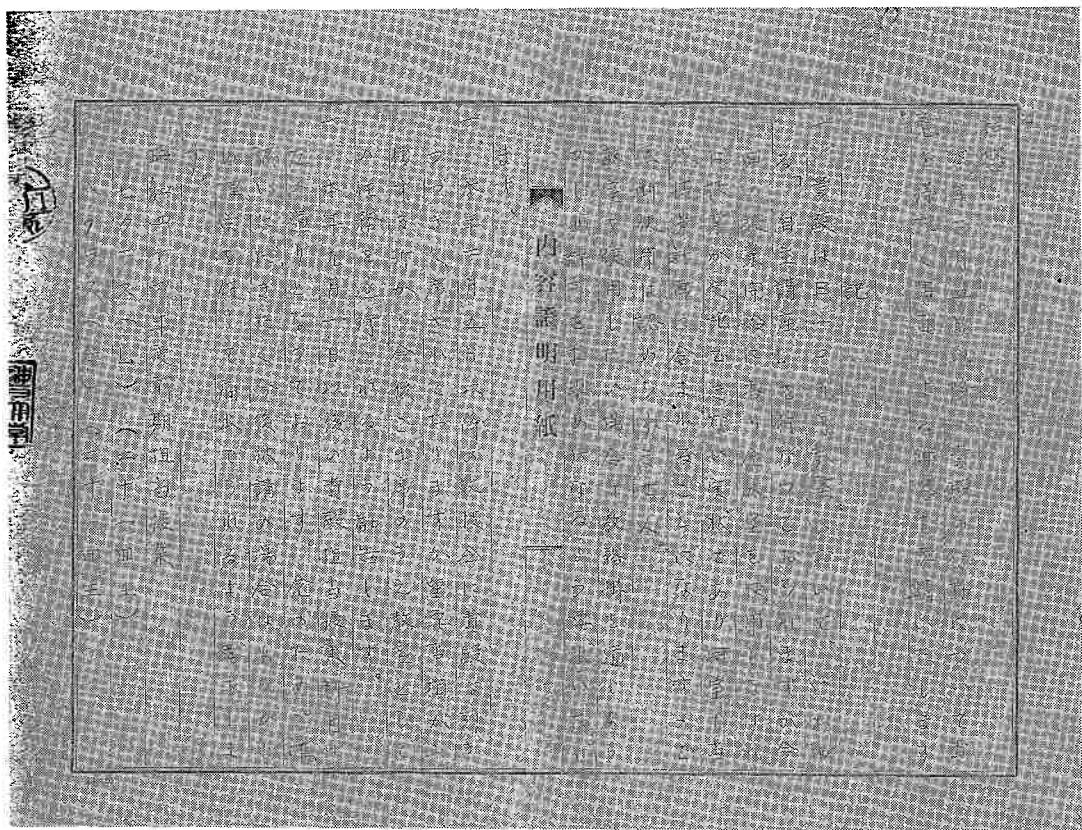
同 上

9. 27

松下講師担当の受講生に他のドイツ語の授業を受けさせることを教授会決定。

10. 1

部長、次の内容証明郵便で ① B109 教室の使用については正規の手続きをとること、② 教授会に出席すること、③ 正規の授業を行なうことを松下講師に要求。



10. 6

10. 1 付の部長書簡に対し「ある通信」と題し、① 教養部に入るときはC 共闘に届けよ、② 教授会を解体し教官共闘に結集せよ、③ 授業を含む全ての秩序維持労働を放棄せよとの次のはり紙を、B 108 教室前に放置されていた破損黒板に行なう。

<あ る 通 信>

10月 1 日付 内容証明郵便で教養部長事務取扱なる者から次の趣旨の通信があった。

1. B 109 教室使用の場合は届け出でよ
2. 教授会に出席せよ
3. 授業をおこなえ

私はこの通信を否定的に媒介して次の最低限の要求を教授会メンバーにつきつけておく。

1. 構内に立入る場合にはC 共闘に届けよ
2. 教授会を解体し教官共闘に結集せよ
3. 授業を含む全ての秩序維持労働を放棄せよ

1969年 10月 6日

松 下 昇

10. 7~10

松下講師、共斗派学生とともに机、椅子などを運び教養部正門、B C 棟入口、廊下などを封鎖し連日にわたり学内を混乱に陥し入れる。注①

注① 10月7.8.9.10日の教養部正門,B.C棟の封鎖

1) 7日の学生集会と正門の封鎖

教養部では、9月16日の正規の授業再開後多少の波乱があったが、時間の経過とともに混乱もおさまり、全面的正常化への道をたどる傾向を見せていた。ところが、10月6日(月)頃からB108、B109 教室の周りや、A、B棟の廊下の窓硝子その他に安保反対、佐藤首相訪米阻止、沖縄の即時返還、大学立法反対などの立看板や落書きが現われ、7日の午後にはD 307 教室でC共闘主催の学生集会が催され、8、9、10の3日間の「安保粉碎の政治スト」の決議が行なわれた。同集会散会後ヘルメットを含む約200人の学生は、安保反対デモを行ない全学構内を一巡して教養部に帰るとそのうちの一部学生は突如B棟教室から机椅子をもち出し、午後6時頃アッという間に正門を封鎖した。早速居合せた教官の間で即刻封鎖解除すべきか、危険の大きい夜間を避け、明朝にすべきか討議の末、午後9時すぎ居合せた教職員学生約50名の手で封鎖解除が行なわれた。しかし突然のできごとで対策が遅れ、同夜の第2課程の授業は行なうことことができなかった。

2) 8日の授業妨害と正門封鎖

8日は午前10時頃からヘルメット学生が各教室に乱入し、7日に行なわれた「学生大会」の決議を尊重して直ちに授業を中止するようにとするべく迫った。教官側は彼らのいう7日の「学生大会」は学生自治会の正規のルールに従って開催されたものではなく、また

大会成立条件の定足数には、D 307 教室の大きさ、学生の集りの状況からみて疑問が多いこと、また主催者側学生の発表した委任状数も、学生自治会規程からみて疑問があり、正規の学生大会が成立したものとは思われず、単なる学生集会であり、そこで決議は全教養部学生の意志を正式に代表したものではなく、授業を中止できぬと反論した。こうした教官側の理論も共闘派ヘルメット学生には受け入れられず、押し問答し授業続行が困難となった教室が多かった。



共闘派学生によるバリケード封鎖の現況 ①



共闘派学生によるバリケード封鎖の現況 ②

C 共闘派のヘルメット学生は、午後3時半ごろ小雨降りしきるなかを前日に引き続き松下教官も協力しB棟の1、2階の教室から机、椅子を持ち出し正門を再び封鎖した。その後午後6時から神戸市役所前で行なわれる予定の兵庫県労学市民統一行動集会に参加するため、デモしつつ構内から姿を消した。教授会側は前日の例にならい即時解除の方針をとりすでに第2課程の授業開始時刻も迫

っていたことでもあり、たまたま開かれていた教授会を一時中断し、午後5時半頃待機中の職員の協力を得て雨中正門の封鎖解除を行ない、第2課程の授業は平常通り行なうことができた。なお封鎖解除後部長事務取扱名で次の告示が出された。

告 示

1. 本日午後3時再び正門が封鎖されたが教職員により直ちに解除された。
1. 授業および研究・業務を妨害する行為を厳禁する。

昭和44年10月8日

教養部長事務取扱 湯 浅 光 朝

3) 9日の授業妨害と正門およびB.C棟封鎖

全共闘派学生は7、8両日にひきつづき9日も、学生集会決議を理由に登校学生にマイクで授業ボイコットを呼びかけ、授業中の教室に押入り授業妨害行為を続けた。教授会側は既に述べた通り正規の学生大会の決議とは認めず、授業を平常通り行なう方針を堅持し

た。

共闘派ヘルメット学生は9日午後昼休み中B、C棟につづいて正門を封鎖した。これには松下教官も参加していたが、これら封鎖に用いられた机、椅子をもとの教室に運び、独立で封鎖解除しようとした学生が所々で見受けられた。封鎖されたのちも、3时限目の授業を指定の教室で受けたり、封鎖のため教室の使用が不可能のときは、他の教室や、校庭の青空教室で受講を希望する学生があり、授業が行なわれたクラスもあった。

湯浅教養部長事務取扱は、この封鎖について教授会メンバー及び職員運営委員会メンバーから個別的に意見を求め、実状把握につとめ、その結果、① 封鎖が正門のみならずB、C棟まで拡大されたこと。② 教養部構内に本学学生以外の者の入っているらしいこと。③ 7、8の両日とは異り、全共闘系ヘルメット学生が多数教養部内に残っていること。④ 当日は教養部構内に居合せている教官が少いことなどを考慮し、前日、前々日と同様に教職員の手で直ちに封鎖を解除することは、教職員の身体に危険が起る公算が大きいと考えるにいたった。しかし事務職員の退場時刻、第2課程授業開始の時刻が迫り、これ以上封鎖解除の時刻を延すことはできず、部長は午後5時を期し封鎖解除にふみ切ることを決断するとともに、解除に当たった教職員の身体に不測の事態の発生するのを防ぐため、警察の警戒を依頼した。

午後5時、部長は全共闘派学生の強い妨害にも屈せず、マイクを通じ教職員の実力による封鎖解除の宣告を行ない、居合せた有志教官、男子及び女子事務系職員、同作業員は正門のバリケード、B、C棟封鎖の机、椅子の排除に当った。このとき、松下教官や全共闘派学生ははげしく妨害し、机、椅子の奪い合いやこぎりあいがあったが午後6時頃正門ならびにB、C棟の封鎖解除が終った。封鎖解除途中から始った全共闘派学生のデモは前後1時間余りつづいたが午後7時ごろ教養部構内は平常にかえった。なお第2課程の授業は事前に教室変更などの応急対策が取られていたのではほぼ平常通りであった。

4) 10日(祝日)の教養部正門封鎖

10日は体育の日で一般学生の登校もなく午前9時頃まで平静であった。しかし同9時半頃より共闘派学生が集り始め、11時頃には約150名に達し騒然となった。同派の学生は、B108、109教室前で集会を開き、後109教室で正門バリケード封鎖を決議したのか、同教室からでて11時20分頃から、立入禁止のB棟1階の教室の窓硝子を破り、不法侵入し^{注①}、机、椅子を持ち出し正門を7日につづき4度目の封鎖を行ない同11時40分頃に完了した。共闘派学生約160名は、正門封鎖後隊列を組み学外にて、周辺の道路をデモし、市道鶴甲線では一般通行車をとめ、デモ中の数人の学生は、たまたま駐車していた警察警備車にコブシ大のコンクリート破片を多数投げつけその結果乗車中の4人の警官の一人が後頭部に2週間、他の一人が前額部に10日間の傷を負い、残りの二人が顔その他に軽傷を負うという不祥事件がおきた。その後共闘派学生は工学部、理学部方面にデモを行ない、阪急六甲駅より10.10全国統一行動集会出席のため京都に向った模様である。

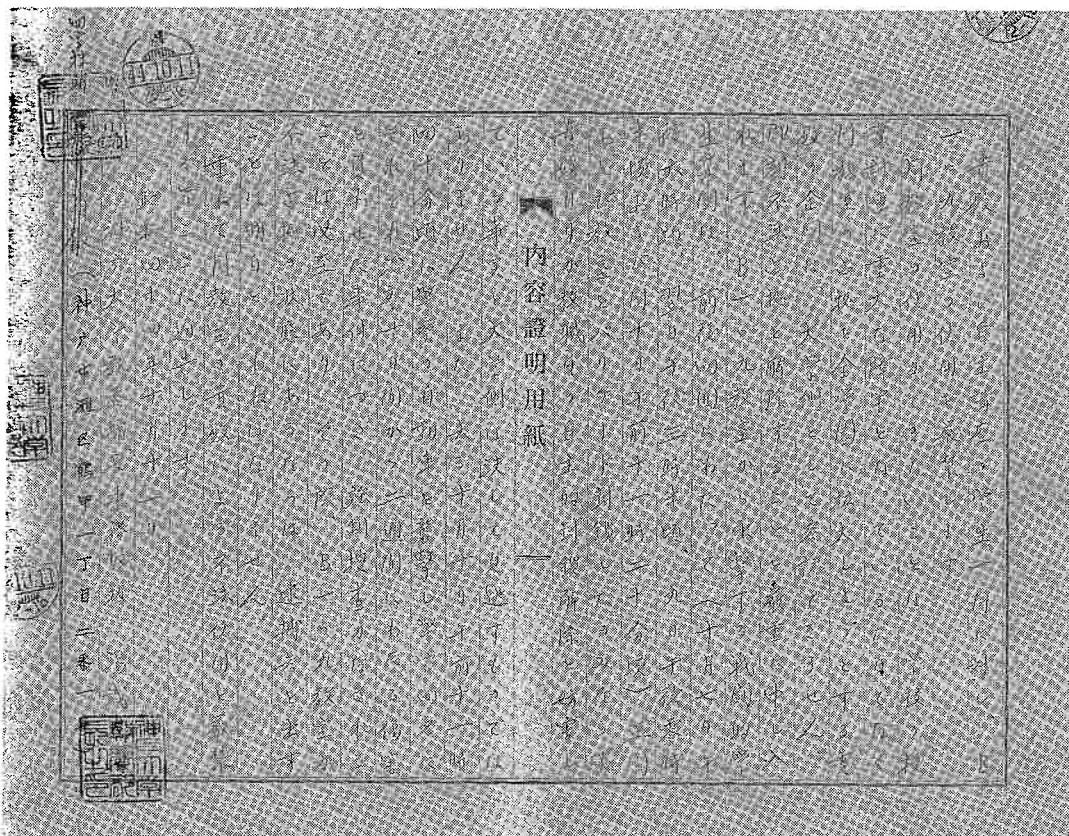
他方正門を4たび封鎖された教養部では日直職員および急きょかけつけてきた教職員約30名で12時20分頃封鎖解除に着手し、同13時頃封鎖解除を完了した。

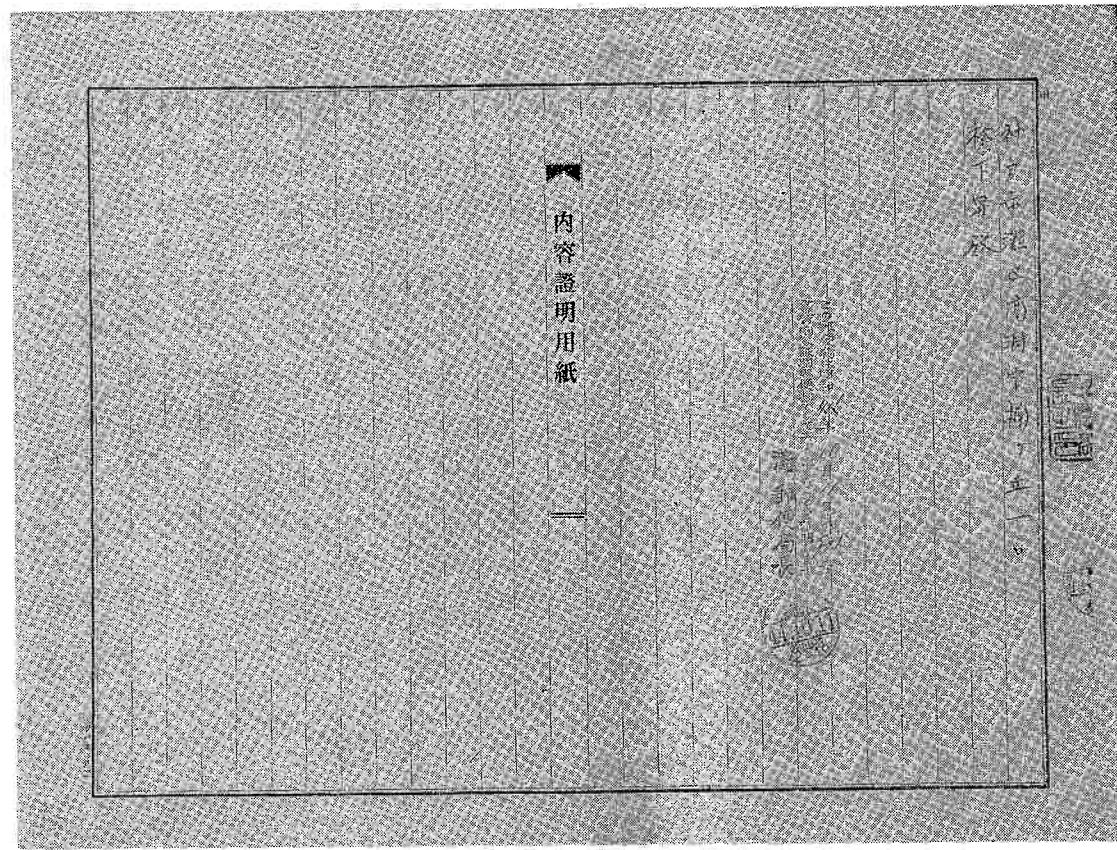
注① 10月9日午後9後より11日午前8時30分まで教養部構内に立入ることを禁止する旨、教養部長事務取扱湯浅光朝の名で公示されていた。

(参照 44.10.11「広報」14号 9~11頁)

10. 11

部長の10月11日付次の内容証明郵便で松下講師にB 109 教室の無断使用厳禁を再度通告。





10. 13

部長の10. 11付内容証明郵便によるB 109教室の無断使用厳禁通告に対し「バリケード的表現」と題し『全ての教職員、学生はつねにB 109広場に結集し、国家権力、学校当局との対決する中から自らの闘争を創り出せ。』とのピラ配布。

バリケード的表現

10月11日付の文書で⑬はB 109の使用禁止を通告し、さらに10日の警察車輌襲撃に関して予測される強制捜査を利用してB 109の自主講座運動参加者を権力にうり渡す態度を公然と表明した。

いまや、自主講座の最大テーマの一つ=空間性についての問題が、より高い次元で展開されようとしている。神大闘争の本質を共有し、さらに包括的、全階級的な闘争へ飛躍しようとする全ての教職員、学生は、つねにB 109 < >広場に結集し、国家権力、学校当局と対決する中から自らの闘争を創り出せ。!

1969年10月13日

松 下 畿

10. 29

物理学助手 岩田 章、杉原 雄「自主実験」宣言。

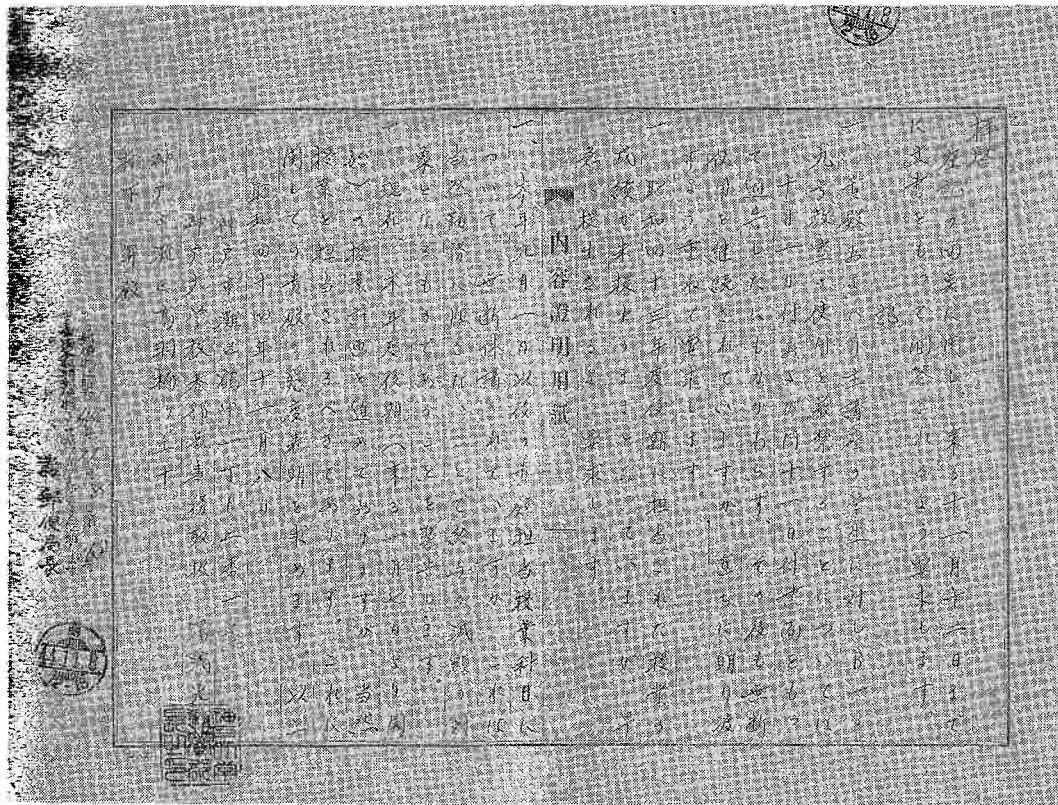
11. 5

生物学助手 讀岐田訓「自由実験宣言」と題したはり紙をC棟の廊下にはり出す。

11. 8

部長、次の内容証明郵便で ① B109教室の無断使用を再度禁止、② 43年度後期の成績表提出、③ 44

三支後期の授業に対する態度表明を要求するとともに、④このままでは9月1日以降の無断休講が給与減額の対象となると警告。



11. 8

定期試験の第1日目、共闘派学生は机、椅子に墨汁、ペンキ、ノリをぬったり、試験場に殺虫剤、アンモニアなどを撒布し、学生に負傷をおわせるなどし試験妨害を行なったが、これら共闘派学生と呼応して松下講師はL L教室を占拠、落書き同教室での試験実施を不可能にする。注①

注① 43年度後期試験第1日目（11月8日）における妨害

43年度後期授業に対して、大部分はレポートによって、一部は試験によって成績判定が行なわれる予定になっていたが、10月15日の教授会で、レポート提出期限は10月29日、試験は11月8、15、22日の三日間に行なうことが決定された。この試験の日程は、44年度前期の授業で Week day はふさがっているので、土曜日の午後しかこれに当てることができないために組まれたものであり、おののの午後に3回（1.00～2.00、2.20～3.20、3.40～4.40）実施しようとするものであった。

第1日目の11月8日は1時限15教室、2時限8教室、3時限15教室で試験（各教室平均55名の受講生）が行なわれる予定であったが、この日は正午から先ずM 302教室の内部に机を積みあげ釘づけにし、ドアは外部からも釘づけにし、封鎖に加わった学生のうち3名は東側の窓から樋を伝わって外に逃げた。その後もM 301教室が試験開始までに封鎖された。L L教室は1時間前から松下講師や学生に占拠され、設備の関係上他の教室でテストを行なうことができないのでやむなく中止された。その他、机、椅子、教卓などにペンキ

を塗り、使用不能にされた教室は急拠教室を変更した。

1時過ぎよりB 108 教室前でヘルメット数名を含む学生10数名が集っていたが、マイクで演説をしたのち、安保粉碎を呼び建物の中でデモを始めた。そして各教室を廻ってしらみつぶしに試験を妨害にかかり、答案を書いている学生から用紙を奪って破ったり、焼き払ったりした。妨害に来たのは松下講師を含め約30名、そのうちヘルメットは赤が大部分で、黒、青数名を含む10数名で、これら妨害者が引き揚げたのち試験再開を希望する教室がいくつかあったが、余分の答案用紙がなく、中止せざるを得なかった。又B 403室ではアンモニヤ水（日本薬局方）が撒かれ、教官や学生の服や体にかかり、経営学部20回生貴志悦司君ほか2名は負傷し金沢病院で手当を受けた。

B 303 教室で行なわれる予定であった覧助教授の英語（千葉、池上 教官監督）の試験は、当初予定した教室は机、椅子、教卓などにペンキやのりが塗ってあり使用できない状態であったのでC 501教室に変更して行なった。終了予定時刻の10分前頃にヘルメット学生が押しかけ熏煙殺虫剤（バルサン）を数本もやして投げこみ試験続行はできないと判断されたので中止し、急拠答案を集め、全員の分が回収できた。この教室のものが、試験の事実上実施できた唯一のものである。なおこの日の妨害状況は集計すると下記の通りである。

封 鎖	B306、M202、301、302教室 L L 教室（松下講師らによる）
ペンキ、糊塗布	B406室ほか8室
殺虫剤 熏 煙	C501室
答案用紙略奪	C401室ほか7室
アンモニヤ撒布	B403室ほか1室
負 傷 者	経営学部20回生貴志悦司君（眼にアンモニヤが入り、黒目の部分負傷、数回通院治療を要す）

このほか、C 401室にはヘルメット学生と共に松下講師が妨害に来て、黒板にチョークで「試験をうけたい諸君、いま感じている怖れとためらいだけが追求に値する」などの板書をした。またB 403教室では学生同志のなぐり合いもあった。なほ受験者は、受講者のほぼ80%であった。

当初妨害があっても、2時間以後の試験を実施する予定であったが、妨害が広範囲であったこと、特に学生側に負傷者が出てことを重視し、担当教官などと協議の結果、2時間、3時間の試験は中止し、この日実施できなかった試験科目については11月29日に実施するが、レポートに変更する科目もありうるので、その場合は11月13日（木）に発表する旨の掲示を行なった。（参照 44.11.17「広報」15号、14~15頁）

11. 12

部長、11月8日付内容証明郵便で松下講師に対し①B 109 教室の無断使用再度禁止。②43年度後期の成績提出。③44年度後期の授業に対する態度表明を12日付で要求するとともにこのままでは9月1日以降の無断休講が給与減額の対象となると警告したのに対し、松下講師は処分するならせよとの態度表明、12

ここで全構成員が部長に質問状を発送しようと呼びかけのビラ配布。

11. 12

松下講師、神戸外国語大学に赴き、同大学の小川正己教授、長田夏木教授ほか同大学ならびに神戸大の元賃派学生約50人とともに神戸外国語大学 107 教室に乱入、大橋成光講師のドイツ語の授業を妨害、同講師に「松下講師の問題が解決するまで授業を中止するという意味の確認書」をかかせる。

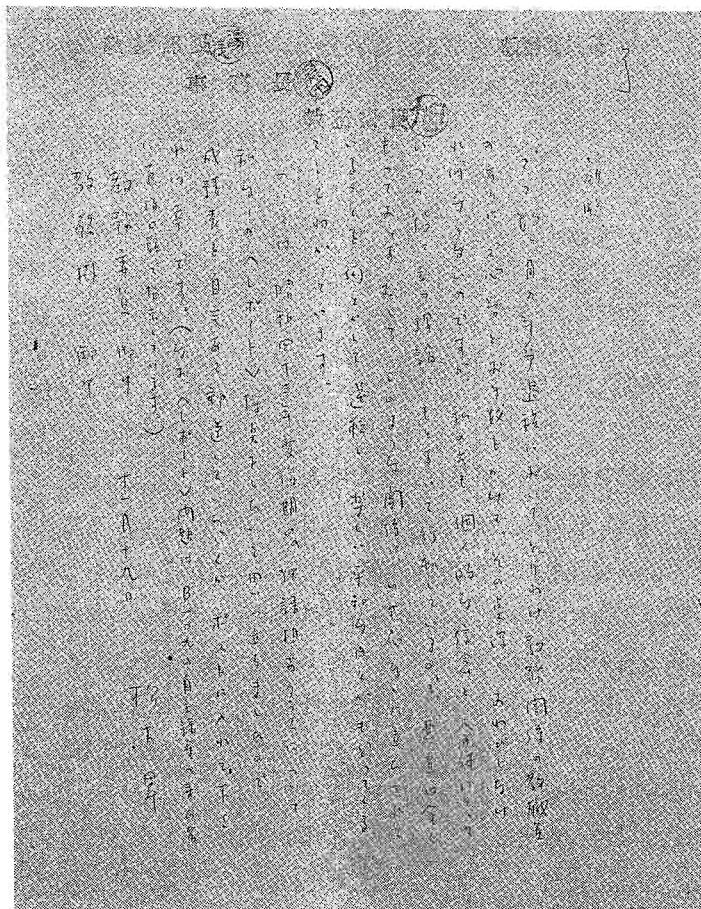
(参照 44.11.12付「神戸新聞」)

11. 15

神戸外国語大学長、15日付内容証明郵便で松下講師に同大学構内立入禁止を通告。

11. 19

松下講師、教務委員・教務掛宛次の書簡で「43年度後期のドイツ語担当クラスについて私なりのレポート採点ををしたいと思いたちましたので成績表を自宅宛郵送していただくかポストに入れて下されば幸です。なおレポート問題はB 109の自主講座へ来たものに直接口頭で指示します」との通告を行なう。^{注①}



注 ① レポートは提出させなかった。

11. 19

自主講座運動委員会は「虫けら共に哄笑を！」と題し、11月 8 日の定期試験を粉碎したので当局はレポ

ート提出に変更し、ギマン的秩序の中に逃げ込もうとしているなど、教官、学生を虫けらどもとば倒した次のビラ配布。

虫けら共に咲笑を！

11月8日におこなわれる予定であった43年度後期の試験が完全に粉砕されたのに對して恐怖をかんじた教養部当局はレポート提出に変更することによって我々の問題追求をうけとめ得ないまま、何とかしてギマン的秩序の中へ逃げこもうとする無残な本質をバクロしている。

教授会メンバーの一人一人は、闘争過程における唯一つの自己の表現としてのレポート提出表によって、大学秩序や自己の思想性の空洞化、犯罪性を総括してみせてくれたのである。一方、これらのフハイした教師たちを利用して進学、卒業しようとする学生たちがいるが、かれらが、いかに口先で教師たちを批判し、街頭デモに參加してみたところで、結局のところ進歩派教師や、生活する労働者としての機動隊員の水準を越えることは不可能である。これらの恥知らずな教師、学生に対して我々は、全ての空間で咲笑に似た追求と、闘争の原点からの、やさしさにみちた報復を与え続けるであろう。しかも、それは、壮大な過渡期における我々の運動のささやかな一つの応用にしかすぎない。

1969年11月19日

自主講座運動実行委員会

12. 2

湯浅部長・堀江評議員、松下講師に面会し、10,11月給与減額を口頭で予告。その際、松下講師は「後期の授業に組入れてほしい」と要望し、または給与減額もやむを得ないと発言。

12. 3

松下講師、ヘルメット覆面を交えた約100人の学生と教授会に乱入り、居合せた教官を侮辱するとともに軟禁し、会議続行を不可能にした。なおこの際も「44年度後期の授業に組み入れよ」と要求。^{注①}

注① 12. 3 教養部教授会への共闘派学生の乱入

去る12月3日（水）教養部では、① 教務事項の報告、② 45年度新入生のカリキュラム、③ 授業ならびに採点拒否教官の処置に対する基本方針その他を議題に、午後3時すぎから会議室で教授会を開催した。議題の②の審議がほぼ終った同4時すぎ、松下講師を先頭にヘルメット・覆面姿の学生を交えた約100人が会場になだれ込み、出入口を人垣でふさぎ、教官を軟禁した。湯浅議長は直ちに散会を宣言した。これをみて取った共闘派学生のリーダー格のものは議長席のテーブルを取り畳み、C教授会団交と呼び、公開教授会で松下講師の問題を審議するようはげしい言葉で要求した。議長がこれを拒否するや松下講師処分問題を教授会の議題として取りあげたことについて自己批判を迫った。議長は松下講師の処分問題を議題として取りあげたのではなく、長期にわたり授業ならびに採点拒否を続けている教官に対しどう処置したらよいかその基本姿勢を審議しようとしたまでであり、教官控室の黒板にもそう書いてあったはずであるとして共闘派学生の要求を拒否し続けた。するとこんどは、隣席の堀江評議員に対し、松下講師の処分問題に関する見解を述べるよう強く要望した。同評議員は、このような場所では答える必要はない。1対1

の静かな話合いなら何時でも応ずるといい、これまた共闘派学生の要求をつっぱねた。

部長、評議員が公開教授会の件ならびに松下講師問題などに対する態度表明を拒否するきびしい態度を崩さないと知るや、事前に用意していたテープレコーダーを持ち出し、マイクを教官1人1人につきつけ、①教授会公開の是非、②松下講師処分問題について各自の見解を述べるよう強要した。3分の2に当る教官は人権を無視したこれら学生たちの行動に抵抗し黙否の姿勢を取ったが、残りの教官から、①教授会公開は原則として望ましいと思うが、ルールさえない現段階では公開は不可能。②松下講師の処分は、自分として反対であるが、現段階では何らかの処置を取るかどうかが問題になっているのであり、処分問題にまで進展していない。③松下講師は、早い機会に教授会に復帰し、当面の大学問題改革に協力すべきであるなどの発言があった。また、黙否し続けた教官のテーブルの上にマジックペンで「不可」と学生が書けば、松下講師は学生の行為に呼応して「人間失格」、「教官失格」と書きこんで廻ったり、発言した教官に対しては松下講師はその内容、言葉尻をとらえ1人1人に対し、身勝手な批評を加えていた。一方このような人権を無視した松下講師ならびに共闘派学生の無法なやりかたにたまりかねて共闘派学生のマイクを机にたたきつけ抗議の姿勢を示した教官も現われた。また、この間に一女子学生M(M5・森川)は、会議室の壁に落書き、他の学生は教官控室の掲示板を持ち去るなど不法行為を行なった。なおこの掲示板は後ほど返却された。

居合せた教官1人1人の追求が一巡し終ると、松下講師ならびにリーダー格のL18橋本、S20樋木、M5森川らは交々立ってマイクに向い総括に入った。そして、①今後は公開教授会以外は粉碎、②執行部所属教官の授業粉碎、③松下講師の処分粉碎、④松下講師処分賛成教官に対する個人テロ、⑤時と場合によっては各教官の家庭に押しかけ、自己批判をせまるなどとの内容の発言を行ない総括を結んだ。また、さきほどまで共闘派学生と呼応し、各教官の自己批判を要求しつづけた松下講師は、その際、去る2月2日の「情況への発言」において「旧大学秩序の維持に役立つ労働（試験、授業等）を放棄する」と宣言して以来、学の内外でその趣旨の行動を取ってきた教師とは信ぜられぬ発言すなわち、採点するから成績表を送れといってみたり、いままた44年度の授業に自分を組み入れよとの要求を持ち出し、その場に居合せたものに異様な感じを与えたが、学生に次いで総括を行なうに当たり、①教授会の各メンバーが平等に発言できないような教授会粉碎、②教授会は私の処分はできない。③私の処分は一個人松下の処分にとどまらず全国的に大きい反響をまき起すであろうなどの内容の言葉で総括をした。

学生代表3人ならびに松下講師の総括が終った午後7時半頃、学生たちはこれまで以上に厳重に会議室の出入口を人垣で固め、教官たちを軟禁し、①機動隊庇護下の秘密教授会に出席する意志があるかどうか、②学外での教授会に出席する意志があるかどうか、③松下講師の処分に反対するのかどうかとの質問状を提示し、それらの質問の項目に意志表示せねば軟禁を解かぬという無法な態度を取った。こうした共闘派学生の行為に対し、数名の教官は処分反対、公開教授会でなければ出席しないなどと書いて退室したが、残りの教官は答えない、答えたくないと記入して退室した。しかしながらには、共闘派学生

の不法行為に強硬に抗議し、署名を拒否し、実力突破の行動にてた教官も見受けられた。

翌日共闘派学生は、前夜の教授会メンバーの署名文をまとめ、①署名組の署名内容とこれまでの言動、②強行突破組、③追求をおそれた欠席組などと身勝手な分類をし、④の項目に対してはさらに途中逃亡者、海外逃亡者、病気退出者などと細分類して一覧表をつくって一般学生に配布していたが、強行突破の教官、最後まで居残っていた教官あるいは第2課程の授業のために退出した教官まで、追求をおそれて途中逃亡あるいは欠席した組に入れるなど事実認識を欠き、当該教官の人格を無視したものも少なくなく、その内容はざさんなものであった。

なお、当日会議室になだれこんだ約100名の学生の中には教養部所属学生以外の専門課程の学生が含まれていたことはいつもの通りであったが、当日顔をみせた新顔の学生、または当日外にいた学生の話を総合すると、興味本位で教授会会場に顔を出した学生もかなり含まれていたようであった。またその間の事情を裏書きするかのように、松下講師ならびに共闘派学生の各教官追求が終った午後7時すぎにはすでにかなりの学生が姿を消していた。(参照、45.2.2「広報」16号5~8頁)

12. 4

部長、内容証明郵便で無断休講時間分に対する10、11月給与減額予告。

12. 5

12月4日付内容証明郵便で部長が無断休講時間分に対し10、11月分の給与減額の手続をとると通告したのに対し注①12月5日付でC当局への付加的要請と題し①賃金カットの根拠を全学に公表せよ。②教職員、職員反戦は見解を述べよ。③43年度後期担当クラスの採点をするから成績表を送付せよとのり紙を注②事務室前の壁に行なう。

注① 9月分の休講に関する賃金カットは一応見送られた。

注② C 当局への<付加的>要求

1. 賃金カットを執行部内で秘密におこなわずその根拠を全学に公表、討議せよ。(教職員、職員反戦は見解をのべよ。)
2. 43年度後期担当クラス成績を送付せよ(<私>の方法で全員に差別なしに採点する。)

1969年12月5日

松 下 昇

(参照 45.2.2「広報」16号、5~8頁)

12. 5

共闘派学生、分散教授会懇談会に乱入し、部長以下居合せた教官に不法行為。注①

注① 12.5分散教授会懇談会会場への共闘派学生の乱入

1 分 散 教 授 会 懇 談 会

教養部では12月3日の教授会が松下講師や共闘派学生の妨害で流会になったため、同5日に改めて開催されることになった。ところが当日再び共闘派学生による妨害が懸念され

たのと、授業と平行では定足数の不足による教授会不成立の公算が大きくなつたので、急遽分散教授会懇談会に変更されるにいたつた。その結果午後1時から授業のない教官は人文社会系、語学系および理科系の三つのグループにわかれ当面の問題である ①44年度前期試験の実施ならびに評価の方法、②同後期試験の対策、③昭和45年度新入生に対するカリキュラム、④今後の教授会のもち方などについてお互に意見を交換することになり、人文、社会系教官は部長室、理科系教官は化学共同研究室、語学系は数学共同研究室に集合した。教授会懇談会は通知の不徹底、あるいは授業と平行での懇談会であったため定刻の午後1時半頃に集まつた教官は、部長室、化学共同研究室で何れも7～8名、数学共同研究室でも20名内外という少數であった。

2 部長室の場合

三か所に分かれ、分散教授会懇談会が開かれて約1時間が経過した午後2時半頃、共闘派学生30名が部長室になだれこみ、他に約30名の学生が廊下で待機した。そして居合せた教官1人1人に向かい、去る3日の教授会で黙して語らなかつたのはなぜか。②松下講師に対する処置についての見解をB109教室で述べるよう強硬に迫つた。

まず、共闘派の学生たちは、湯浅部長事務取扱をB109教室につれだすことに全力を集中して部長との間にはげしいこぜりあいがつづいた。部長が学生の不法行為に対して敢然と拒否態度を示すや、某学生の如きは、上衣をぬぎ、メガネを外すなどし、室内の椅子、机を一方に片よせて通路をつくり、部長を椅子のまま暴力的に運びだそうとした。部長は断乎拒否の態度を示したので、某教官は両者の物理的衝突を未然に防ごうとして両者のこぜり合いの中に割って入つた。部長を話し合いでもちろん暴力的にもB109教室に運びだすことは困難とみるや、B109教室に大勢の教官が集まり待機しているから是非行くようにと事実にそぐわぬことをいってまでつれだそうとしたりした。部長は、教官がB109教室にいったかどうかの事実確認が終るまでは行かぬといってつれだそうとした学生の手を強硬に払いのけた。すると学生たちは、松下講師処分問題を教授会の議題として取りあげたことを自己批判し、この場で辞表を書くようにと迫つた。部長は、松下問題で辞表を書かねばならぬ理由があると思わぬが、諸君があると思うなら見本を書いて示せ、その見本の妥当性を認めたならば書いてよいと答えたが、たけりたつた学生もそうした行為にすることはなかつた。

学生たちが不法にも強制的にでも辞表を書かそうとした険悪な雲行きをみて取つた部長は、暴力行為でB109教室へつれ出されでは、「6.28～29(1969) 団交」の二の舞となるやも知れずと判断し爾後学生のつれだし強行態度に声をあげて不法行為を叱責し、身体にふれた学生の手を払いのけ、寸隙をみて取りまいた学生の間を強行突破し、事務室に難を避けた。部長が事務室に移つたと知るや、一部の学生はこれを追いかけて事務室になだれこみ、事務職員が何事がおこったのかと驚き見守るなかで、部長を暴力的につれださうとしたので再び険悪な事態が続いた。しかし、部長はここでもあくまで強い拒否の態度を示した。部長の日頃に似合わぬはげしいきびしい態度をみて取つてか、それとも他の理由からか、約20分間ほどこぜり合いを続けた後、学生たちは午後3時半頃事務室を後にした。し

かし、この間における部長と学生との間にかもし出された異常なエキサイトした光景が事務系女子職員に与えたショックは大きかった。

部長室の騒ぎの舞台が事務室に一時移った間でも部長室に留まっていた学生たちは、部長室に残った教官をB109教室につれだすことにやっきになった。これを強硬に拒否し続けてきた2教官は隙をみて部長室から脱出に成功したものの、そのうちの1教官は作業員室前で共闘派学生に取り囲まれ、押し問答を繰り返した。

いつの間にか部長室に残った教官は1人となり、学生らはその教官をつれだすことに全力を注ぎ始めた。居合せた学生から強引につれだそうとされた教官は、「気持が動けば自動的に行く、強要されては決して行かぬ。暴力でつれて行かれても黙否を続けることは1昨夜の場合と同様である。自分は去る4月に自主講座に出席した際、あるいはこれまでの団交の体験から、異常な雰囲気の中での話合いは稔りのうすいことを痛感した。本日の話合いもそれに似ているように思われる所以、行く意志は全くないが静かな話合いなら何時でも応ずる」といい、暴力行為にでようとした学生の手を払いのけ続けた。当日の主役の某学生が新手として加った際も前言を繰り返し、かたくなにB109教室行きを拒否し続けた。

そうしているうちにB109教室のことが気になったのか、その場の学生たちは部長室を去り始めた。これを見た同教官は静かな話合いならこちらで希望しているから留まるよう呼びとめた。この呼びかけに応じて3人の学生が居残ったのでそれらの学生との間で大学問題その他について約1時間余話合いが続いた。たまたま1学生が4年前の「大ハツ」見学の際の観光バス中の同教官の「人間疎外の工場労働者について」の話しを覚えているといったこと、および、部長室のなりゆきを心配した女子事務職員が同室の様子をうかがいかたがた茶を運んできてくれたことなどが契機となって、両者の話合いがなごやかになった。また、他方現在の単位制その他大学制度そのものに懐疑的であった学生は同教官の特異な大学進学の話に关心をもたらし、同教官は話合いを打ち切るに当たり自著を渡し、自分の姿勢に疑問がおこればまた話しあおうといって午後4時半頃別れた。

部長室に最後まで残っていた教官と2人の学生との話合いの最中、数名の学生が部長室に引き返してきた。またつれだしにかと同教官は再び緊張したが、部長室の跡片づけのためであった。一学生は先ほどの騒ぎで椅子の脚が折れたことを知り、修理を試み、ならずと知るや残念そうにして立ち去った。

3 化学共同研究室の場合

理科系教官が集まっていた化学共同研究室でも、午後2時半ごろ共闘派学生約30名が乱入し、窓から入った学生も数名いた。室外にも20名程いたが、前述の部長室の場合と同様共闘派学生は松下問題などについてB109で見解をのべよと強く迫り、湯浅部長もB109に出席したので皆も行けどてたらめを言ったりした。

堀江評議員は、B109へ行くことを拒否したので共闘派学生はすわっている椅子ごと持ち上げて運ぼうとしたが、堀江教授は椅子から落ちたため数名の学生に抱きかかえられ強制的にB109教室に運び込まれた。また一昨夜(12月3日の教授会)の強行突破組の某教官

事
部
統
員
全
自
1
の
話
時
の
け
を
う
学
見
と
い
か
教
を
室
た
ず
乱
様
09
持
強
官

その他の若干の教官も、手、足の自由をうばわれ、暴力的あるいは半ば強制的に同教室につれこまれた。なお語学系教官の集合場所であった数学共同研究室のみは共闘派学生の乱入をまぬがれ、事なきに終った。

4 B 109 教室の場合

本年の2月に教養部学舎が封鎖されて以来不法に松下講師や共闘派学生たちに占拠され続けてきたB109教室では、同日午後映画会が開催される関係もあって約200名に近い学生が集まっていた。そこへ部長室、化学共同研究室から半ば暴力的に7名の教官がつれこまれ、松下講師、共闘派学生にマイクをつきつけられて一昨夜と同様、①公開教授会の件、②松下教官処分問題などについて各自の見解を述べるよう強要された。

某教官は「ここにいる共闘派の学生諸君は力つき逮捕され、留置所に投げ込まれても信念を曲げないであろう。私も同様である。如何なる諸君らの暴力でも私の心を変えさせることは不可能である」とのべ、口をつぐんだ。共闘派学生は同教官の名を知っているものがあれば教えてほしいとその場の学生に呼びかけたが、誰一人として進んで同教官の名前を共闘派学生に知らせようとしなかった。また、他の教官はこのような暴力的行為まで行使し、荷物のように運び込まれ、人権を無視された場所では一切話合いに応じないが、1対1の静かな話合いならいつでも応ずる。このことは一昨夜の諸君の質問で答えた通りであるといって、これまた口をつぐんだ。また学生たちは水曜日の教授会に欠席した教官に対し、松下講師問題が議題にのぼった重要会議になぜ欠席したかと言葉鋭く追求した。こうした点で追求を受けた2、3の教官は、その点と当日病気欠席の理由を述べたが、そのたびにはげしいヤジがとび、稔りのある話合いは不可能であった。

なお、こうした異常な雰囲気の会場に暴力的につれ込まれた教官のなかには「6.28~29 団交」の場合と同様、徹夜軟禁を覚悟した教官もいたが、当日は、映画会のこともあるってか、それとも他の理由のためか午後4時半頃、全員軟禁状態から解放された。

(45.2.2 「広報」16号8頁 参照)

12. 9

運動実行委員会「闘争における眞の連続性を」と題し、①(12.3)は連続闘争の第一波、②(松下処分)を全国的政治的局面、階級関係の位相でとらえよ、との次のビラ配布

闘争における眞の<連続性>を！

<12.3>C—教授会粉碎闘争の場となった会議室において、私たちの闘争は、その形態や、対象、原点をより明確にする中から、その場に存在した全ての<教官>や<学生>や<執行部>の1人1人を否応なしに包み込み、告発し続けた。もちろん、その場に居なかったものたちへの責任の追求は決して忘れてはならない。

これまでの沈黙や、<12.3>においても沈黙し続けようとしてすることに、どれだけ表現の階級性が現れているか強く認識せよ！

今、必要なのは、闘争のあらゆる方向への連続性である。我々は、時間と場所を不確定にしたC—教授会への準備と、また構成員の全生活空間での追求をおこなうだろう。<松下処分>の問題は、全国的な政治局面に重大な影響を呼び起こすであろうし、また、帝国主義秩序に対する全ゆるじゃまな人間の排除の開始を意味している。

この闘争を、どれだけの政治性、存在性をこめて展開するかということに<きみ>の一切の生の重量が試されているのだ。

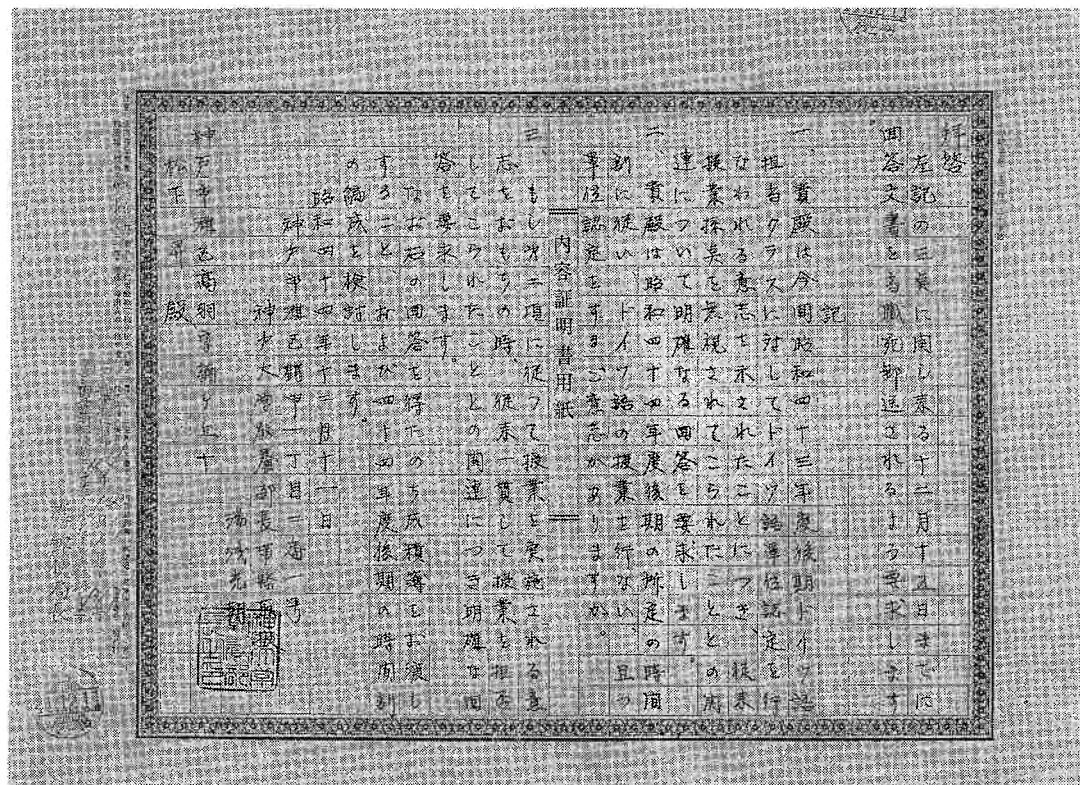
1969年12月9日

<・・・・・運動実行委員会>

12. 11

部長、内容証明郵便で、①これまで期末試験や授業を行なわないと宣言しておきながら突如単位認定を行なうといいだしたその理由、②昭和44年度後期の正規の授業を行なうというならばこれまで終始授業拒否して来たこととの関連を明確にされたい。その結果を参考にして成績表を送ったり、44年度後期の授業に組み入れるかどうかを考慮すると通告^{注①}。

注① 12. 11 松下講師宛内容証明郵便。

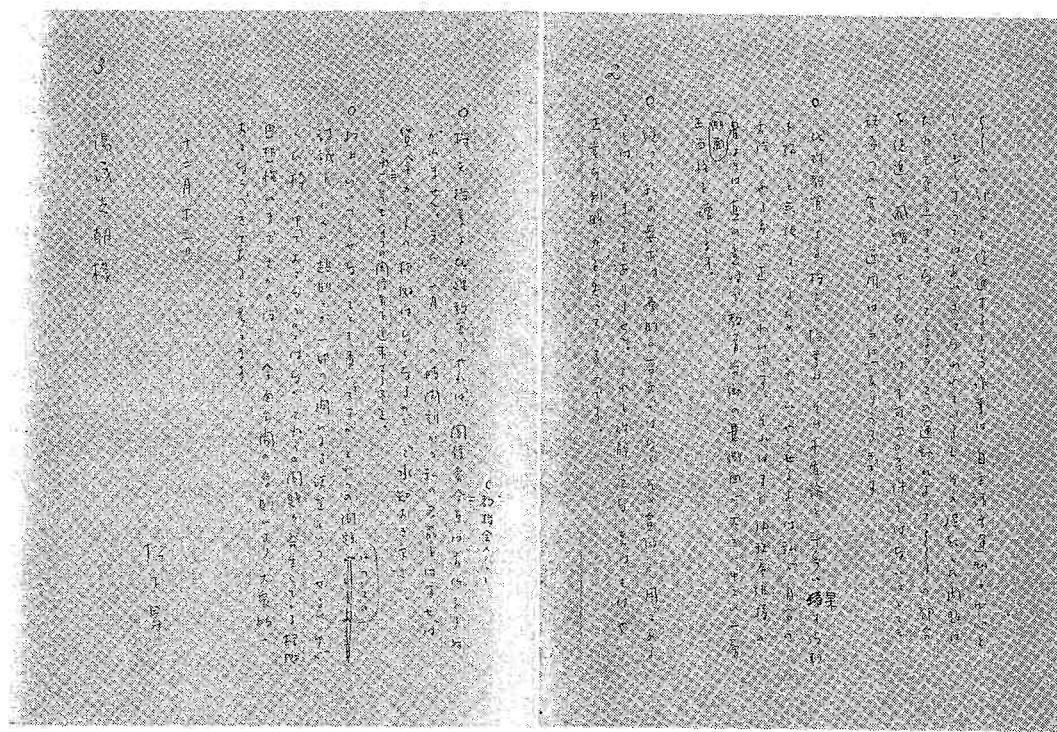
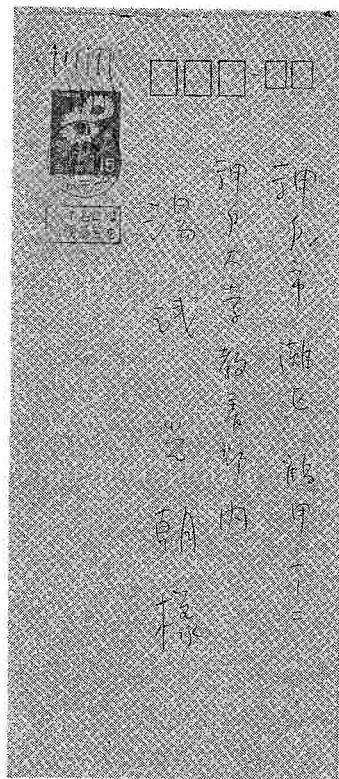
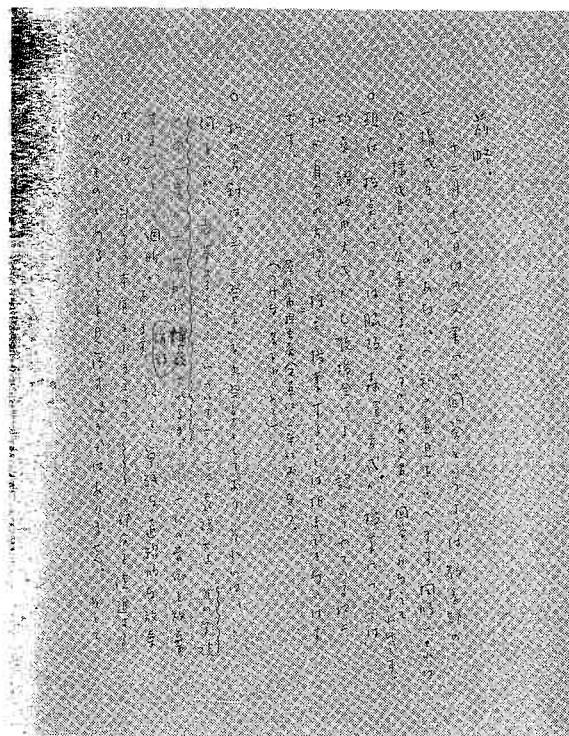


12. 13

松下講師、12月11日付部長の書簡に対し湯浅光朝宛の次の書簡で「……現在採点については脇阪、森（良）方式が、授業については杉原、讃岐田方式がC教授会で認められている以上、私が自分の方法で採点（受けないものも含めて履習届提出者全員に公平に行なう）・授業することは拒否できないはず」と回答^{注①②③④}。

認定を
授業拒
授業に

、森
云で探
」と



注① 脇阪助教授、広島大学に転出の際、受講したかどうかとは無関係に履習届提出学生全員に80点を与えた。

〃② 10月29日 杉原、岩田両助手 自主実験宣言。

//③ 11月5日 讃岐田助手 自由実験宣言

//④ 現時点では注②③の件は生物学ならびに物理学教室の問題で、教授会の議題とはなるにいたらず。

12. 17

湯浅部長、さきに内容証明郵便および直接口頭で松下講師に無断休講に対し給与減額を通告したが、それを12月17日付で実施。

12. 17

教官共闘会議「緊急アピール」と題し、教授会メンバーのなしうることは、自己批判と、すべての教授会の公開を宣言しその実現に努力することであるとの次のビラを配布。^{注①}

緊急アピール

<教授会>メンバーよ、きみたちは学外で、国家権力に守られた秘密の会議に出席するつもりなのか？出席者はもちろんあるが、口実をつくって欠席する者も責任をまぬがれることはできない。

いま、きみたちはなしうる最低限の、しかも不可欠の行動とは……会場直前の<場>へ結集し、今日の<教授会>のおかれている位相を、自己をふくめて告発し、全ての<教授会>の公開を宣言し、実現することである。

1969年12月17日

教官共闘会議

注① 教官共闘会議の正体は不明であるが、同名で配布されたビラの筆跡文体から判断するとその中には自主講座運動実行委員会名のビラと同様松下講師の手になるものと推測されるものが多い。

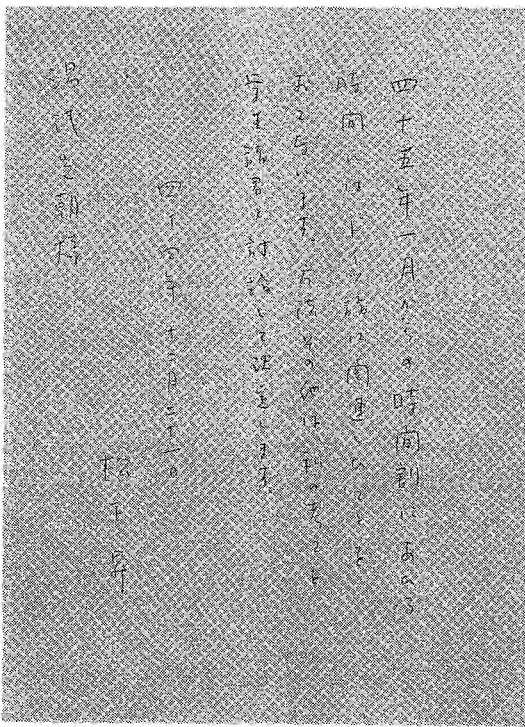
12. 17

松下講師、当日商工連会館での教授会に出席しようとして集った教官に学生とともに教授会欠席を呼びかける。また讃岐田助手らとテープレコーダーを会場に持ち込む。^{注①}

注① 当日の教授会は流会

12. 21

部長、松下講師に授業方法を直接問いただしたところ、「45年1月からの時間割にあたる時間にはドイツ語に関連したことを行なう。その方法は学生と討論して決める。」と文書で次のように回答。



■ 27

森川佳津子ら数名の学生とともにペンキその他でB 109教室その他20数教室の黒板に落書きし、1月7日の落書きと合せると応急修理費84万円、完全修理に239万円の損害を与える注①②。

注① 教養部教室の落書き事件

昭和44年12月27日（土）、44年度前期の最後の授業が終った午後12時半ごろ、教養部の各教室の黒板に白ペンキで大きく落書きをする者があった。内容は誤学粉碎、死せる魂、恥を知れ、などというものであるが20数教室に及ぶ広範囲にわたるもので、黒板一杯に大きな字で書かれているため黒板としては殆ど使用不可能の状態となった。なおちょうどこの頃、白ペンキを持って松下講師とM 5 森川佳津子が教養部の廊下を歩いているのを数名のものが目撃しており、この2人が書いたものと思われる。

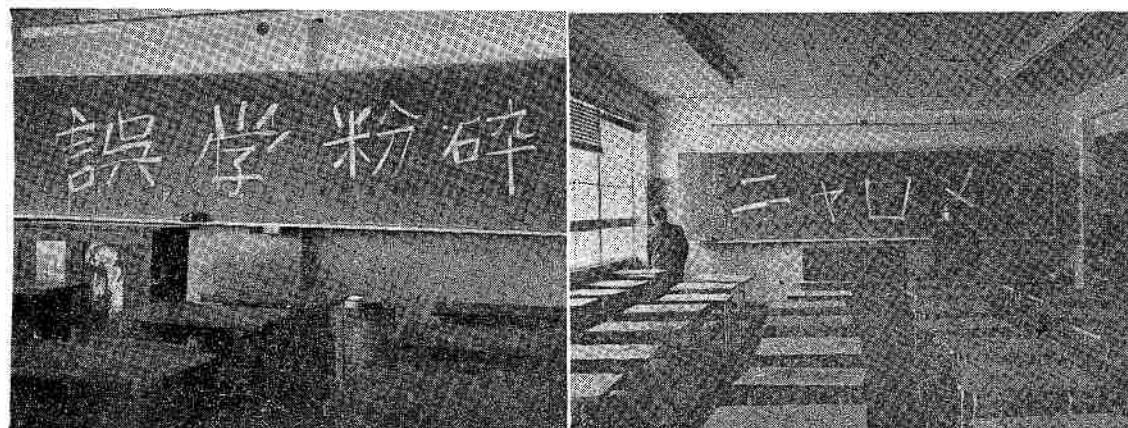
又、年が明けた1月7日午後4時ごろ上記2名を含む5名（J 20藤井伸夫、他男女各1名）がやはり白ペンキで27日に書き残した部屋を落書きしてまわった。又翌8日も松下講師と森川がB 108教室に落書きをした。この落書き現場を事務職員は目撃した。なお松下講師は、1月14日の教授会に1年ぶりで出席した際、落書きを認める発言を行なっている。これら落書きはたっぷりとペンキをぬりたくっているため、書いた直後でも消すためにシンナー半びんは充分必要とし、それでも完全には消しえなかった。時間を経過すれば更に消し難くなり、シンナー中毒、シンナーによる皮膚障害などを考慮すると、素人による消去作業はとても無理であると思う。この作業を業者にさせる場合、業者の見積り額は84万5千円、補修不可能の場合239万円を要するという報告があった。なお落書きの内容は下記の通りである。

44年12月27日 （松下講師、森川佳津子）

B 101	この空間は……	M 302	虫ヶラと化すな
104	真のことばを!	化学実験室入口	バカ学
106	<星>	B 103	恥を知れ
203	<死>を詩へ	105	<109>へ
208	授業に使用するなインボリ(政的不能)	108	<>B 109→
	教授会解体!	301	ここで学ぶのは罪だ
209	斗いは今始った	303	この空間の<死>
302	きみは何者?	305	恥を知れ
304	<全共斗>	403	ニヤロメ
401	なぜここにいるのだ	406	しけん(い)囚
404	NON	M 202	1969年に君は死んだ!
M 201	単位粉碎	301	誤学粉碎
203	ラクガキこそ	303	死せる魂



この落書の現場を教職員目撃



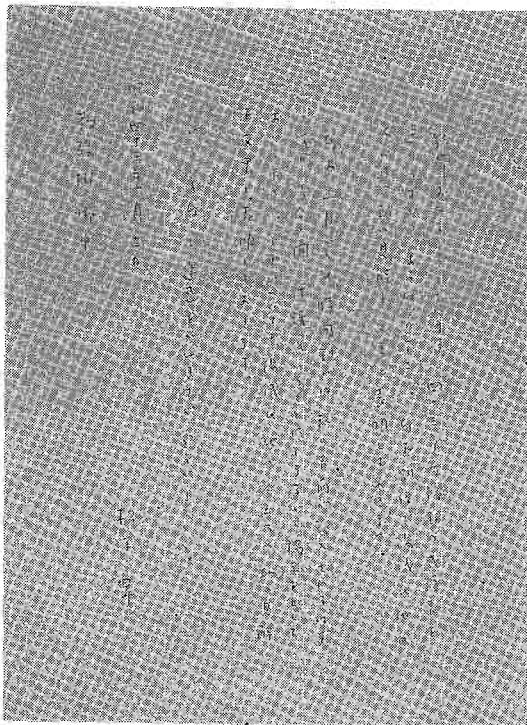
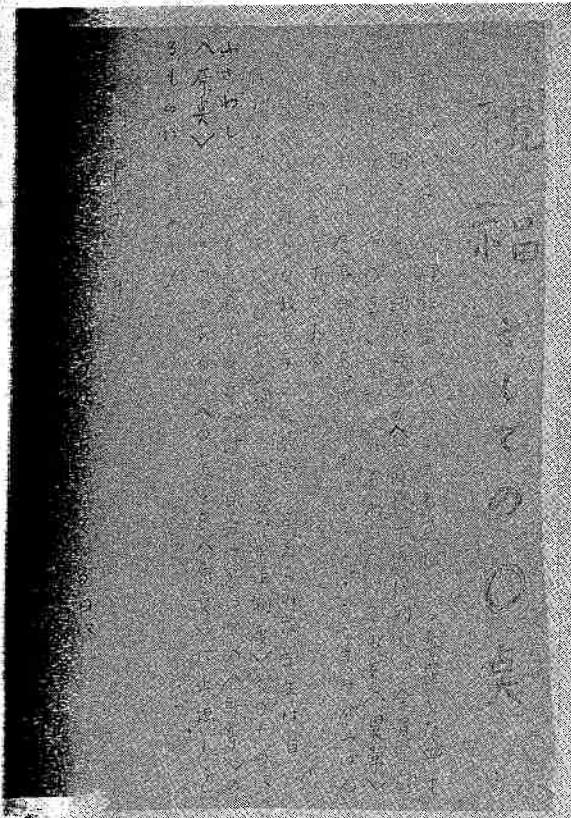
(参照 45.2.2「広報」16号.11頁)

注② 上記の応急または完全修理費は神戸黒板株式会社の見積

3. 44年度後期、その1、後期授業開始より 入学試験まで（昭和45年1月～2月）

1. 3

松下講師、教務係宛に受講届提出者234名全員0点と記入した43年度後期の成績表を送るとともに「1月からの時間割に私の名前が記入されるはずです。当分の間休講ということにしますから掲示を出しておいて下さい。」との右の書簡^{注①}を添える。



1. 5

「祝福としての0点」と題し、私はいま代理教官の手におちる危険から奪還した。43年度後期のドイツ語成績表、200数十名に対し、全員0点を記入しおわった。これを異常とするものは反革命である、0点以外の点数を与えた教官、与えられた学生は恥じよ。0点を原点にしようとするものに祝福あれとの左のビラ配布。

1. 7～8

森川佳津子とB108教室に入り、黒板に自ら落書きしているところを数名の教職員に目撃される（8日）。昨年の12月27日につづき数名の学生とともにB201教室ほか6教室の黒板などに白ペンキその他で次の無意味な落書きを重ねる。

45年1月7日の松下講師、森川、藤井、他男女各1名の学生などによる落書き。

B 201	ここで英語めいたものをやるのは エイゴウの罪だ	C 103	永続闘争の運動量いまここで全てに
202	<物>置き場	401	大学をアルコール漬けにして標本箱 に入れよ
306	消すなこのココオ	501	<0>点を全てに (教卓) 痢学用机、(教卓正面) ×
C 201	バカ学粉碎		

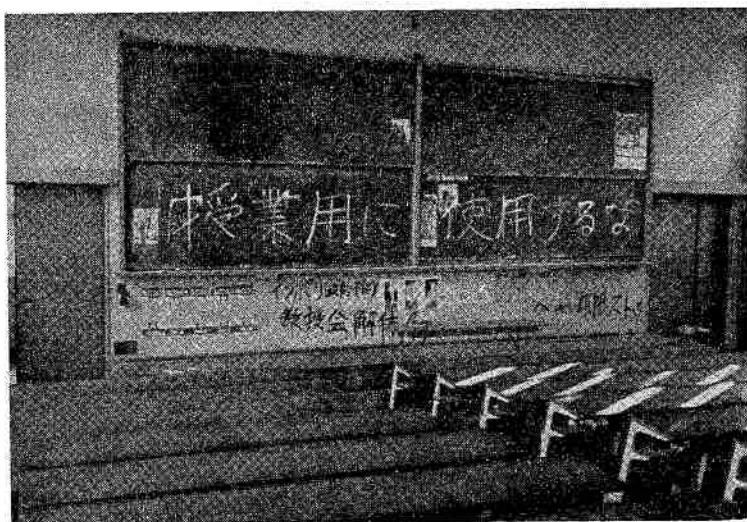
1月8日

(松下、森川)

B 108

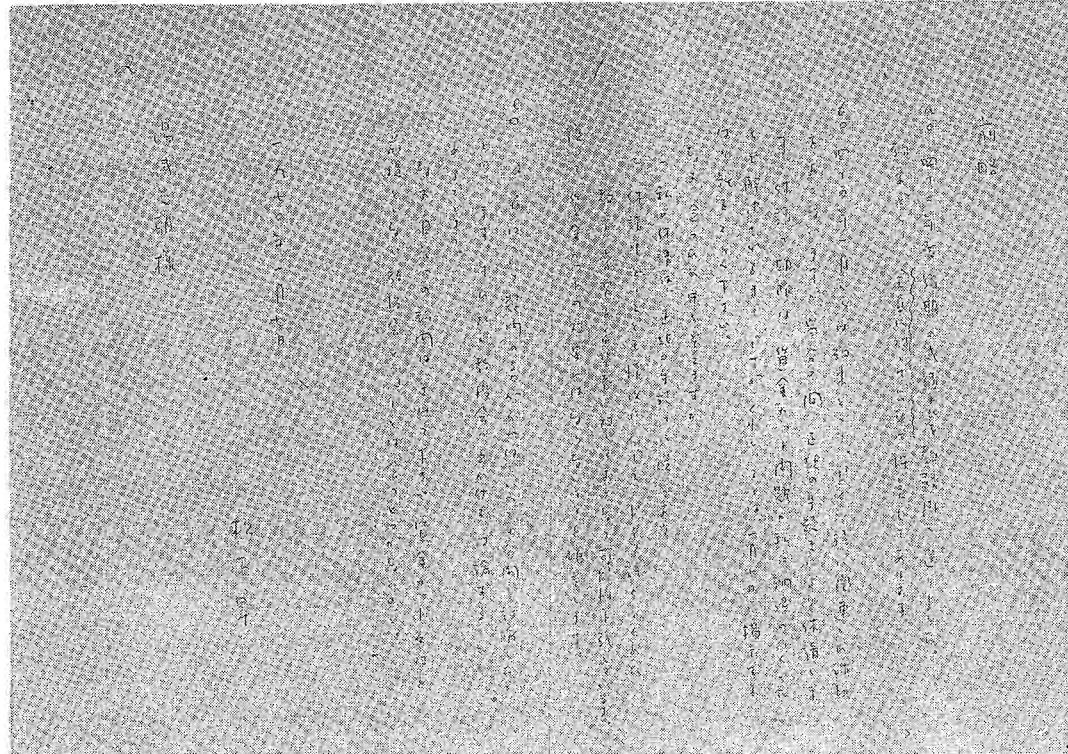
<<<<<<<何をかく>

(参照、45.2.2「広報」16号、12頁)



1. 7

湯浅光朝宛書簡で①全員に対し公平に採点した。②45年1月からは約束通りドイツ語に関連した活動を行ないますが当分の間正規の手続により休講します。休講の期限は賃金カット問題が私に納得いくかたちで解決されるまでです。③賃金カット反対を前提としない教授会メンバーと会うひまがないので…との通告を行なう注①。

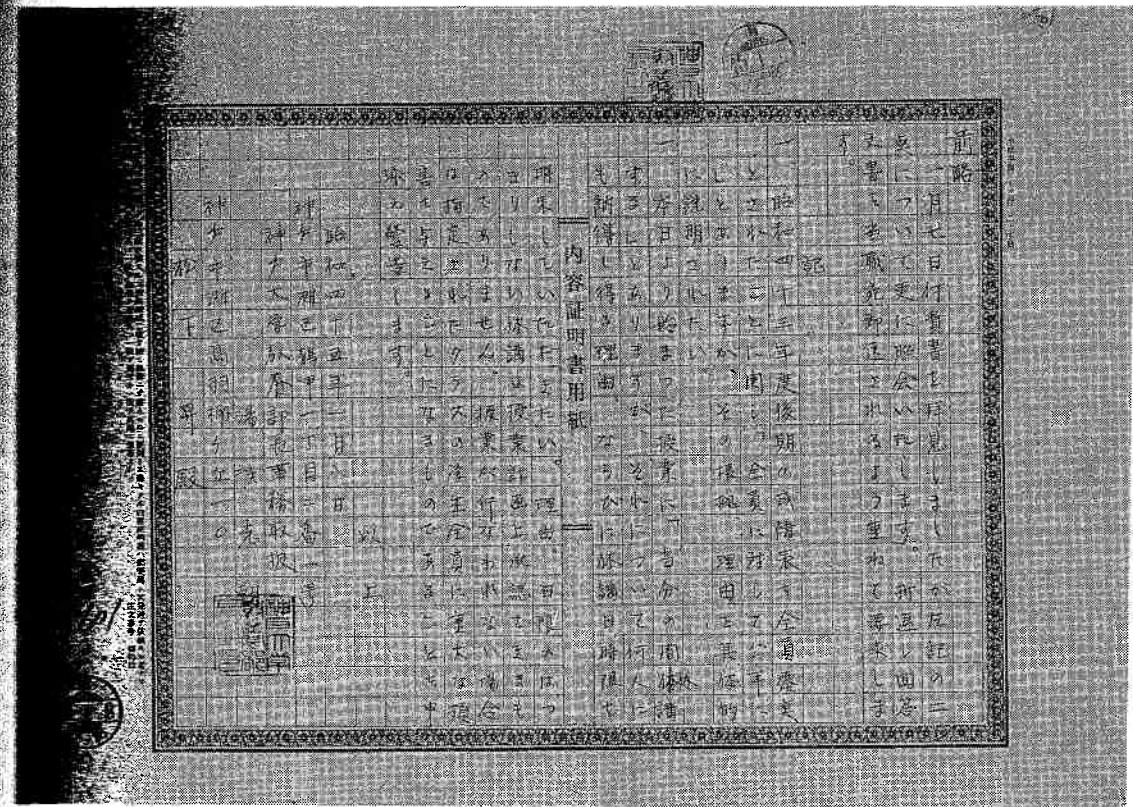


注① 昨年12月2日湯浅部長・堀江評議員、松下講師に面会。無断休講に対する給与減額を通告した際、松下講師は止むをえないと答えておきながら、1か月近く経過した1月

『三付の部長宛書簡で賃金カットが私の納得いくかたちで解決するときまで休講すると宣言、など前後で極めて矛盾した行動をとる。

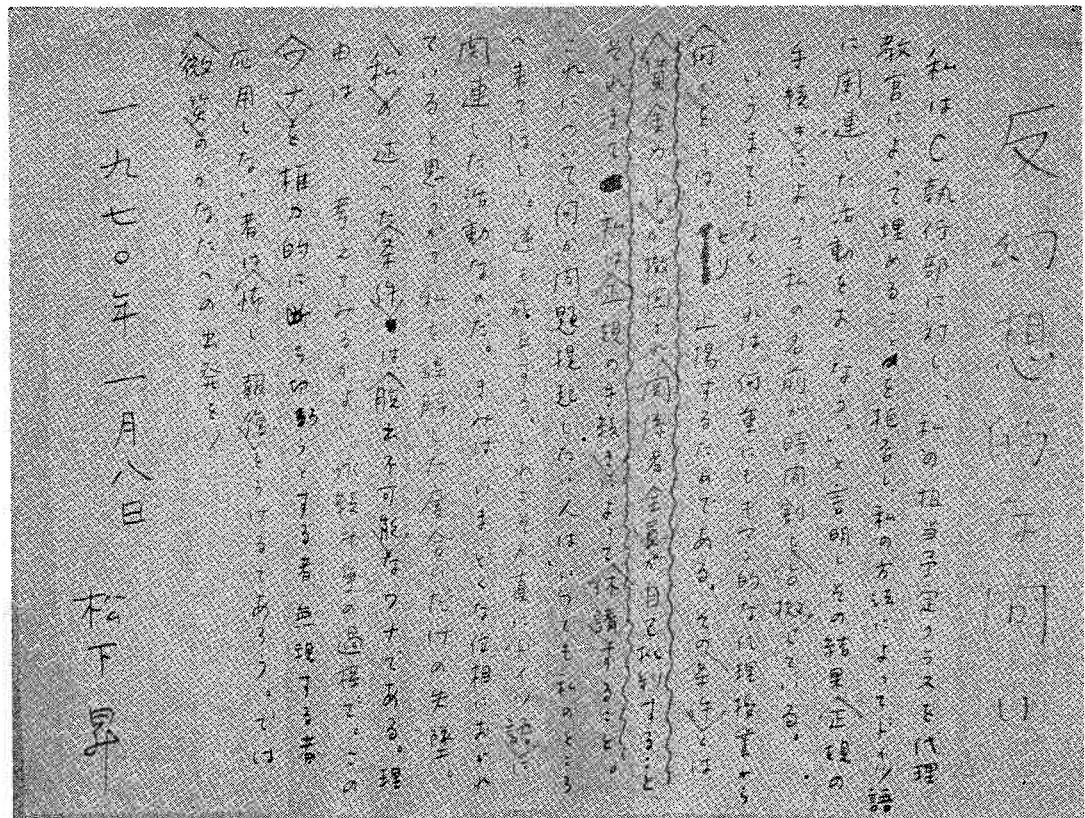
三

■、次の内容証明郵便で、① 43年度後期の成績表に全員零点としたことに関し、「全員に公平にして」とあるがその根拠と理由、②、8日からの授業当分休講するとの申し出の理由、休講日の時限、学生に対する責任について回答要求。



1. 8

「反幻想的な問い合わせ」と題し次の不可解な文書を書きつづったはり紙を事務室の壁にはる。



1. 11

1. 8 付部長 内容証明郵便による問い合わせに対し、公開討論要求などの趣旨の右の回答を行なう。

1. 13

教官共闘会議は「教官諸君へのアピール」と題し、1月14日の成績判定会議はきみ自身が判定される会議である。これからひらかれる全ての会議の冒頭で会議の公開を第1の議題として提出せよ。これを議題としてとりあげない議長のポイコット、採決の結果、否決されたとしても、くりかえし、くりかえし要求せよ。無原則的な欠席は逃亡に等しい……賃金カットが撤回されるまで休講せよ。あるいはそれ以上の闘争を開拓せよ。との次のビラを配布。

教官諸君へのアピール

1月14日の成績判定会議は、きみ

自身が判定される会議である。これから開かれる全ての会議の冒頭で、会議の公開を第一議題として提出せよ。これを議題としてとり上げない議長のポイコット。採決の結果、否決されたとしても、くりかえし、くりかえし要求せよ。無原則的な欠席は逃亡に等しい。

いま、日本で最初におこなわれている松下教官に対する賃金カットは、処分の前段階であり、そこに貫徹している方向性は、学園闘争総体を圧殺する方向性と同一である。これに対する態度が、きみの主体性、判断力、人間としての価値を判定するであろう。そればかりか、知識人存在の原罪性、労働運動の限界そのものが問われつつあるのだ。

ささやかな提案・・・・・・賃金カットが撤回されるまで休講せよ。あるいは、それ以上の闘争を展開せよ。

1970年1月13日

教官共闘会議

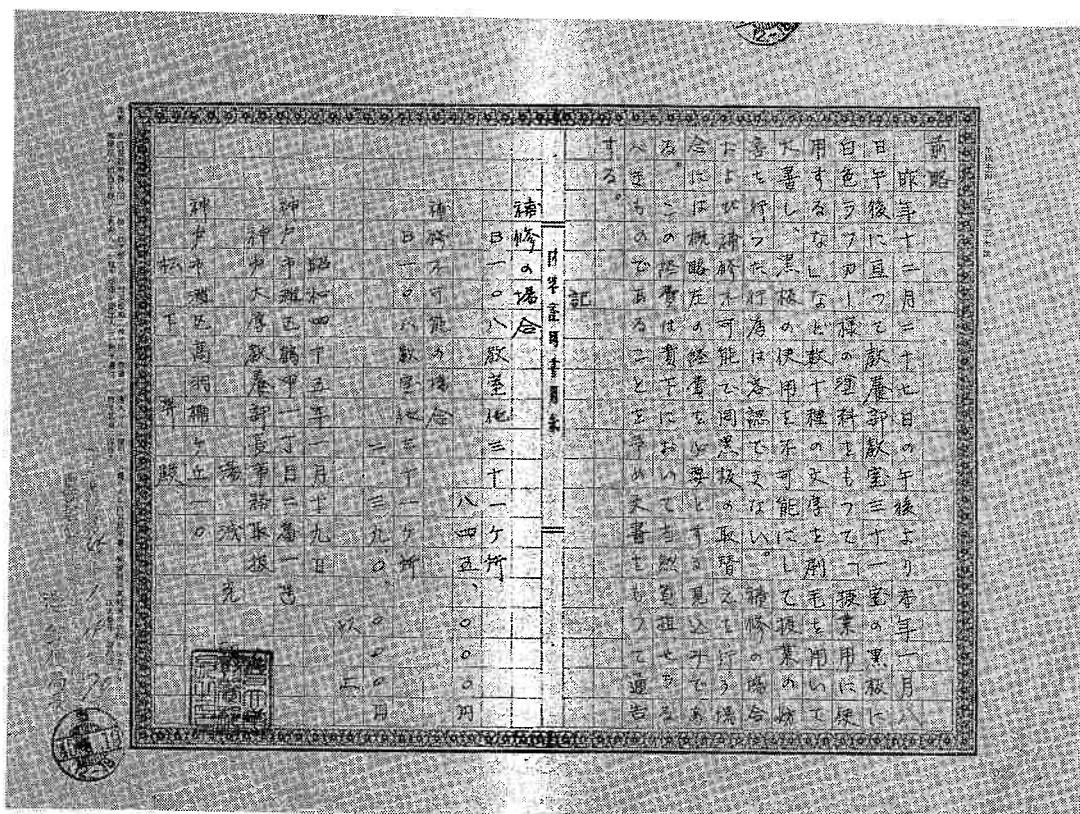
1. 14

松下講師、昨年から否定した教授会による1年ぶりに突如出席し「①各教官は成績評価の基準をのべよ。②成績表未提出の教官があるのに判定会議をするのは納得できぬ。」との趣旨の発言をくり返し、また「サンデー毎日」の記者に「…こんどの成績はいかげんな試験やレポート、なかには試験もやらずレポートも提出しないでつけられている。ただ学生の人気をとるため80点や90点を乱発しているのです。」と発言。

(参照 45.2.1「サンデー毎日」120~123頁)
// 2.2 「週刊文春」124~126頁)

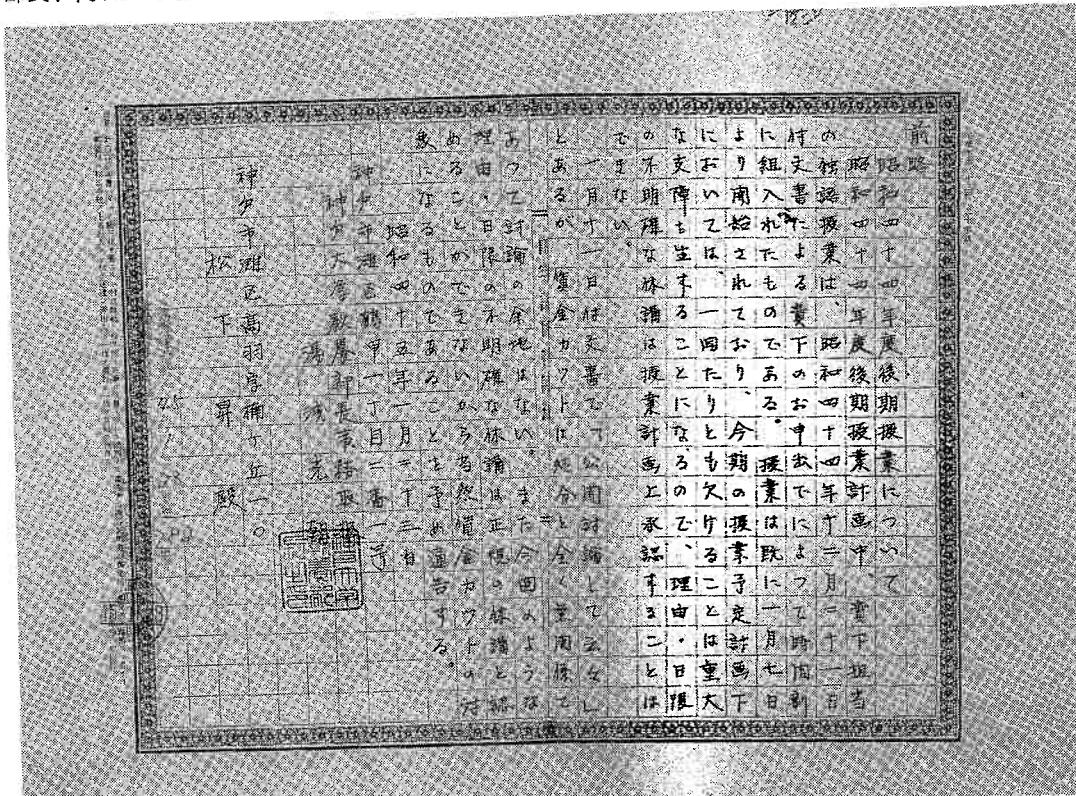
1970. 1. 19

部長、内容証明郵便で松下講師に黒板の補修費 239万円補償すべきであると次の通告を行なう。



1. 23

部長、内容証明郵便で休講は認められない、給与減額は当然であるとの次の通告を行なう。



1. 26

京都大学森田学ほか39教職員、松下講師に対する給与減額処置に対する抗議声明文^{注①}を送り来る。これに対し、広報委員より抗議するには松下講師の言動を詳細に調査したうえで行なわれたい旨を述べて上記抗議教職員宛関係「広報」を取り揃えて送付。

注① 声 明

去る1月19日付で、神戸大学教養部講師松下昇講師に対し、黒板の「補修の経費」として、239万円に上る金額の請求を示唆する通告が、同教養部長事務取扱湯浅光朝氏名によりなされた。これは、昨年末になされた、松下講師に対する賃金カットにひきつづき、今回の大闘争の間に提起された根源的な問題の所在を、単純に「授業妨害」という次元のみでとらえ、事態の隠蔽を図るものといわざるをえない。

一昨年来の学園闘争は、全国大学人のひとしく責任を負うべきものであり、单なる学園の正常化、秩序化の名目の下に、特定個人に対する中傷、攻撃を企図する結果となる上記処置は、目下着々と進行しつつある、大学措置法を通じての、政治的弾圧に連なるものとして、我々の看過しえぬところである。

我々は、神戸大学教養部長事務取扱の、松下講師に対する賃金カット及びその後の処置に対し、強い反対の意を表明し、かつ、その基本的姿勢に重大なる警告を発する。また、神戸大学教養部教授会が、かかる一連の事態に対し、教授会の充分な審議を経ぬままに進

行しつつあることの本質を直視され、速やかに上述の我々の見解に応づべき立場を表明されるよう希望する。

1970年1月26日

署名 京都大学 森田 学、中村 一、堤 利夫（以上農学部助教授）
荻野和彦（同講師）瀧本義彦、北尾邦伸、岩坪五郎、
末本雛子、市川定夫、三林 進、大迫靖雄、今井敏
行、蓮池牧雄、石田紀郎、福島義宏、高村泰雄、森脇
勉、水原邦夫、加藤弘之（以上同助手）角崎志都恵、
川島志津、小林潤子、松原朱美（以上同事務官）山
田稔、尾里建二郎、野村 修、池田浩士（以上教養部
教官）
神戸外国語大学 中岡哲郎、小川正巳（同大学教授）
岡山大学 好並隆司（法文学部助教授）荻原 勝、坂本守信（教
養部講師）
東京大学 折原 浩（教養学部助教授）高橋暁正、石川清（医学
部講師）
広島大学 小島文児（理学部教授）坂本義雄、吉田博直（同助教
授）森脇良二（教養部助教授）脇阪 豊（文学部助教
授）

1. 28

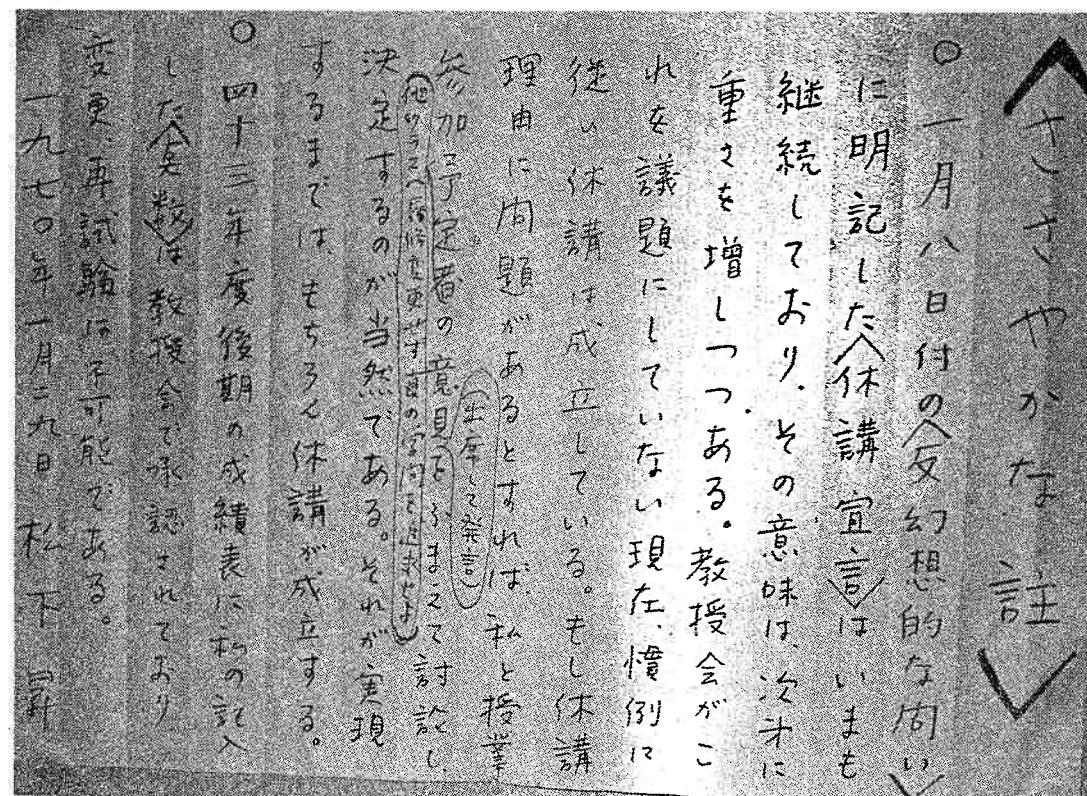
教授会、松下講師の授業に関し次の通り決定。

- ① 松下講師担当のドイツ語受講生（L1.2.10.18クラス学生約200名）を分散して他のド
イツ語担当教官の受講生とする注①②③。
- ② 昭和44年度後期の時間表で松下講師担当のドイツ語を受講するよう割り当てられてい
た学生は、他のドイツ語担当の教官宛に受講届を提出する。
- ③ 松下講師から今期再びドイツ語の授業をするとの申し出があっても取りあげない。

（参照 45. 2. 2 「広報」16号2頁）

1. 29

松下講師、「ささやかな註」と題し①休講は成立している、②43年度後期の私の成績に対し再試験は不可能との次のビラ配布。



1. 29

松下講師、「休講と履修届について」と題し①私の授業受講予定の学生は履修届を変更せず、②他の教官の受講学生とともに自主講座運動に参加し共闘態勢をとれとの次のビラ配布。

休講と履修届について

私が担当する予定のクラスにいる諸君。当局のドウカツに屈して他教官に履習届の変更をするな。むしろ今おかれている条件を逆用して、斗争の本質にかかわる壮大な実験を一つの自主講座としておこなうべきである。

具体的には、私の<クラス>にとどまり、私が休講せざるをえないようになっている条件（賃金カット問題など）を解決するよう、C当局に働きかけること。同時に授業予定時間をふくめ、授業の本質、変革に関連する全てのテーマを追求すること。いずれに対しても、私と自主講座運動実行委は、最大限の共斗をおこなうであろう。

一方、C当局が、他教官への履習変更を認めている以上、逆に、他教官のクラスで授業をうける予定の諸君が、私の<クラス>へ履習変更することは、当然認められるのだ。

二年以上の再履修希望者は、私の<クラス>を媒介にして再度新しい斗争の拠点を形成しうる。

この問題提起に关心ある諸君はいつでもB 109か松下研究室へこられたい。また要求が

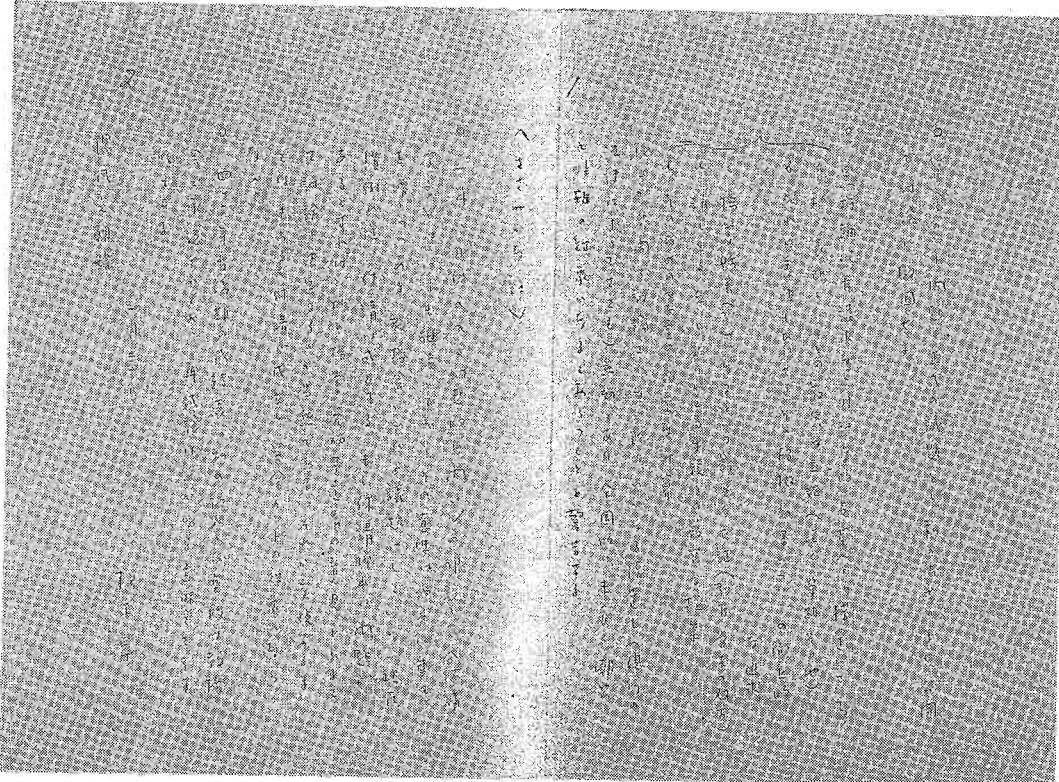
あればいつでも、どこへでも出かける。

1970年1月29日

松 下 昇

1. 30

湯浅光朝宛次の書簡で①賃金カット問題は公開の席上で討論し撤回せよ、②黒板補修費請求は非科学的、反革命的措置、③私が表現したとのげん密な立証（筆跡その他）、④授業妨害になるという立証、⑤経費のげん密な計算などが公開で討論されない限り無効、⑥休講は成立、⑦再試験不可能などと通告。



1. 31

部長、内容証明郵便で①授業を行なわないため受講生を他の教官の授業にふりわけ受講させる、②今後授業を行なうとの申し出があっても認めない、との教授会決定を通告。また③授業を行なわないための給与減額措置、④31教室にわたる落書きに対する責任をもつべきであると併せて次の通り通告。

2. 1

部長の1月31日の給与減額、黒板落書補償要求通告に対し、「眞の論争のために」と題し①賃金カット粉碎と自己批判要求、②黒板補修費請求粉碎と自己批判要求、③執行部の黒板補修費請求は非科学的、ファッショ的であり、彼等を独走させることは全ての人々の恥であるとの次のビラ配布。

眞の論争のために

1970.2.1 松 下 昇

いま私たちが追求しなければならないテーマは無数にあるけれども、少くとも次の論点をさけて通することは、反革命の補完、承認を意味する。

<賃金カット>について。……粉碎と自己批判要求。

- 行為と思想性を切り離して論じることは許されない。
- 闘争過程において各人の果した役割りと、労働、教育についての全学的論争を経ない、いかなる決定も無効である。
- 1月8日の声明に記したように、私は、賃金カット問題の根本的解決まで「休講」する。教授会がこれを議題にしていない現在慣例に従い休講は成立する。もし休講理由に問題があるとすれば私と授業参加予定者をふくめて討論するのが当然であり、それが実現するまでは、もちろん休講が成立する。いずれにしても、70年1月以後の私の休講は、賃金カットの対象にならない。

<黒板補修費請求>について。……粉碎と自己批判要求。

- 私(たち)が黒板に記した表現は、ラクガキ概念、ひいては世界観の転換を迫る意味をもっている。(1月21日付のビラ参照)
- 従って、この問題を論じるには④芸術作品を扱うときの態度⑧昨年度以来バリケード内に表現された全てのラクガキを包括的にとらえる態度。⑨私がこの数年間におこなってきた全ての表現との関連からとらえる態度、が不可欠である。
- かりに百歩ゆづって、表現としての価値よりも授業の便宜をはかるとしても次の段階を通りなければならない。
 - イ、私が表現したという厳密な立証(証人、筆跡など)
 - ロ、表現した根拠、思想性についての広範囲の討論(関心ある全ての人々の参加)
 - ハ、授業のじゃまになるという厳密な立証(教官、学生)
- 消したり、ぬりかえたりするとして、その方法、費用算出の公開討論と決定。
- 執行部による請求書は右の点すらも欠如した非科学的、ファッショ的なものであり、かれらを独走させておくことは、人間として生きようとしている全ての人々の恥であり、責任である。

< >ここにのべた論点(無数の中のいくつか)を私たち(無数の人間の中の数人)が発言しなければならないときの情念をきみたちは知っているか?

2. 2

湯浅部長、「松下講師に対する給与減額に関する見解」発表。

松下講師の給与減額に関する湯浅教養部長事務取扱の見解

1. 国家公務員と給与（賃金）

およそ賃金というものは“労働に対する報酬”である。働くもの食うべからず、すなわち労働なくして報酬なし（no work no pay）の原則は資本主義社会であれ、社会主义社会であれ近代社会においてひとしく適用されてきたものである。この原則は労働の価値を認め労働の尊さを知る限り、社会主义社会を志向する者にとってはなおさらのこと、否定し得ないであろう。

ところで近代市民法原理に基づく雇傭契約関係は、労働者が使用者に対し、使用者の求める一定の役務を提供することを約し、使用者が労働者に対しその反対給付として報酬を与えることを約することによって成立する。このことは公務員の場合についても基本的には同様であるといえよう。われわれ国家公務員は、国民全体の奉仕者として「人事院規則の定める場合を除いては、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」ことになっている（国公法第101条）^{注1}。国家公務員としての身分を取得すると同時に好むと好まざると拘らずこの法律を守る義務が課せられている。松下講師といえどもその例外でなくそれを遵守することを誓宣し、国家（大学）と特別の雇傭契約関係（行政法上「特別権力関係」といわれている）に入った^{注2}。この義務に違背し、職務に従事しないときは給与請求権が発生せず、従ってまた任命権者に給与支払義務が生じないことになる。以上が給与法（第15条）^{注3}において、職務に従事しないときは給与を減額すると定められている所以である。

注 ① この文中「国公法」とあるのは国家公務員法をいい、「給与法」とあるのは一般職員の給与に関する法律をいう。

注 ② 松下講師はあらゆる機会をとらえ自分は反体制の人間であると強弁してきたが、国から給与をもらっている限り、法律上は体制内の人間でしかありえない。

注 ③ 給与法第15条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特別に承認があった場合を除く外、その勤務しない時間につき第19条に規定する1時間当たりの給与を減額して給与を支給する。

$$\text{給与法第19条 勤務1時間当たりの給与} = \frac{(\text{俸給月額} + \text{調整手当月額}) \times 12(\text{月})}{1\text{週間の勤務時間}(44) \times 52(\text{週})}$$

2. 大学教官の職務

教官の職務は言うまでもなく教育と研究に従事することである。ここにいう教育とは、学校教育法、大学設置基準等の法令ならびにこれらの法令に基づき大学で定めたカリキュラムや授業計画に従って実施されることを必要とする。松下講師の場合を例にとると、教授会で決定した授業時間表に従ってドイツ語の授業を割り当てられた学生に対しすることである。ドイツ語の授業をどのように効果的にやるか、いかなる教材を使うかなどその具体的な実施方法は同教官自身の判断に委ねられようが、担当者の独善的な考え方から授業そのものを恣意的に改変することは、私塾ならばいざしらず大学が多数の学生、教職員を擁する組織体である限り許されない。ましてやこれを拒否するが如きは公務員法を云々するまでもなく、多数の学生の授業を受ける権利を一方的に侵害することとなる一事からみた

だけでも到底容認し得ない。なお、いわゆる“自主講座”なるものは教授会の議を経て認定されるかも知れぬ将来ならいざ知らず、そうした決定がなされていない現時点では、正規の授業に支障のない時間と場所で行なわれている課外活動的なもの以外のなものでもない。それどころか松下講師の“自主講座”なるものは昨年9月10日の教授会決定^{注④}を無視して行なわれているので問題である。

注④ 44年9月10日の教授会決定 現時点においてB 109教室の正規の授業と重なる時間に行なわれている松下教官の自主講座による同教室の使用を認めない。

3. 授業・試験その他の業務拒否と給与の減額

松下講師は昨年2月2日付の教授会議長への書簡、署名入りの“情況への発言”で授業、試験その他の業務を拒否すると宣言し、それを実行してきた。ところが同講師は去る11月8日付内容証明郵便で部長から無断休講に対する給与の減額についての事前通告が出されたが、実施に移されると、注⑤⑥突如10か月にわたった方針とうらはらな言動すなわち、採点するから成績表を送りといってみたり注⑦、授業するから時間表に組入れよといってみたり注⑧～⑩、時間表に組み入れられるや賃金カットの理由が納得できるまで休講するなどといつてきたり、その主張が3転4転している。こうみると、同講師の真意がどこにあるのか、例の＜＞付きの文学的表現と同様に理解に苦しむところである。時間表に組み込まれた授業はもとより単位の裏付けのある授業であり、同講師が10か月にわたってかたくなに拒否してきた大学正常化にともなうものであり、採点するといつてきたことと併せ、その申し出は自己矛盾も甚だしいといわねばならず、その矛盾はたとえ給与の減額が撤回されようとされまいと変わらないはずである。こうした論理の矛盾をあえてしてまで、採点するとか授業をするとか申し出たのは、給与の減額を免れんための詭弁かそれとも正常化の道を歩み始めた教養部を再び混乱させるための戦術か、正規の授業をすら「自主講座」的なものとみなしての発言かそのいずれにしても不可解な言動といわねばならぬ。

注⑤ 11月8日 部長は内容証明郵便で松下講師に ①B 109教室の明渡し、②43年度後期の成績提出、③ 44年度前期の授業担当要求ならびに ④ 10、11月の無断欠勤分の給与減額予告。

〃⑥ 12月2日 部長は松下講師に10、11月の欠勤授業時間分の給与の減額実施通告。

〃⑦ 11月19日 教務委員・教務係宛書簡で松下講師は昭和43年度後期の採点を行なうから成績表を送れと要求。

〃⑧ 12月3日 松下講師、共闘派学生と教授会に乱入、44年度後期の授業に組入れを要求。

〃⑨ 12月13日 湯浅部長宛書簡で松下講師は採点は脇阪方式のようなやり方で行なうと通告。

〃⑩ 12月21日 部長の質問に対し45年1月からの授業は正規の時間表に従い、ドイツ語に関するものを行なうと文書で回答。

〃⑪ 45年1月7日 湯浅部長宛速達便で松下講師は賃金カットが私の納得のいく形で解決するまで休講すると通告。

賃金カットは神大問題の本質を理解せず闘争を圧殺しようとするものだと述べているが、給与の減額そのものは、理由の如何を問わず勤務すべき時間に勤務しなかった事実に基づきなされる、給与法上の措置に過ぎないのであってそれ以上のなものでもない。従って結果的に闘争を圧殺することになるかどうかは直接関わりのないことである（むしろ同講師はこれによって闘争を止揚しようとしているようである……）。況んや給与の減額は本来一体である思想と行動を分断し行動のみを捉えることによってその背後にある思想の弾圧を画策するものであるといった説は論理の飛躍も甚だしい。かかる論法をもってすれば、社会事象はすべてなんらかの因果関係を有しているので「風吹けば桶屋が儲かる」といった議論がまかり通ることになろう。実定法上問題となるのは行為であって思想ではない。刑法においても犯意があるだけでは処罰されない。犯行があって始めて処罰の対象となるのである。

4. 松下講師に対する給与の減額は日本最初の処置か

最近、教養部内では松下講師に対する給与の減額はわが国最初の事例であるとのデマが、責任者名すら記されていない教官共闘会議なるものから流布されている注^⑫。これは事実認識を欠いたためにした言動ではなかろうか。遠い昔のこととはいざ知らず最近の事例だけあげてみても昨年3月に岡山大学で教育に関連する付加的業務である入試事務を拒否した教官が給与を減額されたばかりか懲戒処分をも受けた。また昨秋京大において封鎖解除に際し退去命令に従わざ拘留された教官にも同様の措置がとられた。これらは偶々新聞に報道されたので周知されているが、もともと給与の減額は事務的措置なので他に例があつても公表されていないに過ぎない。例えば最近東京外語大で職務を勝手に離脱した教官に対し、その全期間の日数について給与を減額している。本学においてもこれまでいくつか給与減額の例があった。当部教官の中にもその例がある。昭和37年8月の某教官の場合などは、教授会その他の承認を得たうえの渡欧であったが、種々の事情から年次休暇内に帰国できなかったそれだけの理由で10日分の給与が減額された。

事務職員についていえば常に出勤簿に基づき厳格に適用されている。勤務しなければ給与が支給されることは非常勤講師や臨時職員の給与を調べればいっそう明白になろう。法の下に平等の精神からしても、教官のみ職務に従事せずして給与を全額支払えというような要求は許されない。大学改革に当ってかかる特権意識、親方日の丸意識こそ排除されなければならない。

前例がないのは昨年の2月以来の松下講師の不可解きわまる言動ではないだろうか。各地の大学で紛争が起つて以来、授業や試験その他の業務を拒否している教官は他にもあろう。しかし、一部の学生の先頭に立ち自ら積極的に物理的力を行使し他の教官の授業や試験を妨害したり、長期にわたって教室を不法占拠し、机、椅子等を持ち出してバリケードを構築したり、さらに壁、黒板、教卓等所構わざ落書きをしてまわったり、施設を損傷し、しかもそれらの行為を公然と誇示しているような教官は他の国立大にその例がないであろう。

注^⑫ 昭和45年1月13日付教官共闘会議の“教官諸君へのアピール”

5. 給与の減額と処分との関係

教官共闘会議名義の『教官諸君へのアピール』なるビラによると給与減額は処分の前段階であるとのことであり、松下講師も同一の見解を取っているようである。しかしそのような考え方こそ処分を先取りした考え方ではないか。松下講師は、教授会でまだ一度も処分問題が議題となったこともないにもかかわらず、長期にわたる授業拒否、試験拒否の教官に対する基本的姿勢が議題となった昨年12月の初めから、自ら処分問題を取りあげ騒ぎだした。自分の行為が絶対正しいと信ずるなら何故そのように騒ぐのか、それこそ自ら語るに落ちた行為である。結果がどうなろうと同教官が口ぐせにいっている歴史の審判を待つべきではないか。

処分とは、行政秩序罰として懲戒(免職、停職、減給または戒告)^{注⑬}ならびに適格性欠除等による免職、降任などの分限処分^{注⑭}を言うのであって、給与法上の措置たる給与の減額とは本質的に異なっている。給与の減額は病気で一定期間勤務を休めば給与を半減せざるを得ないと同次元の問題である。規則上は、勤務時間管理員が各人の出勤簿等に基づきなんらの予断が介入する余地もなく事務的、機械的に減額の手続きをとらなければならないことになっているが（人事院規則9—5—1）、出勤簿に押印なく授業をした事実もない場合は監督者たる部長はその職責上法規にてらして処理せざるを得ないのは当然である^{注⑮}。同講師の場合、その減額が法的に許容しうる最少限の範囲内にとどめられていることをむしろ多とすべきであろう。因みにたとえ研修の時間であっても、それが正規の勤務時間である限りバリケードを構築したり落書きをして歩いたりしておれば、研修（勤務）したとはみなされず給与が減額されてもしかたがないのである。松下講師は1月は正規の休講手続をとったので欠勤とはならないというが、同講師の言う正規の手続とは一体いかなるものであろうか。勤務しないことにつき特に所属長から承認があったときはその承認された時間に対しては給与を減額されないが、さしつめここで考えられるのは有給休暇であろう。もちろん同講師にも本年中に30日間の年次休暇を請求する権利があるので必要に応じてその権利を行使しうる。しかし、その休暇が法的効力をもつためには、所定の書式により予め監督者たる部長に願い出て承認を受けなければならぬ。部長はその願い出が年次休暇制度の趣旨（労働力の維持涵養）に反せず、大学の業務遂行に支障がない限り承認しなければならない^{注⑯}。しかし、その年次休暇の使用が違法性のある授業拒否（いわば一種のストライキ）を目的とし、教育上重大な支障が生ずる恐れがあるときはこれを認めることはできない。また、たとえ休暇を認めたとしても、後日その休暇が非合法なものであることが判明したときはこれを取消しうることとされている。すでに同講師が明らかにした文書や行動等からして1月の休講を年次休暇として認めるることは法規にてらしても困難であると考える。

注⑬ 国公法第82条 職員が、次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

注⑭ 国公法第78条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合

四 官制若くは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

注⑮ 人事院規則15—6 (5) 休暇はあらかじめ職員の所属する機関の長の承認を経なければ与えられない。

注⑯ 国公法第18条 人事院は、職員に対する給与の支払を監理する。

(2) 職員に対する給与の支払は人事院規則又は人事院指令に反してこれを行なってはならない。

国公法第110条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

六 第18条の規定に違反して給与を支払った者

6. 給与の減額と処分との関係

松下講師ならびに一部学生は賃金カットを教授会で審議せよと昨年の暮以来強硬に主張し続け、時には不法行為でている。ところで、教授会や評議会など大学の管理機関の存在を否定し昨年2月以来教授会への出席を怠ってきた同講師が、今ごろになってそうしたこと主張するのはいささかつじつまの合わぬ話ではある。同講師にしてなお教授会オールマイティの考えが潜んでいるのであろうか。かかる給与事項は、これまで教授会で議されたことはないと記憶するし、また多数決により決めるべきことでもない。教育公務員特例法では、給与事項および勤務時間等の服務に関しては国公法の規定によるものとし、大学管理機関（教授会）の議を経ることを必要としないこととされている、尤も何事によらず騒ぎを大きくして大学の管理運営上の重大事項に仕立て上げれば教授会事項となり得ようが。本質論からいって、教授会で議せられるとすればそれこそ処分問題としてであろう。

給与の減額を撤回しろという。しかしそれが事実行為に基づくものであるが故に、重大かつ明白な事実誤認がない限り行政行為として取り消しえないのであろう。行政救済措置として人事院に不利益処分の不服申立（人事院規則31—1）はなしえない。何故ならそれは処分でないからである。ただし給与決定に関し審査の申立（人事院規則13—4）は可能である。また裁判所へ提訴することは同教官の自由である。ただしそれが受理されるか否やは別問題である。

賃金カットに關係した者は自己批判せよという。そのような自分の言動をたなあげにして他を責めるやり方には誰しも賛成しないであろう。給与の減額は当然なきねばならぬ職務上の義務を果たしたまでで、自己批判する必要がないどころか、当然の措置をとったと考えている。こうした考え方は公務員として、また一国民、一市民の在り方にてらして当然であろう。すでに多くの教職員や学生から、また市民からも給与の減額は当然のことであるとの意見を聞いている。

7. 結び

昨年9月16日に松下講師は部長あて書簡を送り「授業はしない。いかなる処分をされようと自由」なる旨表明した。当時湯浅個人としては主義、主張こそ違え自からを犠牲にしても信念に生きようとする同講師の態度には畏敬の念をすら覚えたものである。しかしその後就中最近の言動からして、それが全く似而非なるものであることを悟らざるをえなくなった。自分の利害のために一部学生を利用し、時には関係教職員を威嚇して賃金カット（給与の減額）を免がれようとし、また、教育者としての使命を忘れ施設を損傷し大学を破壊しようとしている。言論の自由を抑圧し、民主主義を否定し、大学ひいては社会の改革を阻むものは、他ならぬ松下講師自身であると考える。理性の府である大学においてはかかる不法行為は許されるものではあるまい。（参照 45.2.2「広報」16号、12頁）

2. 9

「誤解者の失墜」と題し、「① 広報16号の湯浅部長見解の文章は劣悪さで群を抜いている、② 私の批判者は私の昨年以来の、闘争方針を変更したかのように誤解している、③ いくらか辛いけれども昨年12月以来の私の戦術の根拠をあえて付記しておく。

① 私の戦術に対する全誤解を逆用しうるほど私の原点が確固になった。② 論理的正当性を物理的に貫徹しうる力量を全共闘（私を含む）がいまはもっていない。③ 採点における脇阪、森良方式、授業における助手共闘方式の統一の可能性。④ 0点、休講宣言が見かけと正反対に巨大なテーマを生みだしうる。⑤ なしくずし的に屈服するもの（とくにもとの闘争者）に対するかれらの屈服のかたちをたどる深いところでの訣別。」

などと書き綴ったビラを自主講座実行委員会の「広報16号批判」のビラと併せ配布。

注① 誤解者の失墜 1970.2.9 松 下 昇

いま最も必要な仕事だとはいえないにしても、私は<敵>たちの論理を粉碎しておかなければならぬ。自らの<盲>目性に気付かぬまま、手に余る対<象>を反革命的に扱うものたち、神戸大学教養部広報16号にある<松下>批判の文章は、その劣悪さにおいて群を抜いている。

その詳細な反批判は別のビラで展開するが、ここでは、私に対する批判軸であり、かつ私にとっても主要な追求テーマであるところの<闘争方針の連続性>について述べよう。私の批判者は、私が昨年末以来、闘争方針を変更したかのように（意識的に！？）誤解している。

現在とっている私の方針が、昨年2月2日の<情況への発言>の深化、応用であることは、あの発言の部分をみれば明らかである。「……この<スト>を媒介にして何をどのように変革するのか、について一人一人表現せよ。<少くとも>この実現の第一歩が大衆的に確認されるまで、<私>は旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働（授業しけんなど）を放棄する…。」

私の方針が、<旧大学秩序>を粉碎する根底的な表現運動を要求しており、そのためには、たんなる放棄（何もしない）ではなく、あらゆる創造的な戦術が、原則の展開のために必要なことは言うまでもない。私の<敵>たちの批判は、私の方針の水準に追いつけ

ない焦りから生じた悲鳴にすぎないのである。

私は闘争とか造反を自己目的とした人間ではなく（この点を誤解すれば、私を批判することはおろか、断片的理解さえ不可能である）、闘争から引きだしたテーマ総体を支え続けようとする人間の感覚からすれば、<敵>たちの水準で論じるのは、いくらか辛いけれども、昨年12月以来の私の<戦術>について、その根拠をあえて付記しておく。

- a 私の<戦術>に対する全ての誤解を逆用しうるほど、私の原点が確固たるものになつたこと。
- b 論理的正当性を物理的に貫徹しうる力量を全共闘（私を含む）が、いまはもっていないこと。
- c 採点における脇阪、森良方式、授業における助手共闘方式の統一の可能性。
- d <0点>、<休講宣言>が、みかけの姿と正反対に巨大なテーマを生み出しうること。
- e なしくずし的に屈服する者、（とくに、もと闘争者）に対するかれらの屈服のかたちをたどる深いところでの訣別。
- f 視える者には視える……真の共闘者を発見するため。

広報16号批判

1970.2.13

自主講座運動実行委

マンガ以上にオモシロク読まれている教養部広報のうち、とくに16号の¹¹論文が自主講座のテキストに使用されたので、そのときの批判を紹介する。

1. 「労働なくして報酬なしの原則は……社会主義社会を志向する者にとってはなおさらのこと、否定しえないのであろう。」（12ページ）→『そんな<社会主義社会>を志向されてたまるか！』
2. 「国から給与をもらっている限り、法律上は体制内の人間である。」（12ページ）→『体制をフロの中と外のように考えるな。それに運動論的には、④も¹²も、<自主講座>への参加者なのだ。』
3. 「（11月以来の）松下講師の真意がどこにあるのか、例の< >付きの文学的表現と同様に理解に苦しむ」（13ページ）→（哄笑の渦。）
4. 「賃金カットは……給与法上の措置に過ぎないのであって……結果的に闘争を圧殺することになるかどうかは直接関わりのないことである。」（14ページ）→『語るに落ちるとはこのことだ！』
5. 「松下講師に対する給与の減額はわが国最初の事例であるというデマ……」（14ページ）→『期限つきの、体制内的発想にもとづく、例は当然いくらでも存在する。しかし、松下氏の闘争方針の高さにひきずられるかたちで永続化、複雑化している例は未だ存在しない。質の問題を見抜けないオロカサを知れ。』
6. 「給与減額は処分の前段階であるとの……考え方こそ処分を先取りした考え方ではないか。……自分の行為が絶対正しいと信ずるなら何故そのように騒ぐのか。」（14～15ページ）→『闘争過程における教授会の姿勢そのものが、処分（闘争圧殺の仕上げとしての）を先取りしている。処置とか処理という言葉でゴマ化せる段階はすぎている。正しいことは最大限に主張して当然なのだ。』

7. 「給与の減額は……重大かつ明白な事実誤認がない限り行政行為として取り消しえない」(16ページ) → «この問題や賠償請求についての公開討論すら拒否していることこそ、重大かつ明白な誤りである。かれらのいう<改革>の真の姿がパクロされた。»

8. 「結び」のことば全文を読みかえると→ «@は、これまで機会あるごとに自分の誤りを道化的に認めてきた。我々としては主義、主張こそ違え自らを犠牲にしても信念?に生きようとするかれの態度には畏敬の念をすら覚えたものである。しかし……以下略。

このビラに上げた点を含む、さまざまの面からの批判を展開し、かれのような人間を許容している<大学>を解体しよう。

なお、広報16号を媒介として視えてくる全ての<敵>たちに対する根底的批判のビラとして「誤解者の失墜」(松下 昇、2月9日付)を参照せよ。

2. 12

「空間性を拡大する自主講座」と題し、私の休講クラスにふみとどまつた人たちを中心として毎週2回自主講座を開くとのビラ配布。

空間性を拡大する自主講座運動

<授業>を媒介とする反革命の波に抗して私の<休講>クラスに踏みとどまつた人たちを中心とし、毎週2回、<昼休み>に次のような計画で自主講座運動を開く。

(火曜 1時~2時 M 202 教室)
(金曜 0時半~1時半 B 105 教室)

前者1クラス、後者は2クラスの諸君との討論によって、過渡的に設定されているが、参加は自由であり、とくに<正常>な授業に屈服したと思ふんで、自らの問題意識を止揚する方法を発見しないでいる諸君の参加を呼びかけたい。

テーマも完全に自由であり、<ドイツ語文法>に関する質問も含め、自己にとって必要な問題の全てをとり扱う。

1970. 2. 12 松 下 昇 (連絡先、430研究室及B109)

2. 18

自主講座運動を総括しレジュメ1と題し「① 潜在的段階(～68.12) ② 散発的段階(69.1～69.4) ③ 持続的段階(69.5～69.8) ④ 変革的段階(69.9～69.12) ⑤ ……的段階(70.1～)」などと記したビラ配布。

自主講座運動<総括>レジュメ(1)

1970. 2. 18 松 下 昇

a 段階を<私>の軌跡として把握すると……

1. 潜在的段階 ～68.12 (大学から最も遠いという自覚)
2. 散発的段階 69.1～69.4 (情況と存在の対等の衝突を志向)
3. 持続的段階 69.5～69.8 (b、参照)
4. 変革的段階 69.9～69.12 (c、参照)
5. ……的段階 70.1～

b 第3期の原則

1. 騛争の補完ではなく、闘争の本質的表現としての運動をめざす。

2. 結集した空間において各人のもつ問題そのものが<講師>である。
3. 情勢の変化にかかわらず、旧秩序（意識構造をふくむ）に復帰しない。
4. 教官・学生以外の参加を追求する。（安易な外部との結合としてでなく。）
5. 参加の仕方における分業の止揚。闘争の全過程を支える方法。
6. 全ての表現の根拠の変革、眞の共闘とは？

c 第4期の方針

1. 授業再開実力粉碎。
2. 創造的な<バリケード>の形成。
3. 闘争が生んだ全てのテーマの階級的追求。
4. 自己がにならうものとしての全共闘運動の創出。（全共闘概念の転倒）
5. 闘争圧殺者への永続的報復。（一行の詩）
6. ……（各人が自分のことばを発見し、実現せよ。）

d 第5期の問題

α	表現の階級性（主として2～3期のテーマ）	重層的、ラセン状に出現																		
β	空間性（主として3～4期のテーマ）																			
γ	連続性（主として4～5期のテーマ）																			
断片例	<table border="0"> <tr> <td>α 決定権</td> <td>β 権力と空間</td> <td>γ 不確定性への準備</td> </tr> <tr> <td>秘密</td> <td>バリケード感覚</td> <td>日付けサイクルの<ねじれ></td> </tr> <tr> <td>沈黙</td> <td>バリケード概念の運動</td> <td>全生活過程と<武装></td> </tr> <tr> <td>ゲバルト</td> <td><直前>の空間性</td> <td>不可視領域の組織論</td> </tr> <tr> <td>存在することの原罪性</td> <td>時間性の<滝></td> <td>政治をこえる<政治性></td> </tr> <tr> <td><大学>闘争の枠を突破</td> <td>情況からの遠い夢の構築</td> <td>未知なるものへの<祈り></td> </tr> </table>	α 決定権	β 権力と空間	γ 不確定性への準備	秘密	バリケード感覚	日付けサイクルの<ねじれ>	沈黙	バリケード概念の運動	全生活過程と<武装>	ゲバルト	<直前>の空間性	不可視領域の組織論	存在することの原罪性	時間性の<滝>	政治をこえる<政治性>	<大学>闘争の枠を突破	情況からの遠い夢の構築	未知なるものへの<祈り>	
α 決定権	β 権力と空間	γ 不確定性への準備																		
秘密	バリケード感覚	日付けサイクルの<ねじれ>																		
沈黙	バリケード概念の運動	全生活過程と<武装>																		
ゲバルト	<直前>の空間性	不可視領域の組織論																		
存在することの原罪性	時間性の<滝>	政治をこえる<政治性>																		
<大学>闘争の枠を突破	情況からの遠い夢の構築	未知なるものへの<祈り>																		
		(テーマと運動の統一的展開)																		

2. 19

「学外補講を契機とする問題を共有するための公開質問状」と題し、石渡講師に松下処分を含む外大闘争見解をせまったく次のビラを配布し、同時に石渡講師の教室に入り授業を妨害^{注①}。

学外補講を契機とする問題を共有するための公開質問状

○<講師>に対して

1. 松下処分をふくむ外大闘争に対する見解。
2. 教師としての役割を徹底させることにより、松下処分、ひいては外大闘争圧殺を認めてしまうという責任を、一個の人間として、どのようにひきうけるか。

○<学生>に対して

1. このように異常なかたちで学ぶことが、きみの生き方にとてどのように正当化されるのか、きみの言葉で語ってほしい。（闘争過程との関連において）
2. 昨年来おこなわれている小川氏の<自主講座>に出席して<単位>を得る可能性があったのに、そうしなかったのはなぜか。

○<全ての人>に対して

1. アピールとか闘争から最も遠い位相にいる私がやむをえず発する質問に答えようとしない人が、なぜ存在しうるのか。
2. みかけの情勢、闘争をこえる永続的課題は、きみにとって何か。それを、この情況の中で展開させる方法は何か。

1970. 2. 19

<松 下 昇>

注① 石渡講師（甲南大学助教授）は去る11月松下講師その他の妨害で授業の辞退を申し出るのやむなきにいたった神戸外国語大学大橋成光講師の後任として同大学でドイツ語を担当され、同大学でも松下講師らに授業を妨害され、本学でも再び授業妨害された。

2. 21

松下講師 B棟1階廊下にドイツ語担当の石渡講師、ならびに本務校の甲南大学を侮辱する立看板を出すとともにB 403教室での同講師担当授業時間に入り、同講師を非難す。同講師、甲南大学文学部長と協議のうえ、神大講師辞任を申し出る。

2. 25

共闘派学生、教授会開催中の教養部会議室を強襲し、ドア、窓硝子を破壊し、会議出席中の木村助教授負傷^{注①}。

注① 共闘派学生の教養部会議室強襲と教官の負傷

2月25日（水）の教養部教授会は(1) 45年度前期の開講日(2) 教養部制度委員会の報告(3) 第2課程協議会規程等を議題として午後1時すぎから開かれた。教養部教授会は毎回学生の乱入が予想されるので、会議室に通じる二つの廊下は締切り、南側ベランダより会議室に入ることにしていた。この日も共闘派学生の一部は立看板で教授会公開闘争のスケジュールを組んでいることを公表していたが、午後1時40分頃黒ヘルを含む約30名の学生が松下講師の処分粉碎を叫んで会議室周辺をデモをした。そして立入禁止の掲示を無視して、会議室北側ドアの附近まで押寄せ、ドアに板やたんづぼを投げつけ、更に棒で突いたりした。結局午後2時45分頃までに3回このような行為をくり返し、ドアを破壊、60×40cm程の穴を開けた。またこの時、ドアの上の天窓のガラスが投石により割れ、その破片で木村助教授が顔面を負傷した。後で調べた所によると、石は数個、付近にころがっていた。機動隊が正門に到着した時、ドアの破壊に参加していた者はいち早く食堂に逃げ、食堂でヘルメットを脱いで再びB 109教室前でデモやアジ演説を行なった。教授会はその間も平静に議事を進め午後4時ごろ終了した。なおその少し前から赤軍のマーク入りの赤ヘル約30名（学外者が多いようである）が噴水前で集会を行なっていたが、午後5時すぎ湯浅教養部長事務取扱の命令で直ちに解散した。教授会終了後直ちに一類教授会が開かれたが何事もなく無事終了した。

（参照 45.3.27. 「広報」17号、8頁および本号19頁 写真5,6）

2. 28～3. 1

28日午後自主講座運動実行委員会のメンバーは7研究室ならびに廊下に落書きしたが、その夜から翌3月1日朝にかけて讃岐田、岩田両助手および学生10数名が警備教官の忠告を無視し、立入禁止中の教養部構内に徹夜残留。なおその際学生11名は深夜教養部構内をデモし、落書き^{注①}。

注① 2月28日から3月1日にかけての落書き事件

教養部学舎は、封鎖中に行なわれた落書きや年末から年始にかけて松下講師らによって黒板などに書かれた落書きを消すため第一産業に依頼し校舎の清掃を2月1日から始め、落書きもほとんど消された状態になっていたが2月28日午後2時から3時半ごろまでの間に自主講座グループ(M5森川ほか)は教養部A棟4階の研究室に不法侵入し7研究室及び廊下などに落書きをして廻った。また、森川が、大河内研究室(大河内助教授は西ドイツに出張中)に無断で入ったので部長代理のD教官が注意したところ「ここは私達が占拠しているのです。」と答えたが、室外に退去させた。またその後男女各1名が同室に入ったが、退去を求めて午後5時退去した。

また、同じ28日午後5時ごろN棟305室(杉原研究室、杉原助手不在)に教職員3名、学生14名(女子3名を含む)がコンパ始めた。教養部学舎は法学部が入学試験に使用するので、準備その他のため2月28日午後9時より立入禁止の措置がとられていた。午後7時ごろ学生1名がN棟、C棟で落書きを始め、清掃を担当している第一産業の警備員に発見されて阻止された。

その後、前記D教官はN305室に赴き公示で明らかな通り9時以後は立入りは禁止されているため構内から退去するよう説得を試みたが、助手S(讃岐田助手)は「9時以後が問題なのだ。立入禁止、ロックアウトの根拠を示せ」と言いD教官は学舎汚損防止および入試のための措置であると説明したが、Sは「われわれは入試粉碎であり、すべてに叛逆するためである。」と述べた。9時ごろ大一産業警備員も退去するように伝達し、D教官も引きあげた。その後午前0時ごろになると助手I(岩田助手)と全員黒ヘル、覆面の11名の学生はA棟1階を通って、B109教室前の広場でデモをしたあと、集合し気勢をあげ、学生達は黒ペンキでB109教室内の黒板、および壁に落書きした。

D教官は助手Iや学生に落書きをやめるよう説得したが、助手Iは「学生の行為を全面的に支持する」といって学生に対する説得を拒絶した。そのあと分散して再び立入禁止の学舎に侵入した。このグループはそのまま公示を無視し不法に居残り、翌3月1日午前8時半ごろデモをしながら教養部構内を後にし学生会館に入った。

なお入学試験のすんだ3月5日以後も、自主講座グループはA棟階段その他に数回にわたり落書きを行なったので、これらの行為に対し教養部長事務取扱名で警告を行なった。

(参照 45.3.27「広報」17号、10頁)

4. 44年度後期その2、入学試験より後期授業終了まで (昭和45年3月~4月)

3・4

部長、内容証明郵便で讃岐田、岩田両助手に対し2月28日夜から翌3月1日にかけての①部長代理教官の勧告に応ぜず翌朝まで残留した行為、②立入り禁止のN棟の研究室で深夜まで飲酒した行為、③着用禁止のヘルメット着用の学生とともに深夜デモした行為、④業者の抗議を無視してB109教室など学生のひどい落書き行為を黙認したことなどに対し、教官としての責任ある回答要望。

前略

昭和45年度入学試験実施のため、戸田学長事務取扱、湯浅教養部長事務取扱および山田法学部長による夜間構内立入禁止措置がすでに行なわれていたにもかかわらず、去る2月28日夜から翌3月1日朝にかけて、警告を無視してなされた貴官らの法を無視した下記の行為は容認することができない。来る3月10日までに下記の項目に関し教官としての責任ある回答をされることをここに要求する。

記

1. 部長代理教官の退去の勧告に応ぜず、それを無視して翌朝まで残留した行為。
1. N棟の杉原教官不在の同教官研究室へ学生を呼び入れ、深夜まで飲食をした行為。
1. 禁止しているヘルメット着用の学生を引き連れ深夜の構内をデモした行為。
1. 大一産業による清掃作業が行なわれているC棟廊下および業者のはげしい抗議を無視し、B109号教室などにひどい落書きし国有財産を汚損した国家公務員としてあるまじき行為。

昭和45年3月4日

神戸市灘区鶴甲1丁目2の1

神戸大学教養部長事務取扱

湯 浅 光 朝

大阪市生野区南生野2の46

讃 岐 田 訓 殿

枚方市禁野本町2丁目11 枚方合同宿舎2624号

岩 田 章 殿

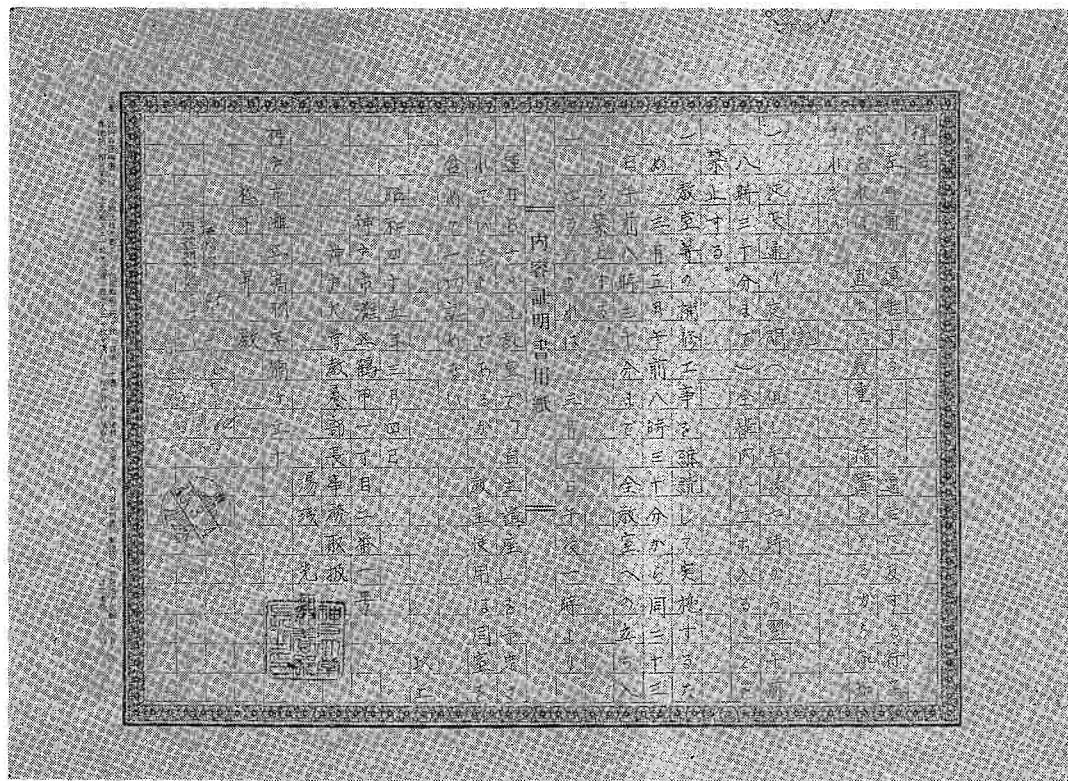
この郵便物は昭和45年3月4日第63号

書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します

灘 郵 便 局 長

3. 4

湯浅部長、内容証明郵便で松下講師に ① 従来通り夜間全構内立入ることを禁止。 ② 教室など補修のため 3月5日午前8時30分から同23日午前8時30分まで全教室へ立ち入り禁止。 ③ 3月5日午後1時より連日B 109 教室での自主講座を予定されているようであるが教室使用は、同室を含めて一切認めないと次のように通告。



3. 4

松下講師、自主講座運動実行委員会が入試粉碎のビラを配布したのに呼応し、昭和45年度の入試会場の教養部学舎付近で「微笑的挑戦」と題し、教職員、受験生その他に呼びかけのビラを配布し、教養部構内の試験場に不法に押入ろうとし警備教官に押し出される。

微笑的挑戦

教職員諸君

あの怖るべき聖空間、B 109 教室を、試験および授業のために使用しない限り、きみたちの敗けである。

受験生諸君

不安を抱きながら足を踏み入れる広場にある巨大な白ペンキ記号< >の意味を解かない限り、きみたちの敗けである。

私服および機動隊の諸君

自分の昇進試験の会場を、いま護衛している者たちによって同じ義務感（たいくつさ？）で護衛してもらわない限り、きみたちの敗けである。

ここに、何かの力に吸いよせられたかのように集まつてくる全ての諸君

いま私から、これ以上の言葉を引きだすのは不可能であるのは何故か、と一瞬でも考
えない限り、きみたちの敗けである。

さて、私は、拡大自主講座運動への仮装した参加者であるきみたちの活動を、ゆっくり
と、深く呼吸しながら観察することにしよう。きみたちの全ての存在領域を包囲しつくし
変革を永続化させる作戦のあいまに、応用の一つとして。

1970年3月

きみたちの支えている原罪的な空間性が告発されている日に。

松 下 昇

3. 10

岩田助手、3月4日付部長書簡に対し、私に何を期待して回答を要求されるのかとの返答を部長に行な
う。

3. 13

教授会、松下講師の行動に関する調査委員会を作ることを決定^{注①}。

注① 3月13日の教養部教授会は、45年度前期の授業時間割に松下講師を組入れるべきかどうかについて長時間討議を行なった。教養部所属の教官であれば拒否する理由もなく当然組入れるべきであるが、組入れたとすると昨年2月以来の授業ならびに試験に対する松下講師の言動から判断して注②何等関係のない学生を再三にわたって不安におとしいれ、あるいは不幸な目に合わすことになりかねないので教授会の重要な議題となつたのである。

この問題は18日の教授会でも論議されたが、授業時間割に組入れることによって起る混
乱は、すでに経験した通り学生にしわよせさせることは明白であり、又時間割に組入れな
いことは処分を先取りするおそれが充分あるので、これまでの松下講師の行動を調査する
調査委員会を作ることを決定した。

注②

1969 2. 2 …旧秩序維持に役立つ労働（授業、試験など）の放棄宣言（情況への發
言）

1969 3. 第2課程43年度後期成績、前言をひるがえして採点を拒否
〃 9. 16 松下講師、部長宛書簡で、期末試験、授業は行なわず、そのことによっ
て生じるさまざまな人々への迷惑は祝福と考えるとのべる。

〃 11. 8 部長、無断休講は給与減額の対象となると警告

〃 11. 19 教務委員・教務掛宛書簡で43年度後期の成績を提出したいので成績表を
送れと要望

〃 12. 3 教授会に一部学生とともに乱入りし、44年度後期の時間割に自分を組み入
れよと発言

〃 12. 4 部長、内容証明郵便で無断休講に対する10、11月の給与減額実施を通告

〃 12. 5 松下講師、43年度後期の授業に対する採点を行なうと事務室前に張紙を

する

- // 12. 13 部長の、授業・試験に関する質問に対し採点は脇坂、森（良）方式、授業は讃岐田方式との回答
// 12. 21 部長の再度の質問に対し、46年度1月からの授業は正規の時間内でドイツ語に關したものを行なうと文書で回答
1970. 1. 3 受講届提出者234名全員に0点と記入した成績表を教務掛宛に送り、1月からの授業を当分休講したいのでその由揭示してほしいと要望
// // 祝福としての0点と題したビラ配布
// 1. 7 部長宛書簡で④全員に公平に採点した。⑤賃金カットが納得のいくかたちで解決するまで休講すると申し出る。

(参照 45.3.27「広報」17号、12頁)

3. 13

自主講座運動実行委員会「非人間の刻印としての黙認」と題し教職員を侮辱した次のビラを配布。

非人間の刻印としての黙認

○<神戸大学教養部>の<教職員>諸君。きみたちの原罪性は、新しい刻印をふやしつつある。

ロックアウト体制下の動物園～牢獄的な入試の黙認。

(きみたちは、停年まで腕章をつけて歩け。私服を<正式>の教職員に採用せよ。

執行部は永続的に門衛所に勤務せよ。)

入試以後の教室ロックアウトの黙認。

構内の鬭争表現(<ラクガキ>。掲示)の全面的抹殺の黙認。

執行部による助手共闘へのドゥカツ黙認。(2月28日夜の泊り込み、デモ、<ラクガキ>への責任を問う内容証明郵便)

松下教官への賃金カット、賠償要求に対する体制内的発想での黙認。

何よりも、④護衛下、権力的に屈折した通路を通らせる教授会の告発が無ければ、出席しようと欠席しようと、反革命への加担は明白である。

○我々は、独裁を支える<黙認>をあらゆる<ゲバルト>によって、全ての人の前にバクロし、追求していく、きみたちを生き返らせるためにも。あの怖るべき聖空間109教室において、一年以上、持続した運動は、物理的ロックアウトによっては終焉しない。むしろ、109の扉の外側、つまり、この世界そのものが、<109>になってしまったのだ。<109>空間性の深化、拡大に、無意識の共闘をしてしまった矮小な敵たちは、連日<1時>から<>広場で行なわれる解放放送におびえ続けるがよいだろう。

○最後に……我々の運動、ないし、存在に対して、何かの異和感を持つ人は、今、すぐ、自分のことばで、我々に対して、<公開>質問をつきつけるべきである。これも、拡大自主講座運動の一つの応用である。それなしには、我々は、きみたちの沈黙を、権力を支え、人間を腐敗させる以外の何ものでもないと断言し、粉碎する。

1970年3月13日

自主講座運動実行委員会

3. 13

44年度追加予算（応急修理費）780万円の使途につき、この日の教授会において、研究室・教室の修理費300万、B108・109教室の復旧費100万、壁のぬりかえ100万等、の費用にあてるることを決定した注。

注 44年度追加予算について

44年度追加予算（応急修理費780万円）の使途について、3月13日の教授会において下記のように決定した。これは昨年2月以来の紛争により、一部セクト及び全共闘学生らによって行なわれた学舎の破壊、汚損を復旧する工事に要する費用にあてられる。この財源は、44年度中、学舎封鎖ストライキのため、授業が行なわれなかつた期間の諸経費の削減された分が、応急修理費として還元されたわけで、結果的には、研究・教育のための経費の転用である。

B109、108教室の復旧費	100万円	放送設備の復旧費	50万円
壁のぬりかえ費	100万	給水設備の復旧費	30万
研究室、教室の扉・錠前の修理費	300万	窓ガラスの取かえ	50万
照明設備の補修費	50万	机100コ分購入費	50万
備品の修理及購入費	50万		

計 780万円

(参照 45.6.25「広報」19号 3頁)

3. 18

教官共闘会議、「裁かれつつあるC<教授会>ときみ」と題し<C教授会>メンバーのうち生き残っているものは18日には少くとも次の戦術をとるべきである。

- ① ロックアウト体制下の教授会に抗議し、責任を追求する。
- ② (調査) 委員会の選出にいたる討論を公開でおこなうよう要求し、選出が強行される場合は退場するとの次のビラ配布。また同日の日付で自主講座運動実行委員会は、「ロックアウト体制下の松下処分調査委員会の結成粉碎」と題したビラ配布。

裁かれつつある<C教授会>と<ときみ>

我々の闘争方針の高さにひきずられるかたちで反革命化しつつあるC執行部は、ロック・アウト体制をエスカレートさせつつ、13日の教授会で<松下処分>へむけての調査委員会結成の方針を提起し、もし有志教官の抵抗を押し切って採決に移り、沈黙の多数決によって結成を確認した。18日の教授会では調査委員の選出と、調査内容の決定がおこなわれるであろう。

いまや、世界(史)的な情況との対応において<神戸大学>の機構と一人一人の構成員の真の姿が照らしだされ裁かれつつある。

<C教授会>メンバーのうち、まだ生き残っている者は、18日には少くとも次の戦術をとるべきである。

○ロックアウト体制下の教授会に抗議し、責任追求する。

○<調査>委員会の選出にいたる討論を公開でおこなうように要求し、選出が強行される

場合は退場する。

○自己の闘争過程における役割りを自己批判的に総括し、新しい拠点、組織の創造をめざす。

このような<戦術>のむこうにある何かを自己のものとして展開しない限り、<きみ>の破滅は永遠に記憶されるであろう。

1970.3.18

教官共闘会議

ロックアウト体制下の<松下処分>調査委員会の結成粉碎！

きみには、この世界中のどこにも、自己の拠点となしうる空間は存在しないし、会議室、教室、研究室、いや、家にいてさえも、決して、心から落着けない。これは、秩序側の時間=空間性に毒され、保障されて、日常性をおくる全ての存在、教官、職員、学生、もと<全共闘>……にも、もちろんあてはまる。そのような保障は、きみに、犠牲と不自由を強いるのみならず、<人間性>をふみにじってしまう。④に護衛された空間で、きみは一体何を<調査>しようとするのか？調査されるべきなのは、闘争過程におけるきみの役割りそのものではないか！

さらに、きみの祝福を増すため、会議における表現への告発をもしておこう。沈黙にも様々な位相がある。現在のC教授会に見られる発言、ないし沈黙は、<神大>闘争の圧殺を補完する黙認として現れている。会議で反対意見を述べても、多数決に従うならば、黙認と同じであり、犯罪的な会議の定足数を支えたことにおいても、深く原罪的である。単に、大学機構においてのみならず、階級的、存在的にも。

きみを規定している沈黙の位相から、きみ自身を解放せよ！<我々>のピラや解放放送等による<ゲバルト>をどう受けとめているのか？。

もはや、きみは逃れることはできない。

☆行動方針 3月18日0時（学館ロビー）全学総決起集会

C教授会公開（粉碎）闘争

1970年3月18日

自主講座運動実行委員会

3.19

この項の段階では松下講師を処分するかどうかは教授会の議題に上っていなかったにもかかわらず、九州大学文学部滝沢克巳教授から湯浅部長ならびに教授会メンバー宛に教授会並びに教官各位が松下処分のことについてもう一度真剣に御考慮下さいますように切にお願い致しますとの次の丁重な書簡が送られてきた。なお滝沢教授に対しては堀江評議員から返事がだされた。

神戸大学教養部長事務取扱 湯 浅 光 朝 様

教授会皆々様机下

1970年3月19日

九大文学部教授 滝 沢 克 巳

謹啓 まだ、お目にもかかりませぬのに突然、御手紙差上げます失礼お許し下さい。承りますれば

貴教授会に於かれましては、御同僚の松下昇氏の処分を問題として居られます由、他大

学の事、まことに差し出がましい事ですが、事柄は単に一大学、一学部にではなく、日本の全大学、日本国民の一人一人に非常に深い関係があることですので、僭越をかへりみず、私見を述べさせて頂いて、湯浅様はじめ皆々様の御意見を伺いたく、思い切って筆を執りました次第です。

松下さんと以前から親交があったというわけではございませんが、同氏のお書きになりましたもの（「六甲」・「包囲」）お話しになった事の写し（昨年の『情況』7月号）など熟読致しましたり、最近お目にかかるてゆっくりお話ししたりしましたところから私の受けました印象では、どう考へても大学として国民の「処分」というような事を、軽々しく取り上げるべきではないように存じます。

と申しますのは

- (一) 行動も言葉も含めて松下さんの表現活動はむろん完璧とはいかなくても——人間のうち誰がそんなことを誇り得ませう——少くとも、人間として、国民の一人として、なかにも大学人として、先ず第一に、それを心にとどめなくてはならない『何か』に深く関わっていること、いわば直接にその『何か』から突き動かされてあふれて来たということは、疑いを容れません。
- (二) そのようなものとして同氏の表現活動は、政治主義的——こんにち最も戒心すべき政治主義的なアジテーションからは最も遠いものです。もし大学が「政治中立性」を犯したというような理由で同氏を処分するようなことがあれば、そのことじたい、大学自身の最も危険な政治主義的偏向を証明することになります。
- (三) このたびの「大学紛争」の根本的解決——屍臭漂う現在の大学にはんとうに新しい生命が蘇るということは、松下さんが終始それを追求し、実際に松下さんに起つて来ている表現活動の事実基づく処、向こう処を、私ども各自もまた徹底的に追究すること、そのためには相互に抜けあいはげましあうことを通してのみ可能です。この共同の努力は、「教養部」というものが配置されたとき、おぼろげながらも求められていたその本来の意味ではないでしょうか。なかにも社会、人文系の教師の責任はまず第一に、その点にあるのではないでしょうか。——この点、松下さんは、世間一般の非難に反して、文学の教師としての責任に最も忠実な方——「社会的責任」の名のもとに「私事」安穏を求める事の最も少ない、忠実な方と、考えざるを得ません。
- (四) 松下さんはすでにしばしば、教授会各位が同氏の表現活動の実質についてどう考へるか、この肝要な点を、公開の席で徹底的に討究することを、教授会に要請して居られます。にも拘らず貴教授会は、この当然な要請に対して、何らまともな対応を示して居られないと聞き及びます。もし大学の學問、そのための正しい「秩序」にとって最も重大なこの点を避けても、やみくもに同氏の処分を強行するというようなことがあるとしたら、どうでしょうか。——同氏を大学から排除することによって、その実は大学自身が生命そのものから排除されることになることは、余りに明らかな事実です。

大略以上の理由によって私は、

貴教授会並びに教官各位が、松下さんの処分のことについて、もう一度真剣に御考慮下さ

いりますよう、切にお願い致します。

敬　具

3. 19

また滝沢教授の書簡と相前後して教養部教授会メンバー宛、東京都立大学<解放学校>菅谷規矩雄教官から「斜面にへばりつく猿でないなら、人間として直立せよ！」と題した次のビラが送られてきた。

斜面にへばりつく猿でないなら、人間として直立せよ！

神戸大学教養部 <教授会> 諸氏へ

かって<神戸>を<脱出>した私にはよく見える。そこでは人も町もすべてが、海へとひきこむ<大衆>のちからにまきこまれまいとして、ひたすら斜面をはいのぼろうとあがいている。——この傾いた空間では<人間>として直立することが、いかにもつかしいことか、あなたがたはすでにこの直立への斗いを放棄してしまっている。なぜなら<人間>が直立するのは怒りによってであるからだ。あなたがたは、ただ卑かな侮蔑と憎悪と報復＝差別によって、はいあがろうとしている。すでに傾き、ずりおちつた<大学>とともに、機動隊にかみつき、助を乞うて必死にはいあがろうとしている。一それはもはや直立する人間の姿というよりは四足獸のさまに酷似している。

だからこそ、あなたがたは、まさに、おのれのあさましさを、かえりみないですむようにと、視野に立ちはだかるひとりの直立せる<人間>を<大学>から消去しようとするのだ。けれどもあなたがたがひとりの<人間＝松下昇>を<処分>するならば、あなたがたは一気になだれをおこして海中に没しきるのである。あなたがたが、はいつくばるようによじのぼっているのは、人間をまったく逆立ちさせた<権力>のピラミッドの一端にすぎないものであり、その斜面と稜線じたい、あなたがたのニヒリズムとデカダンスがつくりだしているものなのである。

あなたがたは<松下昇>を<処分>することも消去することもできない。なぜなら<松下昇>が表現するのは<私>の存在でもあるからだ。10年の年月を怒りによってつらぬき直立するたたかいは、<われわれ>のものである。このみえざる共闘の中で、東京都立<大学>における<私>の<正常化>拒否＝授業放棄の闘争はつづいている。あなたがたは<制度>の用語以外、どんな人間のことばを<私<たち>>にかえすことができるというのか。

東京都立大学<解放学校>

菅　谷　規　矩　雄

3. 20

A闘委を主体とする学生約50名、松下グループ約10名が硝子窓を破り立入禁止のB109教室に押入り、針金を切りドアを強引にひらき、外部に待っていた学生と呼応し同教室に入り集会をひらく注①。

注1　松下講師グループならびにA闘委学生のB109教室への不法侵入

教養部教授会では改革試案作成に当って教授会のあり方についても種々検討されたが、公開は後日に禍根を残し、マイナス面が多いと判断して、昨年の授業再開後も従来通り非公開の原則を貫いてきた。他方昨年9月の教養部学生自治会臨時執行部との申し合せに従

って教授会の決定事項は広報を通じて全構成員に知らせる方法を実施してきた。そのため教授会での審議ならびに決定事項は広報で掲載されるまで教授全メンバーと傍聴者以外は不明のはずである。しかし、13日の教授会の審議事項が即日外部にもれていた（3.18教官共闘会議のビラ参照）。そのためか教授会が開かれると、松下講師や、そのグループの学生およびこれを応援するために来たと思われる神戸外大の学生など若干名がマイクによる会場外からの議事妨害が始った。また同日の教授会で松下講師問題調査委員会の件の討議が進んだことが、これまた即日外部にもれてしまい、作業員や業者の手による落書きの消去作業の終ったA棟の壁や柱に、「秘密処分調査委員は見つけ次第<殺せ>」などの落書きが行なわれ、また松下講師のグループの学生らにより立入り禁止のはり紙を破り取るなど不法行為が一層ひんぱんになった。

ところで20日の教授会懇談会は午後2時すぎ散会となつたが、その日の3時すぎ、当日農学部での集会（創造祭）に参加したと思われる学生の一部が「A闘委」「反逆」などの旗を先頭に教養部に来た。そしてこれを迎えるように黒地に「星」の名を入れた旗を立てた学生も加わり、松下講師を交えた50数名の学生の集団がA棟のまわりをデモしたのち、B 109教室の立入り禁止のはり紙を破り、竹竿で硝子を割って窓から立入り禁止の同教室に不法に入り、入口を締切るために用いてあった針金をベンチで切り取り、ドアをあけ、外に待ち構えていたデモ隊を迎入れ集会を開いた。これら一部学生の不法行為を監視していた教職員は、B 109教室に暴力をもって不法に押入ったので直ちに退去命令を出すべくマイクを取りに走った。しかし、退去命令を出す直前これら学生集団はあたふたと同教室を出、A棟のまわりを再びデモし陸橋を通って学生会館に入った。

なお3月25日付自主講座実行委員会のビラによると、百数十名の、学生・労働者・市民のグループが正常にB 109教室のドアを開き、室内に入り集会を開いたとなっているがドアの開かれた経過はさきに記した通りの暴力的方法であるし、当日の不法行為に加わった人達は多く見積っても60名前後であった。ただ当日の特色は、当日のデモに参加した者たち、教養部所属の学生は少く、A闘委を始め神戸外大など他学部、他大学の学生の比重の大きかった点である。このような事情はたまたま教養部に来られていた他学部、他大学の教官によっても確認されている。この間松下講師は彼らと行動を共にしているのが教職員によって確認されている。

なお最近いやがらせの落書き戦術は学外にまで及び、ある教授の自宅の門柱に「Uを殺せ」など脅迫するような落書きが行なわれるようになった。

（参照 45.3.27「広報」17号 12頁）

3. 22

松下講師は2月1日付「眞の論争のために」と題したビラの中で、私が表現したというげん密な立証（証人、筆跡）など欠如のままの黒板修理費請求は執行部のファッショ的な現われであると非難しておきながら朝日ジャーナルに「① ぼくは黒板にペンキで落書きを登場させた。② 代理教官による授業の拒否を声明し、これに対する当局の誤解を逆用しつつ、昼休に自主講座をやることにした。③ これはB 109教室の自主講座による闘争延長。④ 助手共闘が時間割に組込まれた演習を土曜午後にずらせ自主演習としてや

っている。これは大学側が単位を認めざるを得ない。⑤すると自主講座の単位も認めざるを得ない」と次のように発言。

『松下』ええ、落書という概念を転倒させる必要をどうしても感じました。人に見られないように書く落書から、公然と自分の最高の表現を、敵側が重要視する空間に登場させる落書へ。全共闘諸君もいろいろ落書はしましたが、奇妙なことに黒板だけポッカリと残していた。ぼくは黒板にペンキで落書を登場させた。落書を、一つの自主講座運動として、また新しい形のバリケードとして展開したわけです。それに対する権力からの賠償要求が、ぼくという固有名詞をねらってきている。しかしこれは、かれらにとって脱出不可能なワナになるでしょう。また一切の表現者が、何をどこに表現するかという空間性を問われている。そういう学園闘争の枠をこえた問題が引出せます。

(参照 45.3.22~29「朝日ジャーナル」、12頁)

3. 24

「真昼の自主講座」と題し、火曜午後2時M202教室、金曜午前9時半~11時、午後0時半~1時半、B105教室で自主講座を行ない拠点の拡大を計ってきた。また土曜午後の助手共闘の自主講座と連繋を深めて行くとの次のビラ配布。

真昼の自主講座

<授業>を媒介とする反革命の波に抗して私の<休講>クラスに踏みとどまつた人たちを中心として、1月から数回にわたり真昼の自主講座がおこなわれてきた。

火曜 1時~2時、M 202 教室

金曜 (9時半~11時 0時半~1時半) B 105 教室

火曜は一クラス、金曜は二クラスの諸君との討論によって過渡的に設定されたが、すでに、ゲーテ、ブレヒト等の原文検討、各人にとっての必然的テーマの討論が積極的に展開されつつある。参加は完全に自由で、全ての人に開放されている。

これはB 109 ロックアウト前から周到に計画された、拠点の拡大、運動化の一つの応用であるけれども、同時に、土曜の午後の助手共闘による自主演習など、ありとあらゆる模索、試行と深いところで連帶していくこうとするものである。(∴単位要求する人すら包括する。)

一切の先入観を捨てて真昼の自主講座に結集せよ!とくに<授業>に屈服したと思いこんで自己の闘争を展開しないでいる諸君の参加をよびかけたい。現在、こえがたい壁のようにみえる単位制度、教授会のファッショ化、自治会の内圧的止揚などを統一的にとらえていく方法を共に追求したいし、死んだ教師たちによって死んだ読まれ方をしている古典を生きかえらせる努力をなされるであろう。

いま提案しているのは、1年以上にわたる自主講座運動の無数の成果の一つをささやかに空間化、持続化していく例にすぎない。むしろ、このビラをよんだ人が、さらに創造的な運動を展開するための媒介になってほしいのである。それこそが、<真昼>のように明るいようにみえる<深夜>の情況にふさわしい行為であろう。

1970. 3. 24

松 下 昇 (連絡先、A棟430号 TEL 2679)

と

3. 25

全共闘系学生、A棟および食堂入口の硝子破壊。注

注 25日には松下グループ10数名、全共闘派学生約25名は、午後3時半以後立入り禁止のA棟入口に押しよせ、立入禁止のはり紙を破棄することともに、全共闘派学生はA棟入口ドアの時価7.5千円の硝子ならび食堂入口ドアの時価1.5千円の硝子を破壊した。

(参照 45.6.28「広報」20号 4頁)

3. 26

松下講師の筆跡とみられ、自主講座実行委員会の名による「石渡氏への公開質問状」と題したビラが26日付で配布されたが、それによると石渡講師担当の木曜1限B201、2限B 403、土曜1限B 301、2限B 403教室のドイツ語の時間に毎週公開討論を行ない同講師授業の妨害宣言。

甲南大専任講師

神戸大} 非常勤講師石渡氏への公開質問状
神戸外大}

1. 現在、勤務している甲南大、神戸大、神戸外大における闘争に対して、どのような見解をもち、どのように行動してきたか。
2. 昨年春に解雇された外大の非常勤講師、松下氏のクラスに対して学外で権力守護下の補講が強行されたが、これに参加し、我々の公開討論を拒否（神大においても）した理由は何か。
3. <講師>としての職務に忠実であることによって処分、闘争弾圧を許してしまうという責任をどのように引きうけるか。
4. その他、公開討論に結集した全ての人の問題提起をうけとめ回答すること、それまで<正常な>授業をおこなわないことを要求する。もし、それができないとすれば、その根拠を全ての参加者が納得するまで説明せよ。

1970. 3. 26

自主講座運動実行委員会

公開討論予定 毎週 { 木曜1限・B201 2限・B403
土曜1限・B301 2限・B403

3. 30

松下グループ学生、ロシヤ語の授業妨害。また31日には村井教官のロシヤ語の授業を松下グループのS21岡本雄二郎、J20藤井伸夫らはギターや携帯ラジオその他を持ち込み、楽器をならしラジオをかけたり、大声で歌を歌うなど悪質な授業妨害をし、授業を受けようとする学生との間で険惡な空気がみなぎった。

(参照 45.6.28「広報」20号 4頁)

4. 2

3月22日の立ち入り禁止のB 109教室の不法侵入につづき、再び共闘派学生約30名が窓硝子をやぶり内部に入り、ドアの金具を徹底的に破損し、内側からドアを開くや松下講師、学生の先頭に立ち同教室を1時間余り占拠。（参照 45.6.28「広報」20号 4頁）

4. 8

松下講師らは松下処分反対、教授会粉碎を叫び事務室入口にロッカー等をつみ同室を封鎖し、部長の退

去命令に従がわず事務室前に共闘派ならびに松下グループ学生と坐りこみ、威力業務妨害現行犯、不退去罪で逮捕された注①。

注① 4月8日の教授会開催妨害と、松下講師ほか40名の学生の逮捕

4月8日の教授会は、前回3月25日の教授会で設置が決められていた「松下講師問題調査委員会」の事実調査の報告などを議題として、午後3時半より開かれる予定であった。

これまでの教授会は助手の傍聴が許可され、自由に発言できるしきたりになっていた。しかし助手の1人諏岐田教官はさきの教授会にテープレコーダーを持ちこみ、会議の模様を録音し、このテープを学生に渡していた。学生はこのテープを公開したり、このテープをもとに教授会での教官の発言を詳細に記録した文書（一部の発言を削除）を販売したりしていた。これらの助手が教授会に参加していたためか、教授会開催中にその進行状況が外部に洩れたりすることもあった。8日の教授会の議題を全共闘系学生が知っていたことは立看板などで了解できるが、今回は「4・8教授会をブッ壊せ」、「全教官に死のゲバルトを」などこれまでに比べてかなり激烈な調子の表現をして教授会粉碎行動を予告していた。12月3日の教授会には松下講師自身を先頭に約100名の学生が乱入し約3時間にわたって軟禁された経験があり、その後の教授会では、会議室に通じる二つの通路を締切り、南側ベランダを通つて会議室に入るようになっていた。それでも全共闘系学生は執務中の事務室の中をデモしたり、或いは立入禁止のベランダまで来てビラをくばったり、デモをしたりした。そして2月25日には教授会開催中にドアを棒で大音響と共に突き破り、又投石により割れた硝子の破片で教官が負傷するなど、憂慮すべき事件が起った。その後は休暇中のため教授会は平静に行なわれたが、休暇も終つて再び授業が始まった3月25日の教授会では、押入ろうとする全共闘系学生と、これを阻止しようとする教職員との間に玄関前でもみ合いが起り、硝子戸が割れるなどの暴行を働き、教職員を憤慨させた。このように、松下講師の言動を教授会でとりあげて議論し始めると共に、一部全共闘系学生の動きも過激になるので成りゆきが憂慮されている所であった。

これより先、過激な一部学生の教授会開催妨害があるため、教授会の開催場所、警備方法などについて教授会メンバーにアンケートを求めたが、教授会は学内で行なうこと、警備は、妨害が予想されるときは警察力により教官の身辺を守るのもやむを得ないなどの意見が多くだったので教授会執行部は必要に応じて万全の対策をたてることにした。

8日は午後1時すぎよりB109教室前広場に学生が集り始め、集会し気勢をあげたあと、赤、白、黒、青色の各ヘルメットを含む約80名の学生はデモを始め学外に出た。松下グループを含む学生約60名はそのままB109教室前で集っていたが、学外に出た学生らはバス道をデモしたあと再び教養部に入り、午後2時すぎ、すでに始まっている第3時限目の授業を妨害すべくB棟に分散して入った。B棟やM棟では赤や黒のヘルメット学生が、クラス討論やアピール、或いは教官に議論をもちかけて、授業が中断されたのが10教室ほどあった。

また30名ほどの学生は、教職員の制止もきかず執務中の事務室の中をデモしたあと、午後2時半ごろからA棟一階事務室前に坐りこみ、松下講師処分反対の気勢をあげていた。

そして、ロッカー、戸棚などで事務室に通じるドアを締め切り、中にいる事務職員は外に出ることが出来ず軟禁状態となった。またP21回生友田がマイクを持って事務室に入ってきて、「我々がここに坐りこんでいるのは教授会の開催を妨害するためであって、事務職員が事務をとるのを妨害する目的で坐りこんだり集会をしているのではないから諒解してほしい。松下処分問題で職員・学生を交じえて討論をしたいから是非参加してほしい」と述べたが、誰も参加する職員はなかった。事務を妨害する目的ないと叫んでも、いままでの教授会当日の学生の行動からみて、今日はどうなるだろうかという事務職員の動搖は隠すべくもなく、また執務中の事務室をデモをしたりして、事務を妨害する目的でないと果して云えるだろうか。

このような状況であったため、湯浅教養部長事務取扱は午後3時すぎ、これでは正常な勤務の出来る状態ではなく、また午後3時半から開催予定の教授会も開けないと判断し、あらかじめ午後3時半からA棟一階の立入禁止を掲示してあったがこれを変更し、午後3時より学生のA棟入りを禁止する旨をマイクで再三にわたって放送し、A棟からの退去を命じた。二三の全共闘系学生はこの湯浅教養部長事務取扱の警告を阻止しようとし、スチール製ゴミ箱を事務室に投げこむなどの乱暴をした。そして事務室前から玄関に通じる廊下に松下講師を含め7～80名が坐りこんだ。

大学側はやむを得ず2時50分頃、警察に正門前までへの出動を要請した。大学当局はこの措置により、学生が自ら引き上げることを期待したが、学生はなおも再三の退去命令をも無視して坐りこみを続けたので、3時30分頃、やむを得ず市道に待機中の警察部隊に学内立入りを要請せざるを得なくなつた。しかしこれも、事務室前から構外に出る通路はすべて解放されており、錠がかかっていないことをたしかめた上での処置であった。坐りこみの学生は機動隊にカエレ、カエレのシュプレヒコールを始めたので、湯浅教養部長事務取扱は、この状況を憂慮し、A棟に坐りこんでいる人達に、直ちにA棟から退去するよう呼びかけ、その呼びかけで約半数はA棟階下に去った。松下講師にも直接、威力業務妨害になるので立ち去るよう呼びかけたが肯んぜず、41名が逮捕された。松下講師が逮捕されたあとも、M5回生森川ら数人の学生は坐りこんだまま取り残された状態になったが、退去しないで後ほど逮捕された。堀江評議員は「松下講師は教官であるゆえ不退去罪にならないので釈放してほしい」と警察側に要求し、警察側も松下講師に立去るよう勧告したが立去らなかつた。教官、事務職員が自由に事務室に入りできるようになったのは午後4時過ぎであった。

なお逮捕に際し、逮捕者が警察官に殴られ血を流したなどの悪質な流言があるが、これは全く事実無根のことである。

逮捕された41人を乗せたトラックが学外に出るのを阻止するため、約50名がそのトラックの前に坐りこんだが、湯浅教養部長事務取扱は坐りこみをやめて学外に出るよう命じ、その後警察力によって通路が開かれ、トラックは学外に出た。

その後B109教室前で学生約100名は「不当逮捕反対」の集会を始め、A棟附近をデモし、そのとき拳銃の石を会議室に向って投げ、窓硝子が割れた。幸いカーテンがひいてあ

ったので破片があまり散乱せず、附近に教官が居合せたが怪我せずに済んだ。(P.19写真
7 参照) なお逮捕されたのは松下講師ほか学生40名(女子6名を含む)で、この中には
学外者(東京教育大生)も含まれていた。

なお逮捕された学生は、3名を除き、松下講師を含めて残り全員、11日午後釈放され
た。最後まで氏名を黙否していた3名も20日釈放された。

(参照 45.6.28「広報」20号 4頁)

4. 11

去る8日威力業務妨害現行犯、不退去罪で逮捕された松下講師らは処分保留のまま釈放された。

4. 13

文学部教官有志、理学部、農学部、医学部、教養部助手有志名で教養部4.8事件に抗議すると題し「4月8日午後3時過ぎ教養部構内に機動隊が導入されたのみならず多くの逮捕者を出したことに強く憤りを感じ教養部当局に抗議する…」の抗議文を教養部に送り来るも、責任者の明記されていない文書であった。

教養部4.8事件に抗議する

4月8日午後3時過ぎ教養部構内に機動隊が導入されたのみならず多くの逮捕者を出したことに強く憤りを感じ教養部当局に抗議するものである。

教養部では昨年の5月に学部改革案を公表し、その中で旧来の管理運営方式の深刻な反省と共に学生の人格を尊重すべきであると述べていたにもかかわらず教育者の集団たる教養部教授会がその同僚及び教え子を41人の多きにわたって自らの意志で逮捕せしめた。しかも教育・研究の場である学内に於てこれがなされた。

教養部教授会はこれまでにもしばしば機動隊の出動を要請しており、あたかも警察と共に教養部は存在するかの如き状況を自ら創り出している。教養部教授会の従来より唱えていた大学の自治なるものは果して何であったのか。

我々は今回の事件を断じて黙視することは出来ない。

昭和45年4月13日

理 学 部 助 手 有 志
農 学 部 助 手 有 志
医 学 部 助 手 有 志
文 学 部 教 官 有 志
教 養 部 助 手 有 志

4. 15

教授会は公務員法82条にもとづき松下講師の行動が懲戒処分に値することを決定、またその処分は免職処分が妥当であるとの意見が最も多かった。

4. 18

松下講師グループ学生15名、「松下講師の授業に対する教授会の処置は納得できない。自分たちはあくまで松下講師を媒介として学習してきたのであるが、自分たちが受講届を出した松下教官宛に成績表を送る」よう教授会に要求。

要 求 書

44年度後期の金曜日1時間目は、松下教官が2クラスに対して授業をおこなう予定であったが教授会の一方的な措置により2クラス所属の学生は、他の教官の授業を受けるよう強制された。

しかしながら、これは、授業単位認定権を教官（教授会）で独占し、学生の自主的改革、自主的学習意欲を阻害するものであって、我々は強く抗議する。

それ故我々は、履修届提出に際しても、当初の時間割に記載されていたとおり、松下教官を媒介として学習する意志を示し、同教官の参加を了承して、毎週充実した学習を続けてきた。学期末となり、単位が問題となってきたが、我々が行なってきた活動は、これまでの教官をオールマイティとした様な授業のワクをはるかに越え、あくまで自らの意志に基いて、おこなってきたもの故、その評価に対しても相互に討論、判定をおこない、成績表に記入すべきであると考える。形式上の記入、捺印は松下教官が妥当であると考える。我々は4月末日までに、成績表を松下教官あて手渡すか、郵送されるように要求する。

尚、詳細に関して、我々と討論される意志があるなら、いつでも応じたい故、早急に掲示を出されたい。又、我々の要求を拒否する場合はその理由を公開せよ。

昭和45年4月18日

2クラス

J 21103	野 田 治	J 20008	藤 井 伸 夫
L21030	加 納 健 次	M5046	森 川 佳津子
P21173	森 岡 洋	P 30323	山 田 隆 志
J 21086	水 島 昇	T20010	根 立 悟
J 21107	岡 田 富美夫		
再 履 修	S 20076 飯 塚 三 喜	J 20008 藤 井 伸 夫	
	S 20078 勝 川 正 一	M5046 森 川 佳津子	
	P 21294 友 田 清 司	P 30323 山 田 隆 志	
	P 21339 山 本 俊 長	T20010 根 立 悟	
	T 21221 山 内 俊 夫		
	L 21097 上 原 孝 仁		

神戸大学教養部 教授会殿

4. 18

教養部学生自治会臨時執行部、臨時執行委員長筒泉正春より4月18日付で ① 4.8機動隊導入の経過と責任の所在② 松下処分の経過、処分の理由に関し速やかに学生、職員に明らかにするようにとの次の要求書が湯浅部長に提出された。

要 求 書

我々教養部臨時執行部は、教授会が、以下の二点について、掲示、ビラ、広報等により、速やかに、学生、職員に明らかにするよう要求します。

1. 4.8 機動隊導入の経過、責任所在について
2. 松下処分の経過、処分理由について

以上二点について、4月24日迄に、上記の方法及び各教授会構成員の授業時等における回答説明を行なっていただきたいと思います。

昭和45年4月18日土曜日

教養部教授会

教養部長 湯浅光朝 殿

教養部臨時執行部

臨時執行委員長 筒 泉 正 春

4. 23

松下講師処分問題につき東京大学教官折原浩氏より次の「抗議ならびに要請」と題し松下講師処分案を白紙撤回し、松下講師が提起した問題に取り組むように強く要請した文書が教養部・各位宛に送られてきた。

抗議ならびに要請

貴教授会は、同僚の松下昇氏にたいして、神戸大学闘争における氏の本質的問題提起に答えられないまま、氏の「懲戒処分」を発議され、「調査委員会」を設置され、公開を要求する松下氏らを官憲に委ねた上で、極秘裡に「免職処分」を決定されました。

松下氏は、この闘争に深くかかわられ、学生諸君の問題提起を真摯に受けとめられ、さればこそ、授業、成績評価など、大学教師の自明の業務とされる事柄についても、ご自身の問いつめと思想性にもとづく独自の行動をとられ、身をもって問題をつきつけられたのだと思います。それにたいして、貴教授会は、いったいどのように答えられたのでしょうか。松下氏の問題提起を顧られず、既成秩序を前提とし、ただこれにもとるというような「理由」をつけて、氏を大学から追放し、氏の問題提起を葬り去ろうとしておられるのです。

湯浅光朝氏はじめ、教授会メンバーの各位は、ご自身のやっておられることの意味がおわかりなのでしょうか。お一人お一人、ご自身の胸に手をあてて、調査され、裁かれるべきなのはいったいどちらか、とお考えになったことがあるのでしょうか。松下氏の問題提起に、まともにお答えになった方が、一人でもおられるのでしょうか。

松下氏たちの果敢な運動によって映し出されたご自身の姿におそれおののき、密室に逃げ隠れ、「国家公務員法」、機動隊……要するに各位の既得権を保障し、各位をして現にかくあらしめている既成秩序にすがりつき、ふるえながら強権を発動されただけではないのでしょうか。

貴教授会の「処分案」が評議会を通り、「合法的に発令」され、貴大学が、岡山大学に次いでみずから『大学自殺宣言』を発せられるまえに、ご再考になり、「処分案」を白紙撤回されて、松下氏の問題提起にとりくまれるよう、強く要請いたします。

1970年4月23日

神戸大学教養部・各位

折原 浩

(東京大学教養学部)

5. 3

日本独

た教職員

侵害にか

ぬこと

明文の当

て正確な

教官の外

5. 45年度前期授業（45年5月）

5. 3

日本独文学会員小川正巳、野村 修、脇阪 豊ほか18名の教官より……学園問題に主体的に関与してきた教職員が非協力などの名目で不利益処分を受けるか、あるいは政治的圧力を受けることは基本的人権の侵害にかかる重大な危険性を今後に残すものであるから、松下講師処分あるいは規制を絶対におこなわれぬことを強く要望するとの次の5月3日付声明文が教授会宛に書留内容証明郵便で送られてきた。この声明文の当非はともかくとして、松下講師問題に重大な関心をよせられている教官たちに同講師問題について正確な事実認識をしてもらうため、「広報」を送ろうとしたが、すでに送付づみの小川、野村、脇阪3教官の外の18名の教官は氏名も明記されていなかった。

声 明

一昨年来の全国にわたっての大学問題は、目下ひとつの転機をむかえつつある。各大学における固有の問題や特殊事情にもかかわらず、この間に提起され深化してきた問題の本質は、学園の「正常化」の名目のもとに過去へと葬りさられるべきものでは決してない。

しかしいま、これらの諸問題をすんで身にうけ、学園問題に主体的に関与してきた教職員が、「非協力」などの名目で不利益処分をうけ、あるいはなんらかの政治的圧力をうけつあることは、基本的人権の侵害にもかかわる重大な危険性を今後に残すものである。

目下進行しつつあるさまざまな形での政治的規制の現状にたいし、憲法の保証する思想・表現の自由、教育・研究の真の在りかたに重大な関心をもつ、われわれ日本独文学会員有志は、本日の学会総会での真剣な民主的討議を経て右の認識に到達したが、ここにその真意を公けにし、かつ広く世論に訴えるものである。

関係当局におかれては、かかる意味での処分、あるいは規制を絶対におこなわれぬことを、ここに強く要望する。

1970年5月3日

日本独文学会員有志

小 川 正 巳
野 村 修
脇 阪 豊
ほ か 18 名
(5月4日現在)

神戸大学教養部教授会 御中

京都市左京区吉田二本松町

京大教養部 野村研究室気付

日本独文学会員有志

5. 4

「サイケイ」新聞は、松下講師ら、講義用の教室を6か月にわたって不法占拠し、同教室を拠点とし

て教授会・授業・試験を妨害し、教室に白ペンキで落書きしたりするなどの不法行為の事実をつかみ、威力業務妨害、建造物侵入容疑で兵庫県警および灘署は松下講師の逮捕にふみきったと5月4日付で報道。

5. 6

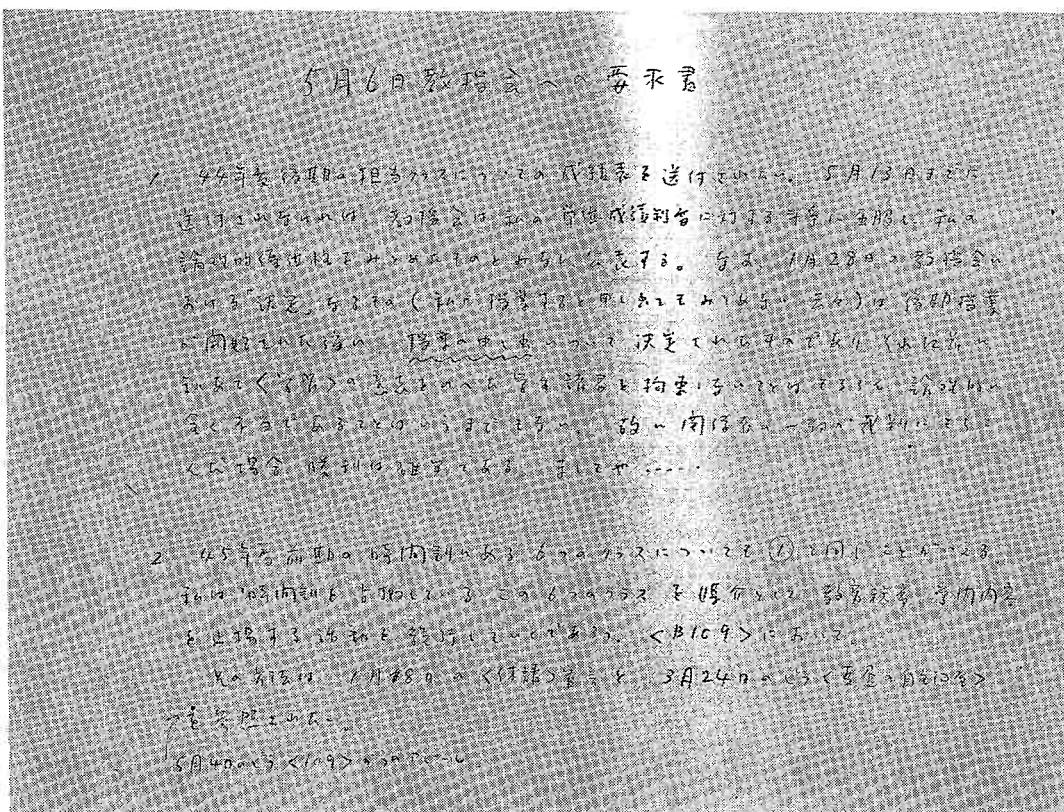
教授会、松下講師に対する懲戒処分に関する教授会の意志を尊重し善処されるよう部長を通じ評議会に申し入れる。

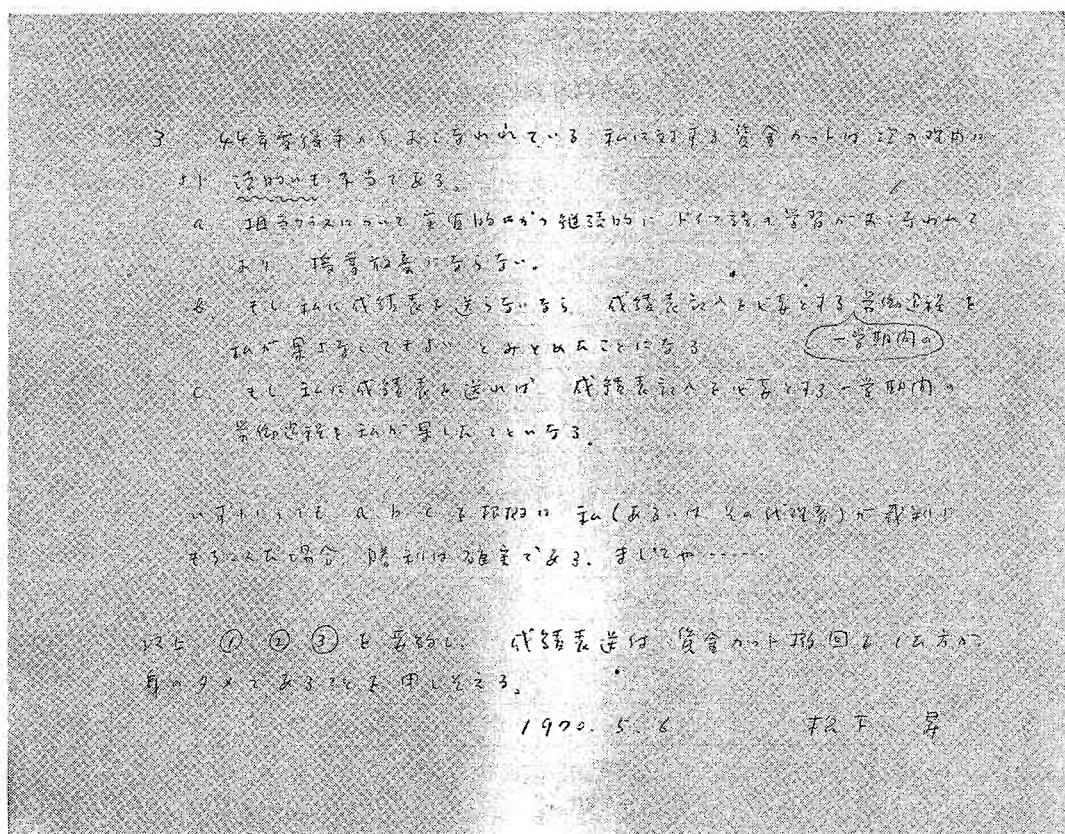
5. 6

松下講師、「5月6日の教授会への要求書」と題し、①44年度後期担当クラスの成績表を送付されたい。②44年度後半からおこなわれている賃金カットは法的に不当である、③成績表送付拒否、賃金カット施行は不法であり、それをやめた方が身のためであるとのビラを配布。

5月6日教授会への要求書

1. 44年度後期の担当クラスの成績表を送付されたい。5月13日までに送付されなければ、教授会は私の単位・成績制度に対する闘争に屈服し、私の論理的優位性をみとめたものとみなし、公表する。なお、1月23日の教授会における「決定」なるもの（私が授業すると申し出てもみとめない、云々）は後期授業が開始された後に、授業の申し出について決定されたものであり、それ以前に私あて<学習>の意志をのべた学生諸君を拘束しないことはもちろん、論理的に全く不当であることはいうまでもない。故に関係者の一部が裁判にもちこんだ場合、勝利は確実である。ましてや……





2. 45年度前期の時間割にある6つのクラスについても①と同じことがいえる。私は時
間割を占拠しているこの6つのクラスを媒介として、教育秩序学問内容を主張する活動
を続行していくであろう。<B109>において。

その方法は、1月8日の<休講>宣言と、3月24日のビラ<真昼の自主講座>5月4
日のビラ<109>からのアピールを参照されたい。

3. 44年度後半からおこなわれている私に対する賃金カットは次の理由により法的にも不
当である。

- a 担当クラスについて実質的かつ継続的にドイツ語の学習がおこなわれており、授業
放棄にならない。
- b もし私が成績表を送らないなら、成績表記入を必要とする一学期間の労働過程を私
が果さなくてよい、とみとめたことになる。
- c もし私が成績表を送れば、成績表記入を必要とする一学期間の労働過程を私が果し
たことになる。

いずれにしても、a、b、cを根拠に私（あるいは、その代理者）が裁判にもちこんだ
場合、勝利は確実である。ましてや……

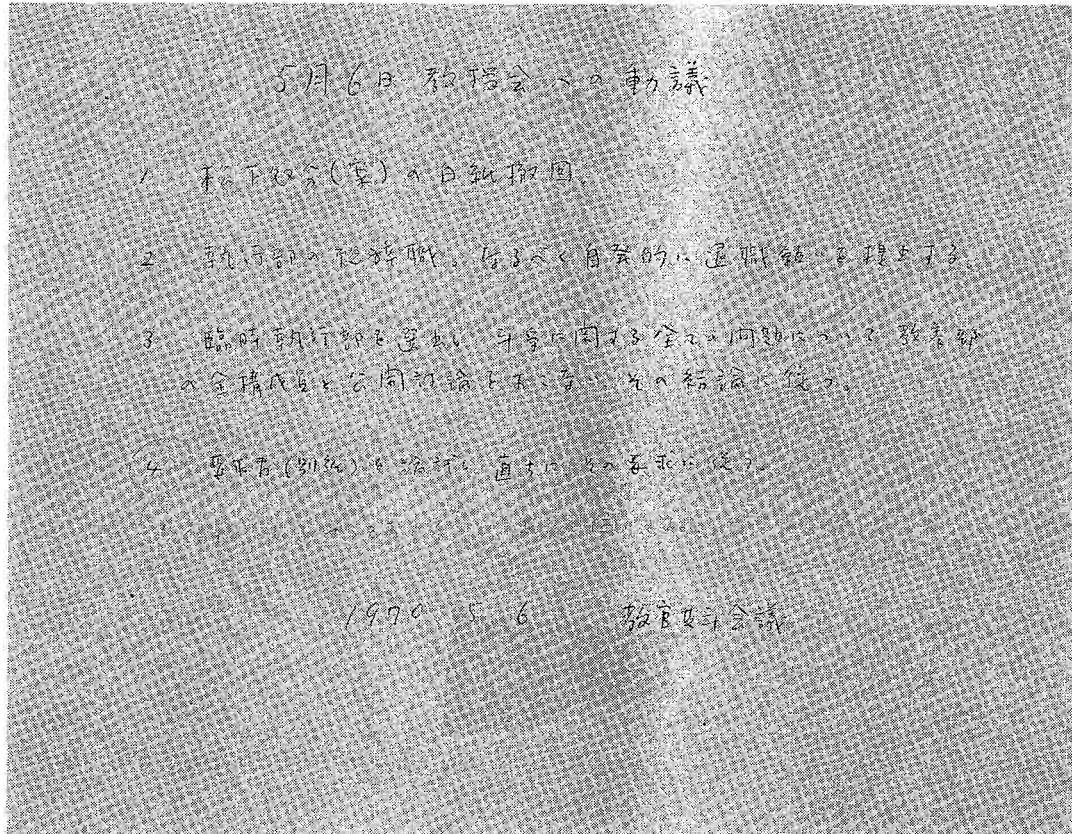
以上、①②③を要約し、成績表送付、賃金カット撤回をした方が身のタメであることを
申しそえる。

1970.5.6

松 下 昇

5. 6

5月6日、松下講師は「5月6日の教授会への要求書」と題したビラを配布したが、同日同じ筆跡で「5月6日教授会への動議」と題し①松下処分案の白紙撤回、②執行部の総辞職、③臨時執行部を選出し、闘争に関するすべての問題を公開討論し、その結論に従うとの次のビラが教官共闘会議名で配布された。



5. 7

松下講師、45年度前期の時間表でドイツ語（松下）となっている人はその通り記入して下さいとの次のハリ紙を事務室前の壁にはる。なお、同講師は時間表に従って、5日より教室に赴いたが、受講学生は現われなかつた。

45年度前期の時間表で、月曜 2、3限・木曜 2、3限・金曜 3限
にドイツ語（松下）となっている人はその通り履修届に記入して下さい、もちろん再履修も受けます。今後の<学習>活動について討論したいのでA 430 研究室に来られたし。
原則として教室でやりません。

1970年5月7日

松 下 昇

5. 12

去る4月8日逮捕され、12日処分保留で釈放された松下講師に逮捕状がでたと12日付日刊新聞一せいに報道。

広島大学助教授脇阪豊氏より昨5月13日の松下講師に対する逮捕状発行の新聞記事に関し、湯浅部長宛で、①今回の逮捕は、神戸大学の責任者からの法的手続きをよるものか否か、それはどのような立場からなされたものか、②今回の県警の決定に先立ち、事実の認知に関しての大学の責任者に対する問い合わせの有無、あった場合にはその回答の内容はどのようなものか、の2点について責任ある立場から社会に明らかにせよと5月13日付の書簡が送られてきた。脇阪氏（当教養部より昨年秋広島大学に転任）は逮捕状の発行を逮捕と誤解して議論を展開されておられるが、前任校のことでもあるし、いろいろ正確な事実調査の上に立つて議論すべきであろう。なおこの書簡に対して部長は折返し返書を送った。

後ほど脇阪氏より、逮捕状の発行を、逮捕と感ちがいして手紙を書いたが、逮捕状の発行であっても、なお気持は変わらないとの書簡が部長宛に届けられた。

前略 本日新聞報道にて神戸大学教養部講師松下 昇氏が兵庫県警に逮捕されたとの件を承知致しました。松下氏が昨年初頭以来とてこられた行動と、それに対する神戸大学教養部のいくつかのご判断並びに処置に関し、私は、私なりの見解を有するのですが、只今の緊急の事態につき、その点にのみ問題を絞り申しのべさせて頂きます。

結論的に申しまして、今回の兵庫県警の処置は、私の承知する限り、我国の大学の歴史上その前例をみない重大な国家権力の大学干渉ではないかとの疑いを強く抱かせます。即ち、今回の「逮捕」についての根拠は、新聞報道が伝えます限り、全て、神戸大学内においてとられた松下氏の行動に関してであります。このことは、少くとも今日までの大学の在り方からみて仮に、その正当性についての論議はわかれるとしましても、それは、飽くまでも大学内において、とくにその所属の部局において、事実の正しい認識と判断が、なによりも先行すべきものであると考えます。しかし、私が承知する限りでは、松下氏の行為に対する責任ある判断は、いまなお神戸大学教養部においても、また、神戸大学そのものにおいても、最終的になされてしまう、またまた多くの討議が、教官層、職員層、学生層においてなされるべき状態にあります。

今回の兵庫県警の松下氏逮捕は、以上のような見地から、全く憂うべき先例として、我国教育界に記録されることを考えざるをえませんが、仮に、神戸大学教養部が、それを放置されますときには、自からもその共犯者の汚名を後に残すことになると思います。私は、私のかつての勤務校であり、かつ同僚の多くが今なお構成員としておられる、神戸大学教養部が、万が一にも左様なる誤りを犯されるとは考えませんが残念ながら只今まで、今回の兵庫県警の処置に対する、神戸大学の責任ある立場よりの、なんらかの見解の表明に接しておりません。以上のような立場から私は、何よりもまず、松下氏の所属する神戸大学教養部が、兵庫県警に対し、同氏の即時釈放を要請されることを心より要望致します。或いは、左様な判断に基づく措置が既になされていることかと思いますが、私は、事の重大性と緊急性とにかく、ここにあわせて次の諸点についての事実を、責任ある立場から広く社会に明らかにされることを望みます。

- 1 今回の兵庫県警の行為は、神戸大学の責任ある立場、または神戸大学関係者からの、法的手続により発生したものであるか否か、それは、どのような立場からなされたもの

か。

- 2 今回の兵庫県警の決定に先立ち、事実の認知に関し、大学の責任者に対し、なんらかの問い合わせがあったのか否か、もしあったとすれば、それに対する回答は、どのようになされたのか。

改めて申し上げるまでもなく、昨年夏来の、大学法成立を転機とする、大学への政治的干渉は日増しに明らかとなっております。私は、神戸大学在任当時、大学法成立に至る過程のいくつかの、重大な政治的規制の予兆的現象（中教審の答申など）に関し、神戸大学教養部声明の文書の草案の起草に直接参与し、大学のとるべき立場について幸いにして多くの方々のご賛同をえて、その意を、神戸大学教養部の名において公表されることに、いささかの微力をつくして参りました。その基本的な考えは、今日の教養部の方々において変りないものと確信しております。そしてその理念に基づく態度の表明は、いま当然に求められるべきものであると信じます。

詳報を手にしえない現状で、あるいはなんらかの誤りを含むものであるかを危惧致しますが、ことの重大さに、敢て即刻の要望と質問とを記しました。教養部長としてのご責任の下明確かつ、迅速な処置とご説明を期待致しております。

1970.5.13

広島大学文学部助教授 脇 阪 豊

神戸大学教養部長

湯 浅 光 朝 殿

5.13

松下講師は5月6日、「5月6日の教授会への要求書」と題したビラの中で、45年度前期の時間割にある時間に<B109>的な自主講座的な活動を行なうと述べていたが5月13日、教授会は、松下講師のいう意味の<授業>を正規のドイツ語授業とは認めないと決定した。^注

注 松下講師の授業の履修について

松下講師は過去2期にわたって授業を拒否してきた。今期の授業時間割を作成し始めた3月中旬においては、まだいわゆる松下講師問題については教授会で討論を始めたばかりであり、従来通り松下講師に授業を割当てることにした。しかし、5月13日の時点において、教養部教授会として松下講師の処分について一応の結論を出したことでもあり、改めて松下講師の授業について検討することになった。

5月13日の教授会に先立ち、松下講師は5月6日、教授会への要求書と題して、①44年度後期担当クラスの成績記入表を送れ、②45年度前期の授業はB109的な自主講座を行なう、③賃金カットを撤回せよ、と要求し、成績表送付、賃金カット撤回をした方が身のためですよなどと書いた半ば脅迫的な文書を送ってきた。44年度後期における松下講師のドイツ語の授業に対し、受講届を提出した学生は極く少数で殆どが松下グループ、いわゆる自主講座グループで、これら学生は松下講師のドイツ語の時間以外は、受講届に「落書実技」、「教授学会」などふざけた内容のものを書いた者が多いため、これらのこと考慮し、松下講師の5・6教授会要求書を検討した結果、学生諸君に無用の混乱を与えることを避けるため、下記の掲示をすることにした。

44年度入学生の第3期の時間表にのっている松下講師の授業の履修についての注意。

松下講師より教授会議長宛5月6日付書簡によれば、同講師は45年3期時間表に割当ているL・J・E・B学部（ドイツ語選択）のクラスに対し、従来同様同講師の云う意味の＜自主講座運動＞を延長しようとしている。教養部教授会は従来から同講師のいう＜自主講座＞は認めていない。したがって今回も同講師のいう＜授業＞を正規のドイツ語授業とは認めないと決定したので、学生諸君は履修・受験届を出す際に注意されたい。

5月13日

教 養 部 長

なお、前述の松下講師の「5月6日教授会への要求書」と同封して、「5月6日教授会への動議」を教官共闘会議の名で、松下処分（案）白紙撤回、執行部の総辞職、臨時執行部の選出、等を要求してきた。この文書は松下講師の要求書と筆跡が同一であり、松下講師の手で書かれたものであると思われるが、教授会では取りあげなかつた。

5月7日には、松下講師はこれまでの教授会決定を無視したピラを事務室前に張り出した。これは45年度前期の授業が始まると、松下講師は時間割に割当てられた時間にその教室で待機していたらしいが、学生が受講に現れなかったのでこの張り紙をしたのではないかと思はれる。なお、これらの事実が加わったため、5月13日の教授会で、学生に迷惑と混乱の起るのを避けるため、上記の決定となつたものである。

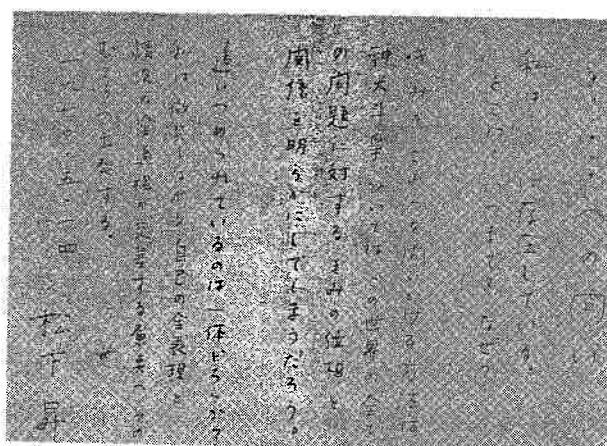
(参照 45.6.28「広報」20号 1頁)

5. 14

5月14日付日刊新聞は、威力業務妨害、建造物侵入の疑いですでに逮捕状がでていた松下講師の自宅を早朝捜索したが、同講師の姿はみられず、警察が大学紛争で大学教官の令状執行にふみ切ったのが始めてなら、被疑教官が逃亡したもの始めてと報道。

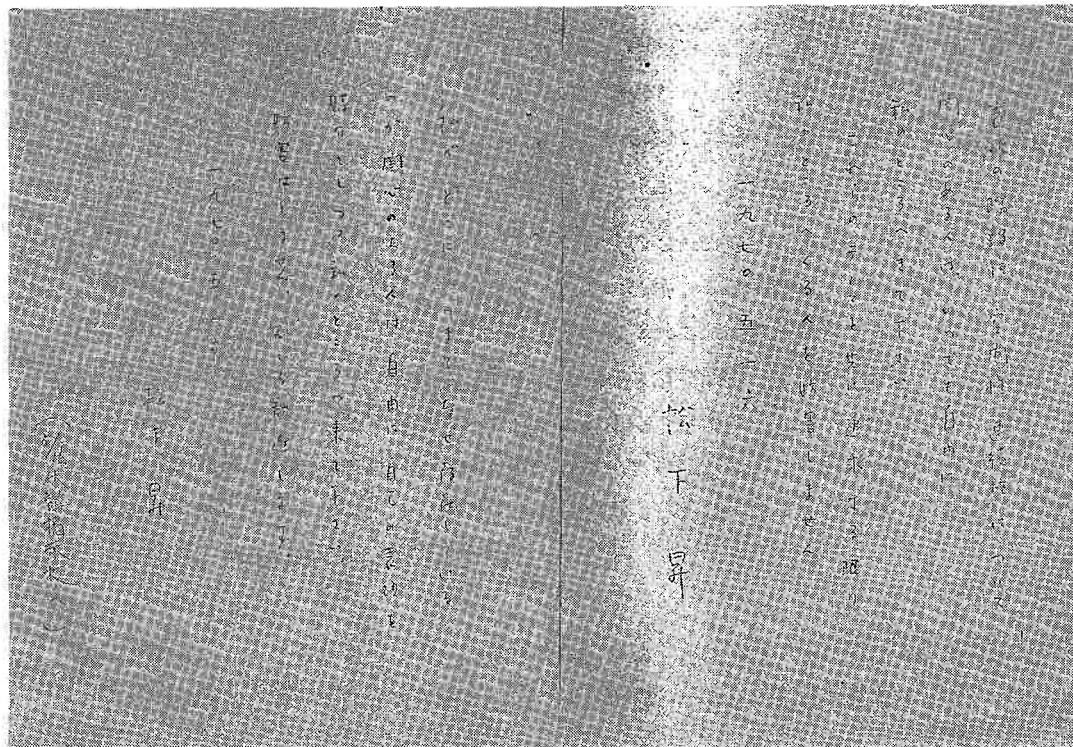
5. 14

松下講師は逮捕状がでて以来姿をかくしていたが、家宅捜索が行なわれた同日「……への問い合わせ」と題し「私は…存在している、どこに？ いつまで？ なぜ？ 追づめられているのは一体どちらか」などと書いた、警察当局への挑戦状ともみられるはり紙が教養部の中庭の掲示板に何ものかの手ではらされていた。



5. 16

1 昨日の「……への問い合わせ」のはり紙について16日には「私がどこにいつまでいるか関心のある人、表現の階級性、空間性、連續性について関心のある人は私のところへ来て下さい」との次の2枚のはり紙が同じく中庭の掲示板にはられていた注①。なおこの2枚のはり紙は松下昇名となっていたが代筆のように思われた。



5. 18

しばらく姿を消していた松下講師は、18日午後1時ごろ、森川佳津子らと教養部正門前に現れた。この日朝からE19古川和義・L20清水早子の両君が松下講師処分反対などのため教養部正門前でハンストを始めた。松下講師らはこのグループに加わり坐りこみを始めたため、大学および灘署は、警察への任意出頭を勧告したが拒否され、松下講師は森川佳津子とともに逮捕された注①。このあと、松下講師不当逮捕反対を叫んで一部学生は部長室に乱入り注3、またC棟で落書を行なった注2。

注1 5月18日の松下講師および女子学生1名の学内再逮捕

5月18日午前9時頃、ハンスト決行中の立看板をたてE19古川和義、L20清水早子の両君がハンストと称し教養部正門横掲示板前で坐りこみを始めた。清水君のハンストの理由は松下講師処分反対にあったようであるが、古川君の場合は他にいろいろ理由があったらしい。

ところが授業が終り、校庭がにぎやかになり始めた午後一時頃理12日以後姿を消していた松下講師が、森川ら学生数名と突如教養部に現われ、ハンスト一行に加わった。そしてこれに呼応して、農学部から、文学部・理学部に向け教養部に応援に行くようにとの放送が

始まった。警察は、松下講師らに逮捕状がでていることを告げ、警察に任意出頭するよう松下講師に申し入れた。松下講師は逮捕状を見た上、学生と相談し態度を決定するといい、警察側と押し問答が続いた。しばらくこの様な状態が続いたあと、警察側は任意出頭不可能と判断し、湯浅部長に松下講師の逮捕はやむを得ないと思うので現場で立ち会ってくれるよう申し入れた。部長は警察側に学内逮捕は避けるよう申し入れると共に、松下講師には逮捕令状が出ている以上大学としてこれを拒否することは不可能であるから、警察に任意出頭してくれるよう説得を重ねた。警察側、大学側の説得が前後40分続いたが、松下講師の受け入れるところとならなかった。そのうち農学部を始めとする他学部の学生もまじえ学生の数も急に増加し、約200名になり、学生側から松下講師逮捕反対の演説も始まり、現場は騒然となった。部長は大学主脳部と協議し、説得に応じない以上松下講師の学内逮捕もやむを得ないと判断するに至った。

このため警察当局は午後2時、正門前市道で待機していた機動隊を教養部構内に入れ、学生の妨害を排除し、逮捕令状の出ている松下講師・森川佳津子の両名を逮捕し警察に連行した。

警察側が松下講師らを逮捕して引き上げようとした時、学内逮捕に抗議した学生が、コーラбинを投げ、1警官が負傷した。警察側は、コーラбинを投げた学生は名乗ってでよと呼びかけたが応ずる者なく、一時両者の間に険悪な空気が流れた。

なお5月19日の「サンケイ」、「神戸新聞」などによると、松下講師は警察当局の調べに対し、「現場で混乱を起こして申し訳ない」などと答えたようである。しかし、①当日始まったハンスト支援という形で教養部に現われたこと、②現われた時刻が丁度昼休みで、校庭に学生の多い時であったこと、③松下講師逮捕直後に、反安保学生共闘の名で、松下講師不当逮捕反対のビラが配布されていたことなどを併せて判断すると、当日の松下講師の行動は、一定のスケジュールで組まれたものと思われる。

なお当日からハンストに入った学生の1人は、6時間毎にハンストの解除宣言もありうるビラについて述べていたが、夜間は学生会館に引きあげたりして、古川君は20日、清水君は21日夕刻にハンストを中止した。なおハンスト学生の健康については医務室の林さんが終始見守り注意していた。

松下講師や学生らの逮捕事件につき、看板によれば、この逮捕は湯浅部長の告訴に基づいて行なわれたものとしているが、湯浅部長らの告訴の事実ではなく、全く虚構のことであることを明らかにしておく。

注2 一部学生のC棟での落書き

松下講師ら2名を逮捕して警察が引きあげたのち、松下講師グループの学生、C共闘、A共闘の学生らは旗をもち、不当逮捕弾劾、湯浅執行部の責任追求などを叫び、B、C棟を約50名の学生が教官研究室のドアを足でけるなどしながらデモをした。その直後、シニ

アに進学すみのA 3 浄慶耕造がC棟の壁に落書きを始めた。これをみた男女職員が落書きなどつまらぬ事をするなど云って制止したがきり入れず、両者のにらみ合いとなつた。これをみてK教官も落書きの不当性をあげて改めて制止した。すると浄慶ら数名の学生はK教官にくつてかかり、同教官の胸ぐらをつかみ、こづき廻し、落書きに用いたマジックペンを同教官のひたいに押しつけるなどしたので、同教官は学生の暴力行為を黙しかね、学生をつきとばし、険悪な空気がみなぎつた。この学生らは同教官をB109教室前に連れ出し、松下講師学内逮捕などにつき釈明させようとした。

これをみたS教官はこれを止めに入ったところ、今度は浄慶らはS教官にくつてかかり激しい論争となつた。たまたまS教官を訪ねてきたある学生の母親がこれをみて、たまりかねて間に入ってとめるなどして、1時間以上にわたつたはげしいやりとりも漸くおさまつた。

ところでK教官と浄慶らと激しいやりとりをやつている際に、J20森田滋は横で平然と落書きをつづけ、女子職員が落書きを悪いと思っていないならサインしなさいと抗議すると、S.M.とサインするなど、あきれるばかりであった。松下講師学内逮捕という事件で興奮していたのかも知れないが、落書きなど罪の意識のないのは大学生としての良識を疑われても弁解の余地はなかろう。なお、これらの学生は、N棟岩田・杉原研究室を根城として、翌19、20日もN棟に落書きをくりかえした。

注3 一部学生、部長室に押しかけ教官と論争

これより少しさき、教養部内をデモしてまわつた約50名の学生はその後B108教室前で集会を行ない不当逮捕弾劾、湯浅責任追求を確認し再度デモし午後4時前解散した。その後L18橋本和義ら10数名の学生は湯浅部長の姿を求めて会議室、事務室を通つて部長室に押しかけた。

先ず橋本はB108前の広場での集会の確認事項に沿つてか部長に①湯浅光朝を始めとする7名の教官の供述を証拠に自分に対する逮捕状を請求したという検事の言葉は事実と考えてよいか。②あなたが自分たちを告訴したと考えてもよいか。③もしそれが事実なら直ちにB108教室前に赴き、そこに集つてゐる学生に本日のでき事その他について釈明せよと言葉鋭く迫つた。こうした質問に対し、①の件について現段階では答えられない。②私が告訴したのなら逮捕されたのは君たち3名に止らなかつたであろう。③に対し、本日のできごとなど松下講師問題については、これからB108教室前に赴き一部の学生に説明する気持はない。説明が必要と考えたら全学生に向つてやりたい。しかし4,000名の学生を対象とした説明会を行なうに当つては具体的な方法が見つからないので広報を通じて、できるだけ早い機会に行ないたいと答えた。

部長の言葉が広報におよぶと、橋本、清水たちは、たまたま広報委員の一人が居合せたためか、①広報の記事はブル新聞以下のデタラメな記事である。②なぜあんなくだらないものを発行するのか。③読んでいるのは一部の学生だけではないか、即刻発行を中心

止めよといいだした。それに対し広報委員は①広報は学内の事情を全構成員に知つてもらうために発行することを教授会で決めて行なっている。②教授会は現在非公開となっており、それを補ういみで教授会での決定事項中、学生に関係のあることは広報で知らせることを昨年9月5日の臨時執行部との団交で決めた。その意味からも広報の発行を中止することはできない。また③広報はそのものの性格上記事に間違いがあることはならぬので、あらゆる方法で事実を確認し、最終的に広報委員が責任をもって編集しているのである。④もし君たちが広報の記事がデタラメであるとの確証を握っての発言ならその証拠書類をまとめて投書してほしい。早速投書欄にのせ、全学の批判を受けて善処すると答えた。また、部長を初め、居合せた他の教官は、今回の逮捕が不当でありもし教職員が事実を曲げた供述を行なったという確証を握っているのなら法廷で堂々と争えばよいし、ビラでもパンフレットでもなんでもよい責任ある、事実に立脚した文書で世論に訴えたらよいではないかともいった。こうした教官側の反駁に対し、橋本たちはなぜ文書にせねばならぬ、口頭で事足るではないかと答えるのみであった。

部長室に押しよせた学生とそこに居合せた10数名の教官との押問答は約1時間続いた。結局学生たちは部長をB108教室前につれだすことの不可能さを知つてか午後6時半頃退室し始めた。退室に当つてL21上原孝二はこんな教官はなぐらないとめざめないとの暴言をはいた。居合せた教官はその暴言を取り消すか、さもなくんば暴言に責任をもつため学部、氏名を名のれとつめよつた。しかし暴言を取り消さず、氏名も明かさずに立ち去つた。

(参照 45.6.28「広報」20号 8~10頁)

5.19

昨18日の松下講師の学内逮捕に関し京都大学教官野村 修氏より抗議と要請と題した文書が部長並びに教員宛に送られてきた。

抗議と要求

昨18日午後、神戸大学教養部講師松下 昇氏は、神戸大学構内において逮捕された。朝日新聞の伝える警察の談話によれば、この逮捕にたいし、神戸大学学長および教養部長は、事前に了解をあたえていたとのことであるが、この経過には、大学問題に関心をもつ者が見すごすことのできない、重大な問題が含まれている。

もともと、4日付で発行されていたという「逮捕状」に逮捕の理由として記載されている「事実」はすべて大学問題にかかわっており、そこへの警察権力の介入は、大学自体が強権的姿勢をとることとひとしく、大学の理念の存立を危うくするものである。松下氏の行動の提起した諸問題は、大学の主体性において議論され、展開され、解決を志向されなければならない。したがつて、大学としては当然、松下氏の逮捕を策する警察にたいして、強く抗議しなくてはならなかつた。にもかかわらず、神戸大学当局が抗議することはおろか、むしろ逆に、警察力の介入を問題庄殺の奇貨とし、これを黙認し、あるいは要請したとすら推測されることは、神戸大学当局の悲惨な頽廃のすがたを、歴史のなかに露呈するものである。

わたしは、大学の「所属」こそ異なれ、大学にかかわるひとりの人間として、大学をみずから警察権力に売りわたす神戸大学当局の姿勢に抗議するとともに、神戸大学の教員諸氏が、学問の理念を思い、松下氏の即時釈放を警察に要求することを、要請する。

5月19日

京都大学 野 村 修

神 戸 大 学 学 長 殿

教 養 部 長 殿

神 戸 大 学 教 員 各 位

5. 23

5月23日付日刊新聞は神戸地検が、松下講師外4名の学生を建造物侵入、威力業務妨害罪で起訴、教官が大学紛争で起訴されたのは全国でこれが始めてと報道。なお、松下講師・森川佳津子は同日釈放された。

V 神戸大学教養部年表

(特にことわらない限り教養部のできごと)

昭和43年

'68

11. 28 評議会「団交」。住吉寮自治会の5項目要求について評議会と同自治会との間で「団交」が行なわれ、「11.28申し合わせ」が取りかわされる。
12. 5 大学事務局および学生部建物封鎖。寮生は「11.28申し合わせ」を評議会が白紙撤回したとして建物封鎖。評議会は白紙撤回の事実なしと主張。
12. 18 教養部学生大会、ストライキ原案可決。
12. 19 教養部学生自治会代議員大会の決定に基づき、同日午後より無期限ストライキ。
12. 20 教養部教授会「団交」。「11.28申し合わせ」の完全実施および評議会「団交」開催要求をめぐって行なわれる。
12. 20 工学部、学生大会でストライキ決議。

昭和44年

'69

1. 9 工学部、学生大会で12.20のストライキ決議に疑義ありとし、改めてストライキ決議。
1. 16 評議会「団交」。神大紛争、寮問題より全学的規模に発展。
1. 18 教授会「団交」。「教授会と学生自治会との再者が合意に達したことは実行する」ことが確認される。
2. 1 評議会「団交」。評議会の自己批判、評議会の議事録テープ公開が要求される。
2. 3 教養部学生大会。自治会執行部原案破れ、ストライキ実行委員会提出のストライキ続行の案可決。
2. 5 小委員会設置。教授会メンバーによる、大学改革のための6部門（学生の地位、管理運営、教官人事、選挙制度、予算、カリキュラム）の小委員会の設置を決定。なお、ここで得られた結論は「改革試案」として発表。
2. 5 農学部、学生大会でストライキ決議。
2. 6 自治会執行部辞任。ストライキ実行委員会を主体とする暫定執行部発足。
2. 10 教授会「団交」。大学の自治についての教授会統一見解発表。学生は教授会解体、教授会の自己批判要求が認められなかつたとしてA棟封鎖。
2. 12 第2課程学生大会。学舎が封鎖されたが、第2課程としては予定通り期末試験の実施を確認。
2. 15 第2課程学生大会。期末試験実施を再確認。
2. 15 法・経済・経営三学部、学生大会で「17日からの後期試験ボイコット、月末までストライキ」を決議。
2. 17 教養部、B棟封鎖。
2. 17 文学部、学生大会でストライキ決議。
2. 18 第2課程試験中止。2.17から第2課程期末試験が行なわれたが、ストライキ実行委員会等により試験の妨害があり、不祥事件の発生を憂慮して試験中止。
2. 19 野中教養部長、小島・湯浅両評議員辞任。

2. 24 理学部、学生大会でストライキ決議。
2. 26 西村教養部長事務取扱選出。
2. 27 理学部物理学科一部研究室「自主管理」。
2. 28 評議会議事テープ公開。「11. 28 申し合わせ」白紙撤回の有無をめぐっての 12. 5 評議会録音テープ公開。白紙撤回の事実のないことを実証。
3. 1 法学部、学生大会でストライキ決議。
3. 1 紅松・仁科評議員選出。
3. 1~2 日本共産党役員 2 名に対する監禁暴行事件。
3. 6 以上の事件に対する日本共産党の告訴に基づき、兵庫県警の現場検証、捜索が行なわれる。
3. 10 早朝、経済・経営学部学舎封鎖。
3. 22 理学部、学部長室「自主管理」。
3. 25 大学改革準備委員会発足（全学）。
4. 5 未明、文学部学舎封鎖。
4. 8 教授会「団交」。学生側、入学式中止を要求。
4. 9 第二課程授業が開始しうるよう自治会暫定執行部に申し入れ。
4. 10 入学式中止に突如決定。
4. 14 新入生連絡グループ結成、教授会で決定。
4. 18 理学部生物学科一部研究室「自主管理」。
4. 30 4. 9 申し入れについて再度暫定執行部に申し入れ。
5. 6 教養部封鎖 C・D 棟に拡大。
5. 7 夕刻、工学部学部長室等封鎖。
5. 10 「教養部改革試案」、教授会として他の構成員に提示することを承認。
5. 11 工学部建築学科棟封鎖。
5. 12 大学改革準備委員会、「神戸大学改革のための提案」を発表。
5. 15 法学部第 2 学舎、経済経営研究所封鎖。
5. 17 教育学部学部長室等封鎖。
5. 18 教育学部学舎、2 階以上を封鎖。
5. 19 教育学部、5. 18 封鎖した分を自主解除。
5. 21 教育学部学生自治会、学部長室等を封鎖解除。
5. 23 六甲台三学部有志連合等、法学部及び研究所を封鎖解除。
5. 24 法学部および研究所再封鎖。
5. 27 理学部物理学科一部研究室「自主管理」。
5. 27 農学部学生自治会、農学部学部長室等を「自主管理」。
5. 28 教養部広報委員会発足。
6. 4 「改革試案」についての討論集会を暫定執行部に申し入れを行なうも同執行部これを拒否。
6. 7 理学部生物学科 B 棟研究室封鎖。
6. 9 六甲台三学部第 2 課程、学外で授業開始。

6. 11 午後、理学部学舎全館封鎖。
6. 14 「大学立法」反対のため、教授会有志、神戸市内をデモ。その後も教授会代表が「大学立法反対」のための国会請願など反対運動を行なう。
6. 17 第二課程授業（第二語学のみ）教育会館で開始。
6. 26 午後、工学部学舎全館封鎖。
6. 28~29 教授会「団交」。学生側「全学集会」開催反対を要求。西村教養部長事務取扱、学生の暴行により負傷。
7. 2 教授会、6.28~29団交確認書追認せず。ストライキ実行委員会よりの7.5団交要求を拒否。
7. 3 西村部長、紅松・仁科両評議員辞任。
7. 5 教育学部学舎全館封鎖。
7. 9 岡村教養部長事務取扱、選出。このあと学生30名、教授会（学外）乱入。
7. 12 「全学集会」高倉山造成地で開かれる。
7. 15 堀江・中川両評議員選出。
7. 16 教養部新運営委員選出。
7. 22 経済学部、学生大会でストライキ解除。
7. 24 教授会、大学改革・封鎖解除・授業開始について教養部学生にアンケートを求める。
8. 8 全学封鎖解除。
8. 9 教養部集会。岡村部長、封鎖解除の経過ならびに今後の予定について学生に説明。
8. 11 岡村部長、病気のため部長辞任。
8. 12 「全共斗」学生A棟一時占拠。教職員の手で排除。
7. 22 経営学部、学生大会でストライキ解除。
8. 14 法学部、学生大会でストライキ解除。
8. 15 理学部学部長室を「自主管理」。翌日解除。
8. 16 湯浅教養部長事務取扱選出。
8. 18 経済経営学部、授業再開。
8. 19 法学部、授業再開。
8. 25 教養部学生集会。「全共斗」学生の妨害により学生負傷し、学生大会不成立。
8. 27~30 教養部学舎で新入生のオリエンテーション。
8. 29 工学部、学生大会で条件付ストライキ解除決議。
9. 1 1年生、討論をはさんだ形式で暫定授業開始。松下講師ら、小林・八木両教授の授業妨害。教養部学生大会成立し、自治会暫定執行部否認、臨時執行部選出。無期限スト解除、5日までの時限スト決議。
9. 4 教養部団交、「全共斗」の妨害により完会。
9. 4 医学部学舎、早朝封鎖、夕方自主解除。
9. 5 教養部団交。臨時執行部と確認書交換。学生自治会、時限スト解除。
9. 8 「9.5教授会団交確認書」教授会として承認。

9. 10 教授会、確認書の実行計画を討議し、10項目にわたってその実施責任者を決定。
9. 10 教育学部および医学部、予定通り夏期休暇終了。
9. 16 工学部、授業再開。
9. 16 教養部、全面的授業再開、昼食時クラス討論の時間帯を設ける。
9. 17 群制度の一部廃止、2年生に適用。
9. 24 N 401 生物実験室、松下講師らにより封鎖され、教職員の手で即日解除。
9. 27 45年度カリキュラムに関する中間答申。
10. 7~10 松下講師および「全共斗」、連日正門封鎖、教職員の手で連日即時解除。
10. 8 「教養部長選挙候補者推せん暫定規程」案、教授会了承。職員・学生に提示。
10. 11 教授会決定事項発表実施。
10. 17 学生大会、定足数に達せず流会。全共斗、会場を襲撃、学内にて火炎びん発見。
10. 29 教官・学生グループ制度実施。「教養部協議会規程」案、教授会了承。職員・学生に提示。
11. 8 43年度後期試験開始第1日目。松下講師らにより試験妨害されほとんど実施不可能。学生1名怪我。以後試験中止。
11. 10 理学部、授業再開。
11. 10 文学部、大学院授業再開。
11. 10 農学部、学生大会でストライキ解除。
11. 20 農学部、授業再開。
12. 3 「45年度カリキュラムに関する答申」、教授会として承認。松下講師および「全共斗」、教授会に乱入、教官を軟禁。
12. 27 松下講師ら、教室の黒板に白ペンキで落書き大書。

昭和45年 176

1. 7~8 松下講師ら、昨年末にひきつづき黒板に白ペンキで落書き。大学に84万円至239万円の損害を与える。
1. 14 44年度専門課程進学。約3か月例年よりおくれる。
2. 1 封鎖中より現在までの落書き等の学舎汚損等の修理開始、経費約780万円要す。
2. 25 教授会開催中、「全共斗」、会議室のドア破壊、木村助教授負傷。
2. 28 一部助手・学生ら、入学試験のため立入禁止中の学舎内で深夜、デモ・落書きを行なう。
3. 2 いわゆる「戦う自治会」選挙によって選出された委員を教授会は正式交渉相手としないことにした。(正式交渉相手は臨時執行部)。
3. 25 教養部制度の改革に関する委員会の報告発表。
4. 8 松下講師ら威力業務妨害等により逮捕。
4. 11 松下講師ら、処分保留で釈放さる。
4. 15 松下講師の行動が懲戒処分をに値することを教授会で決定、意見分布では懲戒免職が過半数を占める。
4. 21 45年度入学式、国際会館大ホールで開かれる。
4. 30~5. 2 一般教育的特別講演が行なわれる。

5. 6 教授会、松下講師処分に関する教授会決定を尊重し、処置されるよう評議会に申し入れる。
5. 12 「サンケイ」新聞、松下講師に対する逮捕状が出たことを報道。
5. 14 兵庫県警、松下講師宅を家宅捜索。
5. 18 松下講師、教養部構内で逮捕。
5. 23 松下講師、起訴・釈放。
6. 10 松下講師グループ学生ら、1類教授会を妨害し、その後、会議室を占拠、落書。
6. 23 全共闘派学生、教養部正門等を封鎖。その後六甲台講堂で行なわれていた、六甲台3学部自治会主催の全学安保講演討論会場に乱入し、窓ガラス等を破壊した。

付 錄

5. 31 「朝日ジャーナル」の見解について

「朝日ジャーナル」5月31号は、「神戸大学松下講師をはじめ造反教師の『極刑』が続いている。これをもって「大学の自治は守られた」と称する人たちがいるが果してそうだろうか」との書きだしで岡山大学教養部坂本守信、荻原 勝両教官の、停職5か月の懲戒処分の発令と松下講師に対する当教養部教授会の懲戒処分決定について批判を加えていた。ところで岡山大学の坂本、荻原両教官に対する措置に対する批判はともかくとして、神大教養部教授会の松下講師に対する措置についての批判は、松下講師の昨年2月2日の情況への発言以来の言行について克明な調査分析のうえでの反論であったであろうか。記者が取材に大学にこられた際広報委員が手渡した松下講師問題に関する数々の資料を克明に調査検討した上で論理を展開したのではなく、始めから一方的な論理を構築し、そのわくの内で好都合な事実を拾いあげ教授会あるいは執行部の措置を難詰しているように思われる。もしそうならそれこそベンの暴力といわねばならない。

「朝日ジャーナル」の記者は松下講師問題に関する調査委員会のこと冒頭であれ「…1人の教官の処分を確定するための調査委員会と銘をうっているのだからことは重大であるし秘密裡に進められたことの弁解になっているとは言いかたい」とのべ、教授会がある時期まで調査委員会の件について公表しないと決定したことに非難を加えている。このあたりから記者の独断が始っている。調査委員会はどのような経過で設けられたかその項を一読すればすぐわかるように一人の教官の処分を確定するために設けられたのではない。調査委員会の任務はあくまで事実の調査にありそれを逸脱することは許されなかった。教授会が松下講師問題についてある判断を下すための資料を生のまま提供することが調査委員会の任務であり、処分原案をつくるものではないことは議事録にも明記されていた。また調査委員会が提出した報告書記載の事実確認についてはこまかく教授会で検討が行なわれ、少しでもあいまいさがあればその項目は削除された。松下講師問題調査委員会はその構成その他をある時期まで公表しないことに教授会が決定したもの「調査委員に死のゲバント」その他脅迫的な落書やビラがあったなどという単純なものではなく、脅迫的落書やビラの背後に前述のような危険な事実がすでに繰返されてきていたからであったし、「朝日ジャーナル」記者のいうように「調査委員会のメンバー、その数、調査方法一切が教授会執行部の専断に委ねるものであった」などはとんでもないことで、その件については教授会で慎重審議の結果が執行部原案に落ちついたまでである。「朝日ジャーナル」の記述こそ現実を曲げた記述であったといわねばならぬ。また記者は「3月25日の調査委員会を発足させた教授会以降教養部教授会はつねに機動隊に守られて開かれているという事実だけははっきりつけ加えねばなるまい」とのべ教授会開催日に必要に応じて機動隊の出動を要請した大学当局の措置を非難しているが、こうした記述も正確ではない。さらに3月25日以来つねに機動隊に守られて教授会が開かれたなどあたかも松下講師問題が議題になって以来機動隊に守られるようになったといはんばかりの記事にいたっては認識不足も甚だしいといわねばならない。機動隊を要請したこととは3月25日以前にもあったし、3月25日以後にも機動隊を要請せず教授会が開催されたこともあった。機動隊を要請するか否かはその時どきの情勢判断からなされただけである。いいかえると朝日ジャーナルの記者は昨年12月3日の教授会、翌々5日の分散教授会懇談会への共闘派学生の乱入事件、本年2月25日共闘派学生の教授会強襲による木村助教授の負傷事件、昨年9月1日以後しばしばくり返された一部

学生の教養部事務室へのデモによる事務機能の麻痺事件、あるいは連日にわたる一部学生の暴力行為に対する応対をくり返すも一歩も歩みようがなく、このままの状態が続けば心身ともにまいってしまうとの一事務掛長の嘆きなど度重なる一部学生の暴行で身心ともに危険にさらされてきた神大教養部教職員の苦衷の事実をふまえての上での議論だったのであろうか。教授会執行部が共闘派学生のビルなどで教職員の身辺の危険が予想されたとき機動隊の要請にふみ切ったのもこうしたやむにやまれぬ事情があったのと、去る1月17日、広報委員が教授会メンバー全員にアンケートを求め、教授会の警備態勢をどうするかを聞いた際、飽くまで無防備というのが僅かに12%、残りの88%が警備が必要、その中に暴力学生に対する学内逮捕もやむを得ないというのが15%にのぼっていたからであった。機動隊要請がいけないのならば松下講師以外の200余名の教職員や4,000名の学生の身辺の危機については「朝日ジャーナル」の記者はどう考えたのだろうか。大学と機動隊とは相入れぬ存在であることは言うまでもないが、同時に大学は治外法権の場でもない。教職員や学生の身辺に危険が予想され大学人による危険防止の処置が取れないと思われば、機動隊の出動を要請するのもやむを得ぬ措置ではなかろうか。教職員、学生の身辺に危険がせまつた場合でも機動隊の出動要請がいけないというのであるならば、他に良策を「朝日ジャーナル」の記者は持ち合せているのであろうか。

また「朝日ジャーナル」の記者は、「松下講師の言っていることはよくわからない」といった一執行部員の言葉尻をとらえて、一人の教官の処分に当たる人間の発言としては軽率であろう、と非難している。たしかに同人の発言を額面通り取るならばその通りである。しかし「朝日ジャーナル」の記者がそのような非難をあびせるのであるならばこれまで詳細に記述してきた松下講師の言動すなわち、昨年2月2日の「情況への発言」以来終始一貫、授業・試験・成績評価拒否・教授会解体を叫びつけながら、昨年末突如、授業もするし採点もするといいだしたり、無断休講に対する給与減額もやむを得ないと答えておきながらその1週間後に、給与減額に対する納得できる説明があるまで授業をしないといいだし、さらに採点は脇阪方式（受講者全員に80点）ですると宣言しながら全員に0点をつけそれが祝福であるといいだしたり、落書に対して部長が補償を請求した際、自分がしたということの科学的証拠を出せといい恰も自分がやったのではないような発言をしながらその後で自分がやったと自ら発言したり、こうした前後矛盾だらけの言動をどう考えての非難であったのだろうか。一執行部員は常識では矛盾した言行としか考えようがない言行を繰り返してきたことに立脚して松下講師の言っていることはわからないといったまでであり、こうした言行を繰り返してきたことを知ってもなお、松下講師の言っていることはよくわかるとでも「朝日ジャーナル」の記者はいうのであろうか。某執行部員の言葉尻をつかまえそれを非難するのであるならば、そのあたりのことを明確にしたうえでやるべきではなかったか。

また「朝日ジャーナル」の記者は教養部「広報」の記述に言及し「広報」は「彼の罪状（授業拒否、不法侵入、占拠、落書など）についてはとくに念入りに調査報告しているが、そこでは松下講師の運動をつき動かしているものは何かと言う点には全く触れていない。すべて、法、規則に触れる行為の断片的な事実の並列でまとめて記述される。」と記述し「二義」の記述の取り扱い方が片手落とでもいうべき非難をあびせている。こうして非難は「二義」ある。は大学の性格を誤解した非難というべきであろう。「広報」は言論の統制権限でもないし、大学は思想の自由が保証された場であり、教職員がどういう思想をもとうと自由である、しかし思想が主だからといってどんな行動も自由だといえないはずである。多数

れ、
部長
逮捕
決定
逮捕
議論
行部
聞の

の教職員、学生に迷惑のかかる破壊行動をする人間が出るならば、たとえそれが教官であろうと問題にしないわけにはいかぬ。それをそのまま放任しておけば大学は崩壊するであろう。「広報」は大学がどうあるべきか、大学人に正しい判断をしてもらうようその資料を提供しつづけてきたまでである。思想と行為を併せて考えるか、分離して考えるかは各構成員の判断にまかせるよりしかたがない。両者を併せて考えて結論が出来れば直ちにそれを「広報」が取りあげるのにやぶさかでないが、「広報」が独自の方向に走ることこそその性格からみて行きすぎであろう。

月、1回発行の「広報」はその性格から、その間に発生したでき事、教授会決定事項などを正確に大学構成に伝え大学の在り方について考えてもらうために編集してきている。こうした編集方針すなわち法規にふれる行為の断片的な並列では事態の流れがわからないと非難をあびせているようであるが広報の性格から判断して事態の流れがわかる編集方針を取るべきであるといはんばかりのいい方は具体的にどのようなものであるかを明らかにすべきではなかろうか。事態の流れのわかる編集方針こそ問題があるのではないか。「広報」は言論の統制機関ではない。事態の流れは読者の判断にゆだねてこそ「広報」の性格とマッチするのではないか。

「広報」の性格を知りぬいているはずのジャーナリストが敢えて事態の流れのわかる編集をといっている。記者は松下講師の問い合わせを高く評価し、教授会はそれに答えず、破壊行動のみを捕え、処分するのはけしからぬといいたいのである。松下講師の提起した問題がどのように大衆受けのするものであっても実現可能なものでなければならぬ。教授会の公開論、一切の大学問題の大衆討議論など誰しもありたいと願っているが現実問題となるとどうにもならなかつたことはいわゆる大衆団交の失敗の跡をふり返るまでもない。問題は、教授会公開・団交がよいとすればその具体案である。過去の失敗を繰返さないようにするにはどうすべきであるかということである。4千数百名にのぼる教養部の構成員を前提とした教授会公開、大衆討議の具体的方法について何一つ松下講師は言及していない。教養部教授会はすでに大学の自治は教授会オンリーの自治でないことを表明して以来、教官・職員・学生の三者協議会をつくりその線で大学問題を討議し大学の民主化にふみ出そうとしているし、助手の傍聴をみとめ、教授会決定事項の「広報」を通じての公開の方向にすでにふみだしている。松下講師の提案に答えていないのではなく間接に答えているのである。ところが松下講師は学生自治会と話し合いの上で再開された授業を妨害し、教授会決定を無視しつづけ、あげくのはては表現の自由という名のもとにところかまわず落書を繰返し、大学の自治破壊に終止した。こうなれば同講師の行為を不問にするわけにはいかぬであろう。こうした松下講師の逸脱した行為を不問にすることは大学の崩壊に通ずるであろう。こうした事実をふまえても思想と行動を分離して考え、同講師の処分はいけないというのであるか。

最後に「朝日ジャーナル」の記者は松下講師逮捕状のことについて言及し「5月10日松下講師に逮捕状が出された。教養部執行部では「このことに関して、一切報告は受けていないし、連絡をとったこともない。たとえそれが学内での事件による逮捕であってもこと刑事事件である以上タッチしないし、対抗処置はとらない」とことを明言している。刑事問題だからといって、松下氏の行為がすべて学内の問題である以上、連絡もない逮捕は介入であろう。それも「口をはさまない」というのは前代未聞であると述べ松下講師逮捕状に対する執行部の態度を前代未聞のでき事をして非難している。また同様な考え方方は広島大学脇阪助教授の5月13日および14日付の教養部長宛書簡にも現われている。とりわけ脇阪助教授は「採点は脇阪方式」で有名となった教官であるとともに昨年街頭デモの学生に付き添い警察に公務妨害現行犯で逮捕さ

れ、教養部あげて釈放に乗りだしたときの当事者であっただけに松下講師逮捕状問題を深い関心をもって部長宛に書簡を送ってきたのであろう。（P.111参照）「朝日ジャーナル」記者や脇阪助教授が松下講師逮捕状問題でどういおうと、また執行部がどのような態度を取ろうと、最終的にこの問題について態度を決定するのが教授会であることは脇阪助教授逮捕事件で明白である。「朝日ジャーナル」は松下講師学内逮捕問題に対する教養部執行部の態度を前代未聞として非難しているが、もしそうであるならば教授会で議論を呼んだであろう。しかし現実には執行部の態度を非難する提案がなされなかつたので表面的には執行部の原案で事が運ばれていったにすぎない。こうした事実を確認もせず一方的に執行部の態度を前代未聞のでき事と非難した「朝日ジャーナル」の記者の態度こそ理解に苦しむことである。